

第3期氷川町地域福祉計画



みんなの心が通い合い、支え合う、
安心して暮らせるまち



平成31年3月
熊本県 氷川町

ごあいさつ



氷川町では、「みんなが地域でいきいきと安心して暮らせるまち」を福祉の将来像として、4つの方向性（「高齢者や障がい者を地域で支える仕組みの充実」、「誰もが生きがいを持って暮らせる環境の充実」、「いきいきと暮らせるための健康づくり」、「誰もがお互いに人権を尊重し、協調して支え合う社会づくり」）に基づいて福祉施策を推進しています。

一方で、全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、従来の社会福祉・保健・医療制度の枠組みだけでは対応しきれないケースも増加しています。

こうした課題に対応するため、このたび、「第3期氷川町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、「みんなの心が通い合い、支え合う、安心して暮らせるまち」を基本理念とし、「みんなでつながり、支え合う地域づくり」、「困りごとを『丸ごと』受け止めるしくみづくり」、「安全・安心に暮らせる地域づくり」の3つを基本目標に掲げています。

基本理念の実現に向けては、複数の分野に渡る問題や制度の狭間にある問題など、困りごとを抱える世帯が地域で埋もれることがないように、地域の福祉力をより一層高めていくことが必要です。そのため、本計画では、地域住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会、行政などのつながりを強化し、困りごとを抱える世帯を包括的に支援する仕組みづくりなど、地域の福祉力を高める様々な取組を進めて参ります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提案を賜りました氷川町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、各種調査に御協力いただいた町民の皆様、関係機関や団体の皆様に深く感謝し、心から御礼申し上げます。

平成31年3月

氷川町長 藤本 一臣

～ 目 次 ～

第 1 章 計画策定に関する事項	1
1 計画策定の背景.....	1
2 地域福祉計画の根拠.....	1
3 「地域福祉」とは.....	2
4 国・熊本県の動向.....	3
5 計画の期間.....	5
6 各種計画との関連.....	5
7 「障がい」の表記について.....	6
8 計画策定方法.....	6
第 2 章 地域福祉に係る本町の状況	8
1 人口の状況.....	8
2 世帯の状況.....	11
3 要介護（要支援）認定者の推移.....	13
4 年齢 2 区分認定者出現率.....	13
5 障害者手帳所持者の推移.....	14
6 20 歳代、30 歳代の男女別未婚率の推移.....	15
7 女性の就労状況.....	16
8 園児数の推移（保育園・幼稚園）.....	17
9 児童数・生徒数の推移.....	17
10 生活保護の状況.....	18
11 本町の主な健康・福祉施設.....	18
12 町民アンケート調査結果からみる本町の状況.....	19
13 民生委員等アンケート調査結果からみる本町の状況.....	34
14 区長アンケート調査結果からみる本町の状況.....	38
第 3 章 第 2 期計画の実施状況及び課題	42
1 福祉サービスの適切な利用体制づくり.....	42
2 福祉に関する意識づくり.....	43
3 地域福祉を担う人材づくり.....	43
4 地域福祉活動の拠点づくり.....	44
5 地域福祉活動を推進する仕組みづくり.....	44

第4章 本町の課題及び解決のための方向性	45
1 現状データや調査結果、第2期計画実施状況から抽出された課題	45
2 課題解決法の検討のためのワークショップの実施	47
3 課題解決のために出来ること（個人、地域、行政）	49
4 今後の方向性.....	54
第5章 基本理念・基本目標等	57
1 基本理念.....	57
2 基本目標.....	57
3 施策の体系	58
第6章 施策の展開	59
基本目標1 みんなでつながり、支え合う地域づくり	59
1 地域力の強化.....	61
2 地域福祉を支えるリーダー等の育成.....	62
基本目標2 困りごとを「丸ごと」受け止める仕組みづくり	64
1 他人の困りごとを「我が事」として捉える意識の醸成	66
2 多様なニーズを「丸ごと」受け止めることができる相談体制の構築.....	67
基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり	69
1 避難行動要支援者への支援体制の強化	72
2 誰もが安心して暮らすことができる環境整備.....	73
3 多様なニーズに対応できる仕組みづくり	74
第7章 計画の推進	77
1 円滑な推進のための責務と役割	77
2 計画の点検・評価	78
資料編	79
1 氷川町地域福祉計画策定委員会設置条例.....	79
2 氷川町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	80

第1章 計画策定に関する事項

1 計画策定の背景

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、国では高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児が同時に直面する世帯（ダブルケア）や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

こうした課題に対応するため、国においては、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」に向けた様々な施策が講じられています。

近年の「地域共生社会の実現」に向けた法律、指針、関連通知等を踏まえ、「第3期氷川町地域福祉計画」を策定します。

2 地域福祉計画の根拠

この計画は、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向性を定めるものです。

【根拠法令（抜粋）】

社会福祉法（第107条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 第106条の3第1項各号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

3 「地域福祉」とは

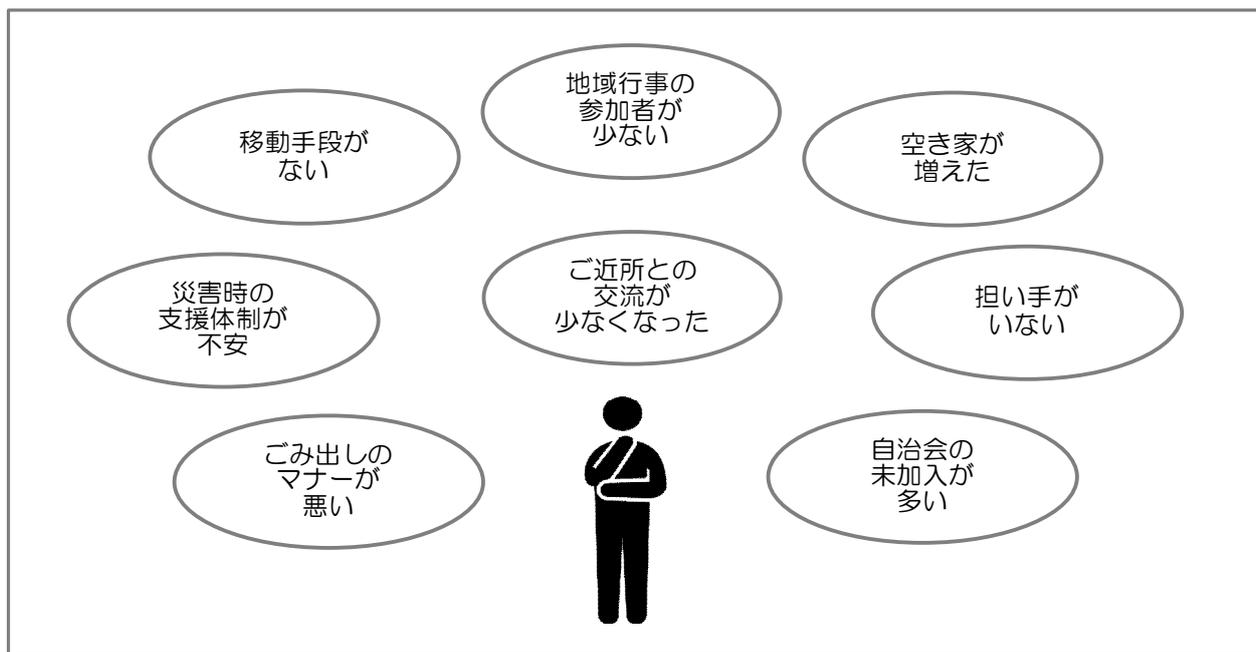
福祉を考えると、私たちは、高齢者、障がい者、子どもなど対象者ごとに分けてとらえがちです。それは、今まで対象者ごとに法律や制度が作られ、必要な福祉サービスが提供されてきた背景によるところが大きいと考えられます。

しかし、地域の課題の中には、一つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や、公的なサービスの対象にはならないものの生活する上での困りごとなど、既存の公的サービスの枠組みに当てはまらないことが多くあります。

地域福祉とは、地域の「ひと」のつながりを大切にし、お互い助けたり助けられたりする関係やその仕組みを構築していくことで、一人一人の地域の課題を解決し、さらに地域全体をより良いものにしていくことを目指します。

【「地域福祉」のイメージ】

地域には、様々な生活課題があります。



このような困りごとに対し、地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むこと、それが「地域福祉」です。

4 国・熊本県の動向

(1) 国の動向

① 「地域共生社会」の実現に向けた動向

近年の国の「地域共生社会」の実現に向けた動向をまとめると次のとおりとなります。

平成27年9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」報告）
平成28年6月	「ニッポン一億総活躍プラン [※] 」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月	「我が事・丸ごと [※] 」地域共生社会実現本部の設置
10月	地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会）の設置
12月	地域力強化検討会 中間とりまとめ
平成29年2月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステム [※] の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を国会に提出
2月	「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月	社会福祉法改正案の可決・成立
6月	改正社会福祉法の公布
9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

※ ニッポン一億総活躍プラン：「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプラン。

※ 我が事・丸ごと：「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくこと。

※ 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

② 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

平成29年12月に厚生労働省から発出された「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」で示された市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項は、次のとおりです。

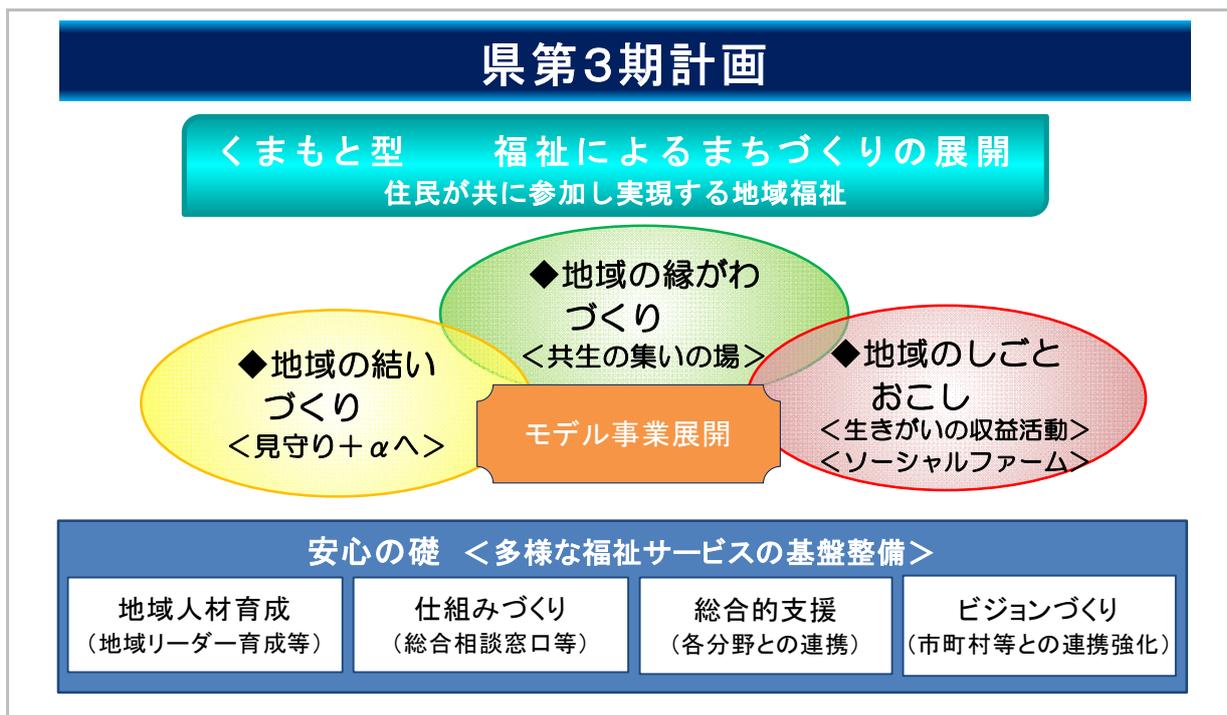
- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 熊本県の動向

熊本県では平成28年3月に、「地域の力で共に築く くまもと型福祉のまちづくり ～住民が共に参加し実現する地域福祉～」を計画の目指す姿とする「第3期熊本県地域福祉支援計画」が策定されています。

第3期計画では、熊本県独自の「三本柱」（「地域の縁がわづくり」、「地域の結びづくり」、「地域のしごとおこし」）の取組を引き続き進めていくとともに、さらなる「福祉とまちづくりの融合」を図っていくとされています。

計画の概要は下図のとおりです。



出典：熊本県ホームページ

5 計画の期間

計画の期間は、平成31年度（2019）から平成35年度（2023）までの5年間とします。

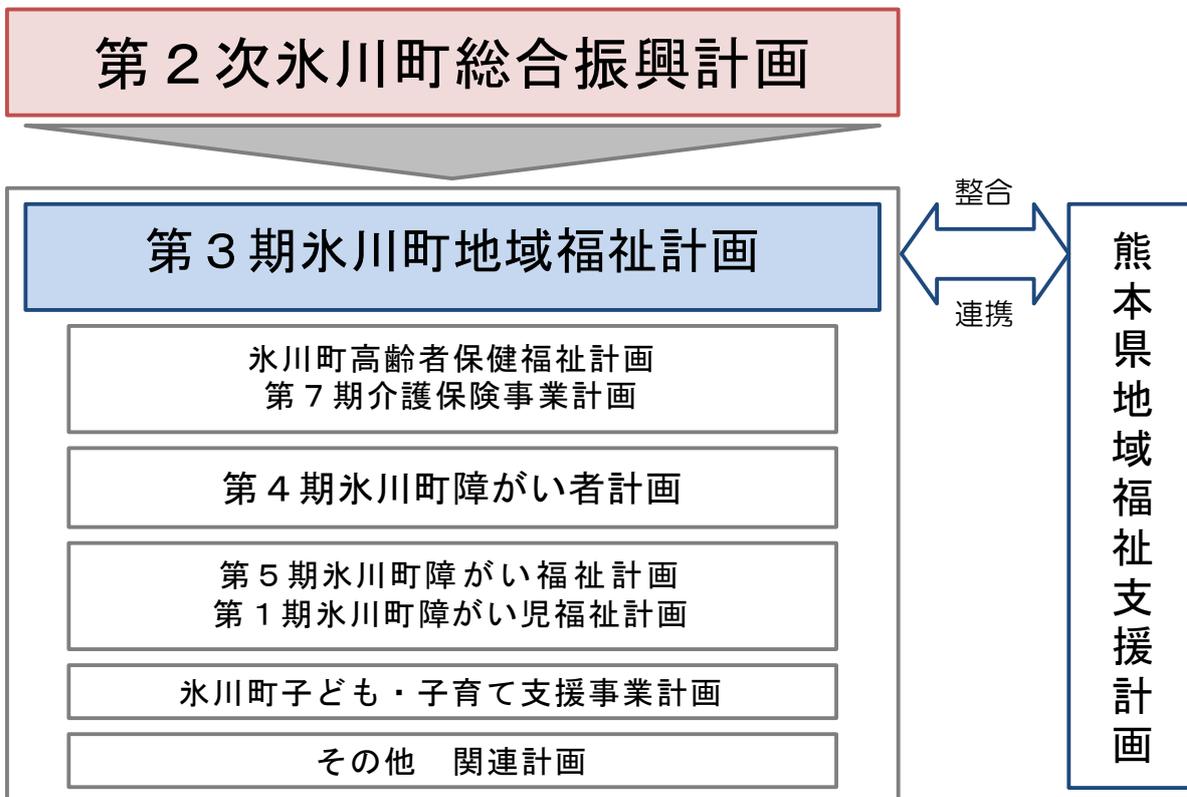
ただし、社会状況の変化や大きな制度改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)	平成36年度 (2024)
氷川町地域福祉計画	第2期計画	第3期計画					第4期計画
	見直し					見直し	

6 各種計画との関連

この計画は、「第2次氷川町総合振興計画」を上位計画とし、福祉サービスの対象ごとに作成している保健福祉分野関連計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。

また、「熊本県地域福祉支援計画」等の関連計画と整合・連携を図りながら推進していくものです。



7 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

8 計画策定方法

この計画に町民の意見を反映させるため、「氷川町地域福祉計画策定委員会」において、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

また、町民、民生委員児童委員・主任児童委員、区長を対象としたアンケート調査やワークショップ、パブリックコメント[※]を実施し、町民の意見の反映に努めました。

(1) 氷川町地域福祉計画策定委員会

本計画を検討するため、氷川町地域福祉計画策定委員会を設置し、3回の委員会を開催し検討を行いました。

回	期 日	主な内容
第1回	平成30年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長選出 ・第3期氷川町地域福祉計画の策定について ・今後のスケジュールについて
第2回	平成30年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ開催 ・第3期氷川町地域福祉計画案について
第3回	平成31年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期氷川町地域福祉計画最終案について ・第3期氷川町地域福祉計画概要版について

(2) 町民アンケート調査

町民の実態や意向等を踏まえた計画としていくために、平成30年9月から平成30年10月まで町民に対してアンケート調査を実施しました。

(3) 民生委員児童委員・主任児童委員アンケート調査

計画策定の基礎資料とするために、平成30年9月に民生委員児童委員・主任児童委員に対してアンケート調査を実施しました。

※ パブリックコメント：行政機関が計画等を策定するに当たって、事前に計画等の案を示し、その案について広く住民から意見や情報を募集するもの。

(4) 区長アンケート調査

計画策定の基礎資料とするために、平成30年10月に区長に対してアンケート調査を実施しました。

(5) ワークショップの実施

現状データや調査結果、第2期計画実施状況から抽出された本町の課題の解決のため、「個人で出来そうなこと」、「地域で出来そうなこと」、「行政で出来そうなこと」の検討を行いました。

(6) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するため、平成31年1月10日から1月25日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

第2章 地域福祉に係る本町の状況

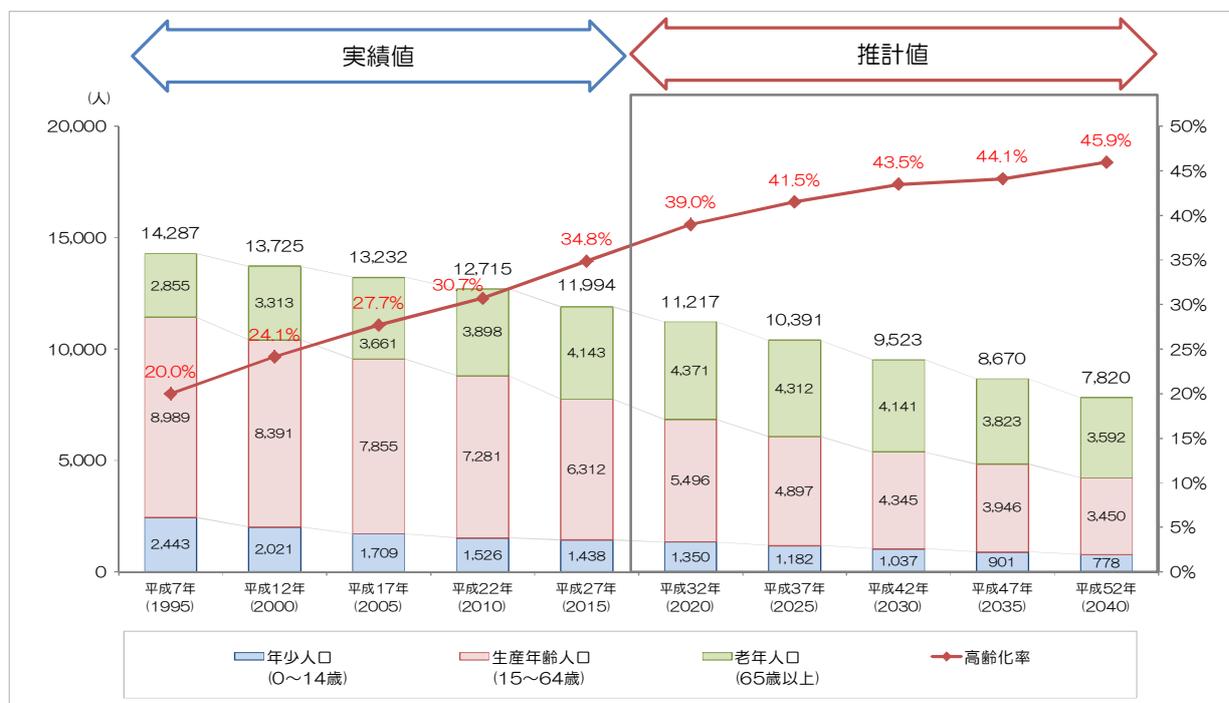
1 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移・推計

本町の総人口は、平成7年の14,287人から平成27年には11,994人となり、2,293人の減少となっています。

年齢階層別で見ると、総人口が減少傾向で推移している一方、65歳以上の老年人口が増加傾向にあります。

今後、少子高齢化が進展する予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年（平成52年）の総人口は7,820人、高齢化率は45.9%となる見込みとなっています。

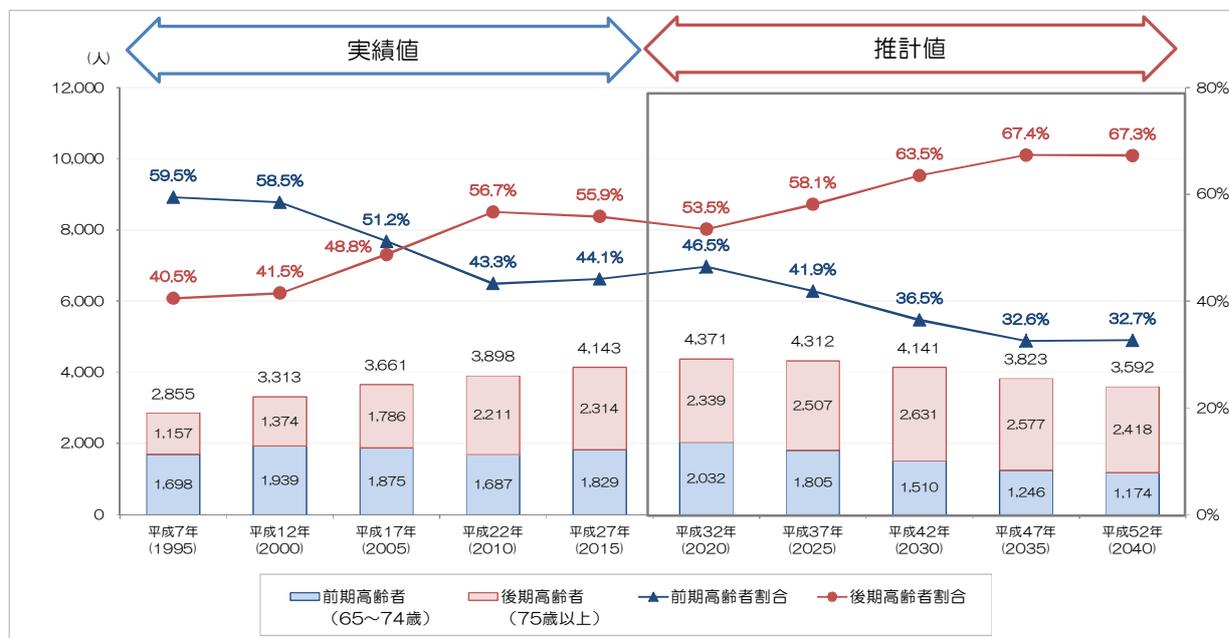


出典：国勢調査（平成7年～平成27年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（2020年～）

※平成7年から平成27年までの高齢化率は、年齢不詳を除いて算出しています。

(2) 高齢者人口の推移及び推計

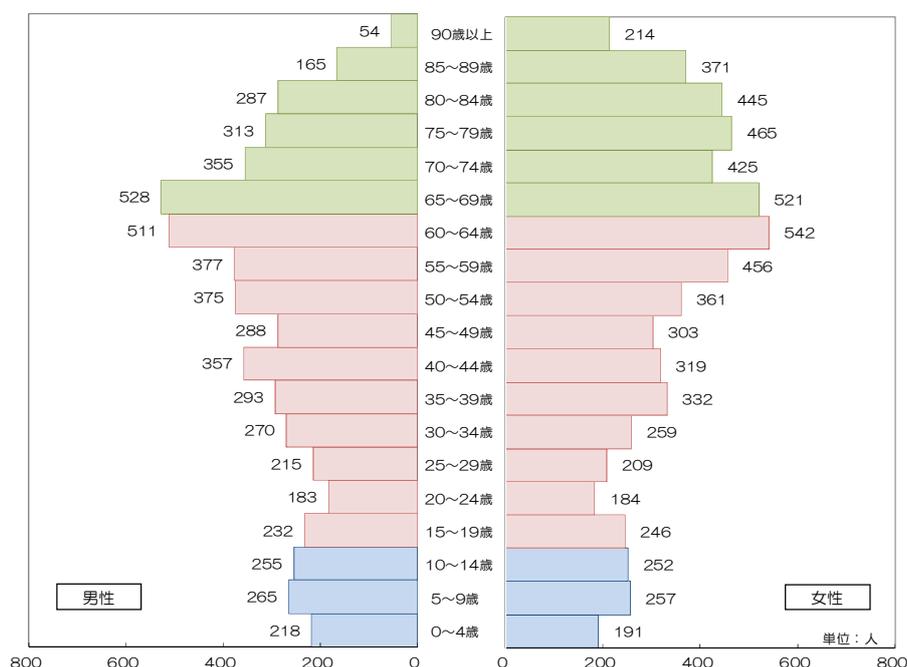
近年ほぼ同水準で推移していた高齢者人口に占める75歳以上の後期高齢者の割合は上昇に転じ、2040年（平成52年）には約7割となる見込みとなっています。



出典：国勢調査（平成7年～平成27年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（2020年～）

(3) 男女別・年齢別人口構成

本町の平成27年の男女別・年齢別人口構成をみると、20～24歳の主に高校卒業生を中心とした若年層にくびれがみられ、町外への流出がうかがえます。一方、60～64歳の団塊世代層に膨らみがみられます。



出典：国勢調査

(4) 地区別の状況（平成26年と平成30年の比較）

地区別の総人口、人口増減、世帯数、世帯数増減、高齢化率、高齢化率増減は以下のとおりとなっています。

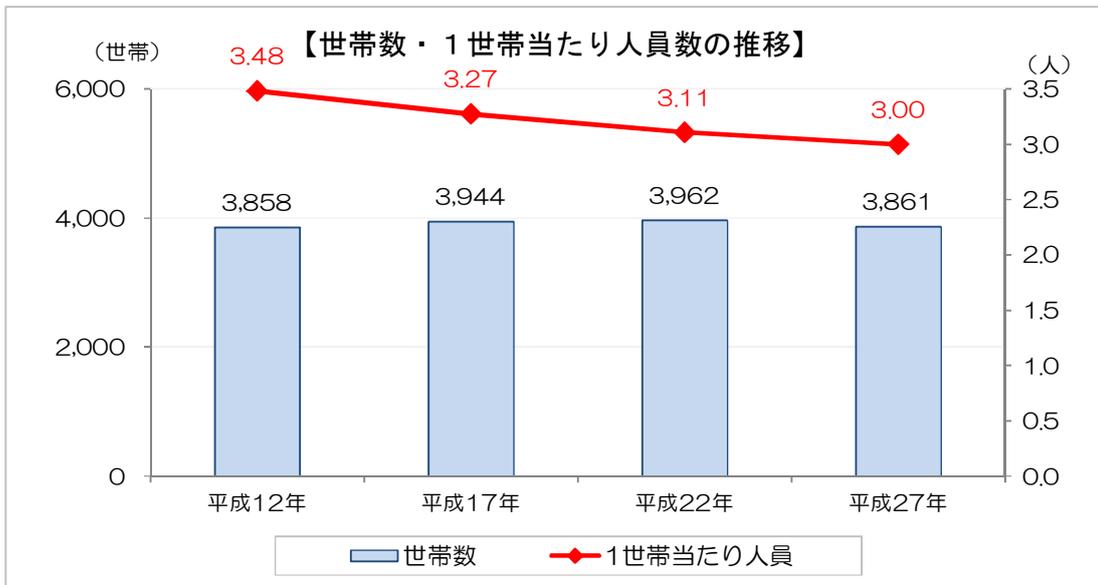
	総人口			世帯数			高齢化率		
	平成26年	平成30年	増減	平成26年	平成30年	増減	平成26年	平成30年	増減
柳の江	118	107	▲ 11	40	38	▲ 2	47.5%	53.3%	5.8%
島地	304	294	▲ 10	107	114	7	39.1%	41.8%	2.7%
鹿島	1,338	1,293	▲ 45	524	522	▲ 2	31.4%	33.8%	2.4%
南鹿野	412	387	▲ 25	120	120	0	28.9%	36.7%	7.8%
北鹿野	396	381	▲ 15	120	119	▲ 1	31.8%	34.4%	2.6%
東網道	341	343	2	116	117	1	27.0%	31.5%	4.5%
中網道	294	283	▲ 11	90	94	4	28.9%	36.0%	7.1%
西網道	262	241	▲ 21	76	78	2	32.4%	35.7%	3.2%
沖塘	268	242	▲ 26	87	88	1	33.2%	39.3%	6.0%
若洲	366	396	30	99	152	53	23.8%	25.8%	2.0%
吉本	258	241	▲ 17	105	98	▲ 7	37.6%	41.9%	4.3%
高塚	386	363	▲ 23	137	141	4	37.6%	44.1%	6.5%
笹尾	133	130	▲ 3	45	46	1	38.3%	43.8%	5.5%
迫	110	96	▲ 14	31	32	1	31.8%	36.5%	4.6%
中大野	366	350	▲ 16	102	104	2	30.6%	35.1%	4.5%
本山	106	90	▲ 16	33	31	▲ 2	31.1%	33.3%	2.2%
北川	132	121	▲ 11	46	47	1	43.9%	46.3%	2.3%
新田	436	410	▲ 26	132	139	7	28.7%	34.1%	5.5%
河原	150	144	▲ 6	68	67	▲ 1	43.3%	47.2%	3.9%
法道寺	356	321	▲ 35	137	134	▲ 3	35.4%	40.2%	4.8%
高野道	360	351	▲ 9	113	118	5	30.6%	33.9%	3.3%
北野津	381	352	▲ 29	135	131	▲ 4	28.6%	28.4%	-0.2%
西野津	267	254	▲ 13	95	93	▲ 2	30.3%	36.6%	6.3%
反甫	209	194	▲ 15	69	64	▲ 5	31.1%	37.1%	6.0%
立石	154	154	0	41	43	2	27.9%	33.8%	5.8%
梶	291	246	▲ 45	104	94	▲ 10	28.5%	32.5%	4.0%
早尾	574	560	▲ 14	267	266	▲ 1	47.2%	47.3%	0.1%
今	278	272	▲ 6	100	99	▲ 1	35.6%	35.3%	-0.3%
町	290	288	▲ 2	121	118	▲ 3	41.0%	43.1%	2.0%
東上宮	496	453	▲ 43	205	196	▲ 9	38.1%	43.5%	5.4%
桜ヶ丘	489	475	▲ 14	216	214	▲ 2	22.5%	30.3%	7.8%
西上宮	302	300	▲ 2	122	129	7	36.4%	43.0%	6.6%
下宮	349	326	▲ 23	103	101	▲ 2	28.1%	27.9%	-0.2%
宮園	92	81	▲ 11	34	33	▲ 1	33.7%	34.6%	0.9%
新村	816	760	▲ 56	303	288	▲ 15	25.9%	29.7%	3.9%
立神	254	228	▲ 26	93	92	▲ 1	42.1%	50.0%	7.9%
川上	105	104	▲ 1	36	35	▲ 1	34.3%	40.4%	6.1%
有佐	246	248	2	69	69	0	30.9%	31.5%	0.6%
原田	154	152	▲ 2	53	53	0	25.3%	29.6%	4.3%
全体計	12,639	12,031	▲ 608	4,494	4,517	23	32.5%	36.4%	3.9%

出典：住民基本台帳（各年3月末日現在）

2 世帯の状況

(1) 世帯数・1世帯当たり人員数の推移

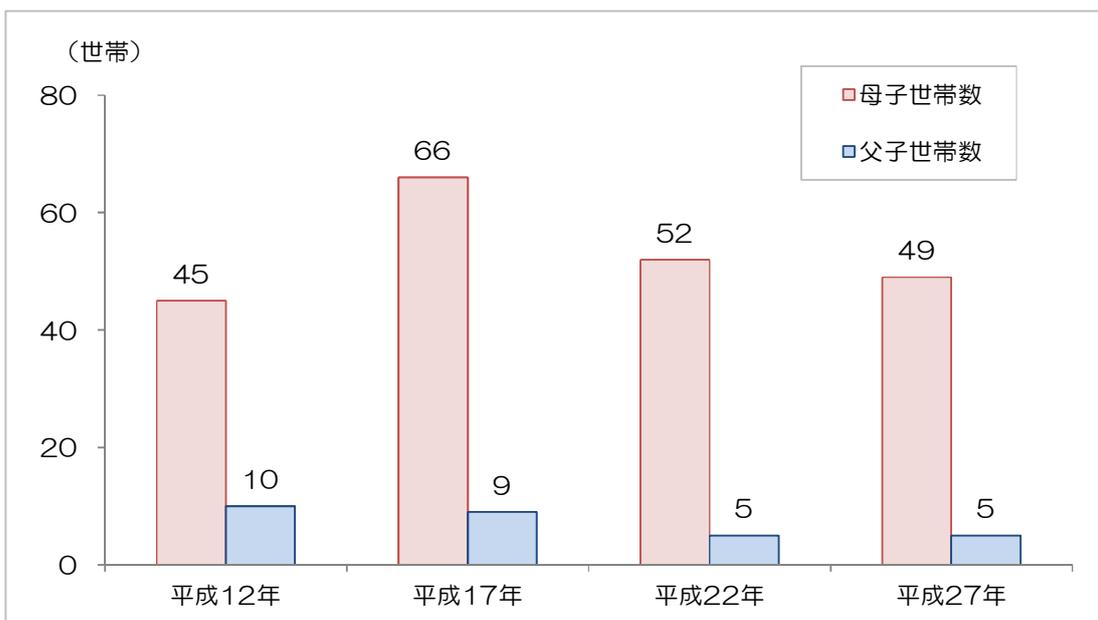
核家族化の進行により、世帯数はほぼ同水準で推移している一方、1世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。



出典：国勢調査

(2) ひとり親世帯の推移

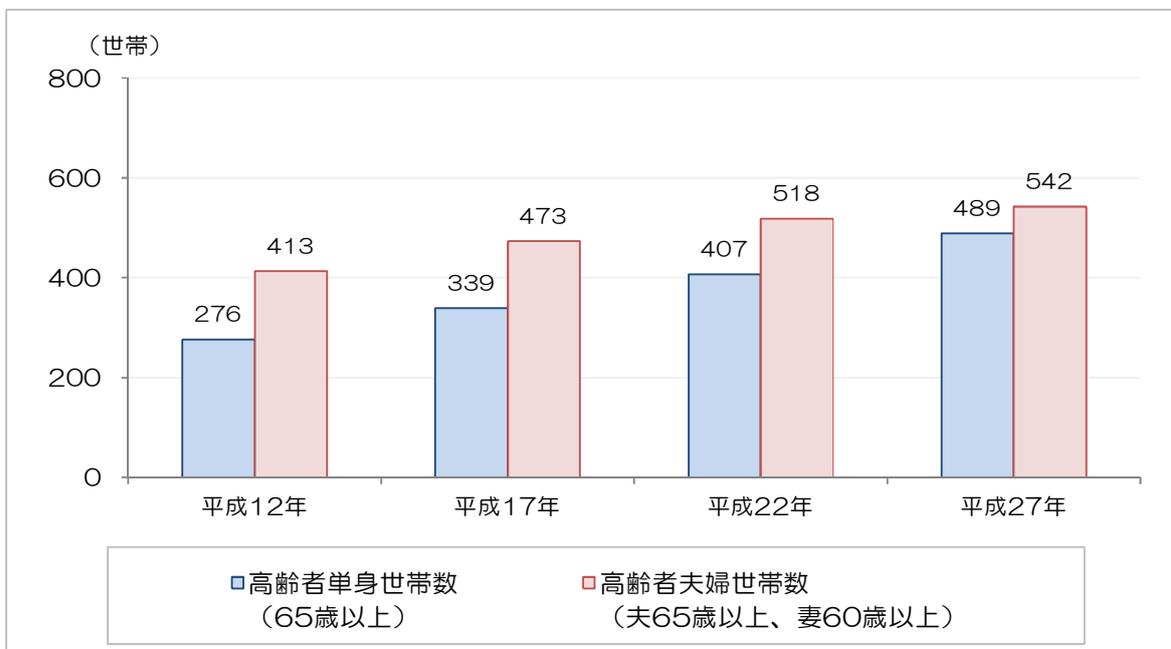
平成27年の母子世帯数は49世帯、父子世帯数は5世帯となっています。



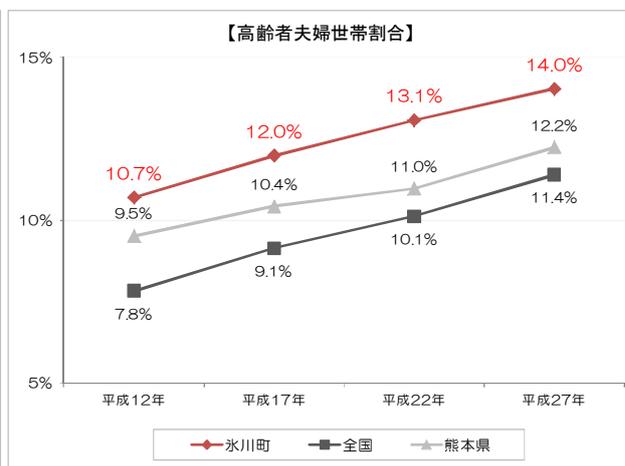
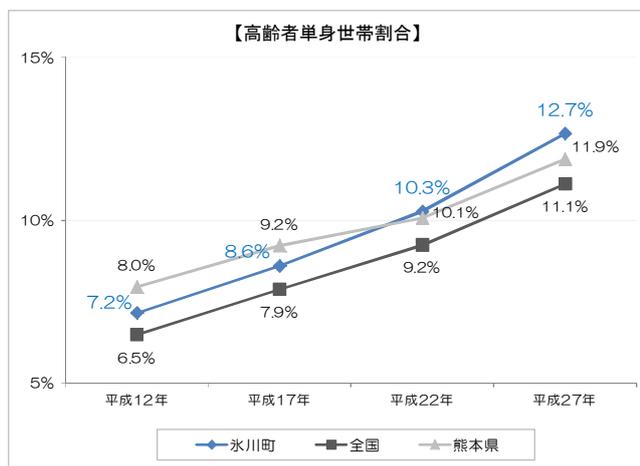
出典：国勢調査

(3) 高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯の推移

高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯ともに増加傾向にあります。また、平成27年の高齢者単身世帯割合、高齢者夫婦世帯割合ともに全国平均、熊本県平均を上回っています。

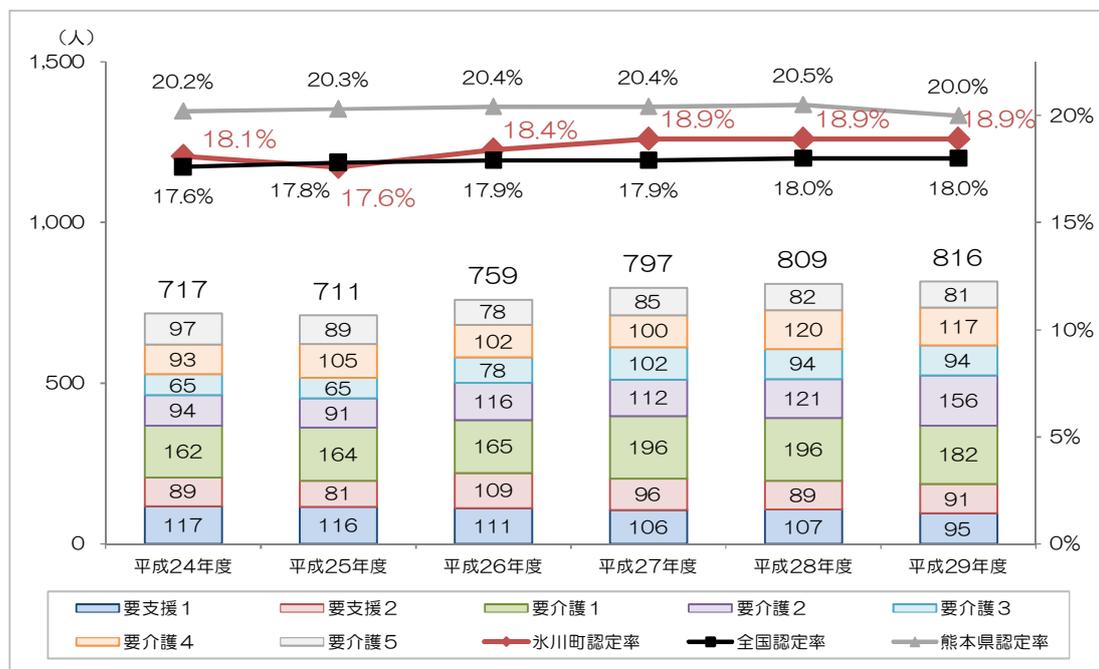


出典：国勢調査



3 要介護（要支援）認定者の推移

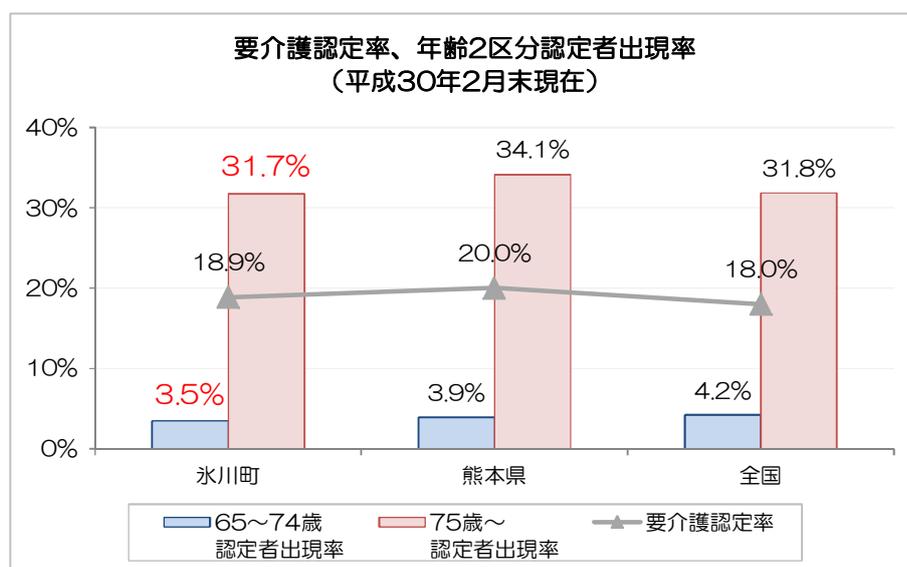
要介護（要支援）認定者数は近年ほぼ同水準で推移しており、平成29年度の第1号被保険者に占める認定者の割合は18.9%となっています。



出典：介護保険事業状況報告（年報）

4 年齢2区分認定者出現率

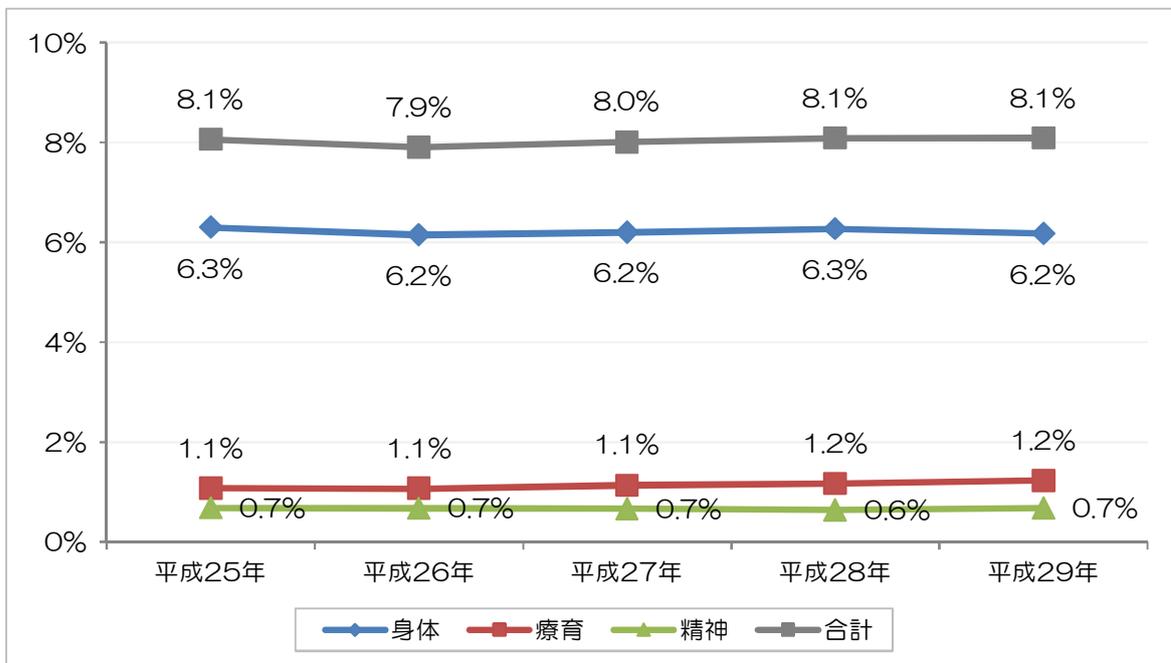
平成30年2月末現在の認定者出現率は65～74歳3.5%、75歳以上31.7%で、いずれも熊本県平均より低くなっています。



出典：介護保険事業状況報告（平成30年2月月報）

5 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者は減少傾向で推移している一方、総人口に占める手帳所持者の割合はほぼ同水準で推移しています。

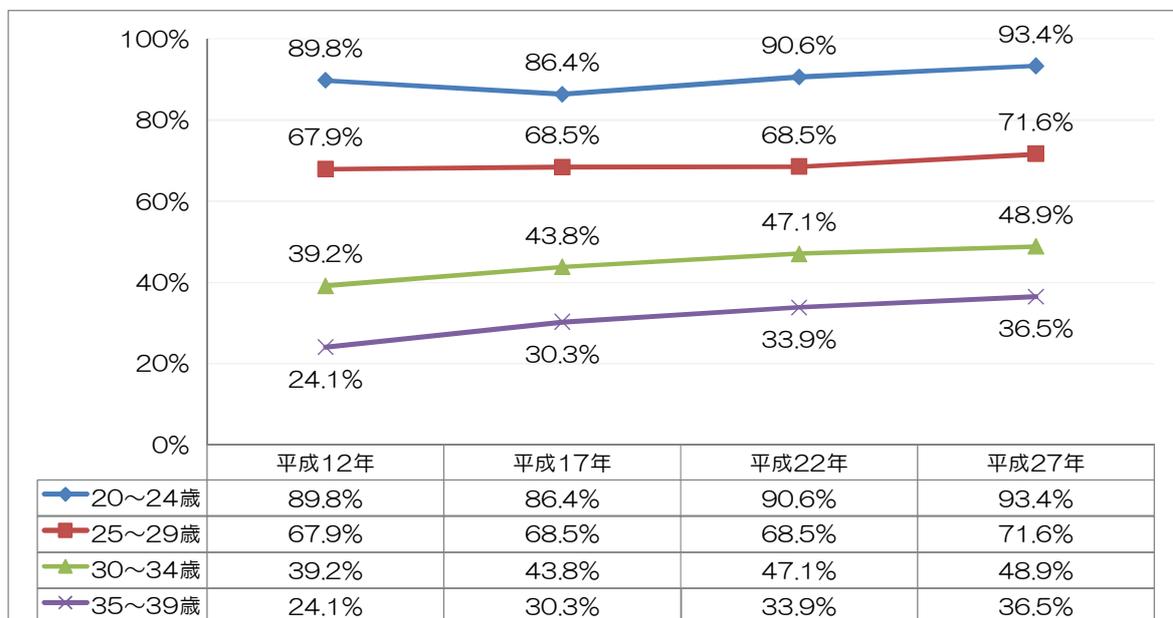


出典：氷川町健康福祉課資料（各年4月1日現在）

6 20歳代、30歳代の男女別未婚率の推移

(1) 男性の未婚率の推移

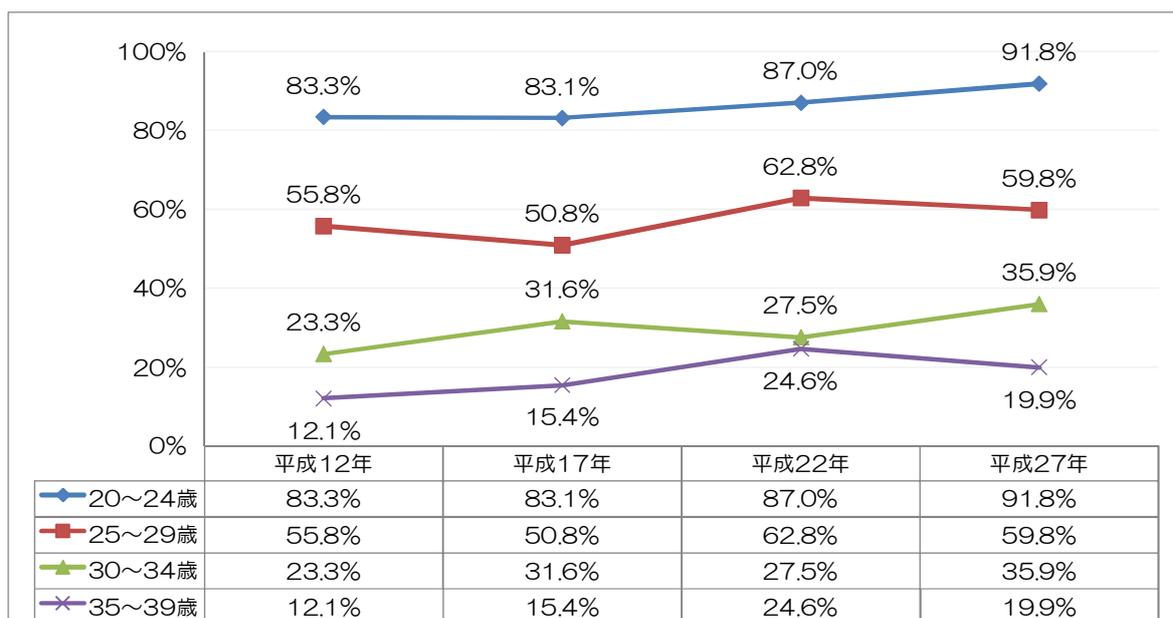
平成27年と平成22年を比較すると、全ての年代で上昇しています。



出典：国勢調査

(2) 女性の未婚率の推移

平成27年と平成22年を比較すると、20～24歳及び30～34歳で上昇しています。

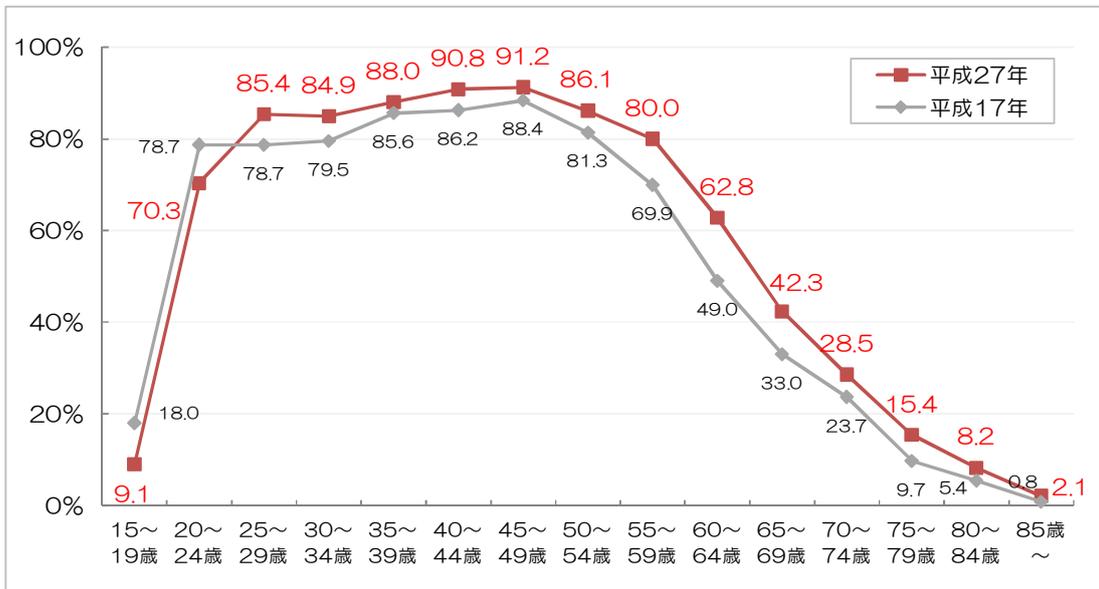


出典：国勢調査

7 女性の就労状況

(1) 平成17年と平成27年の比較

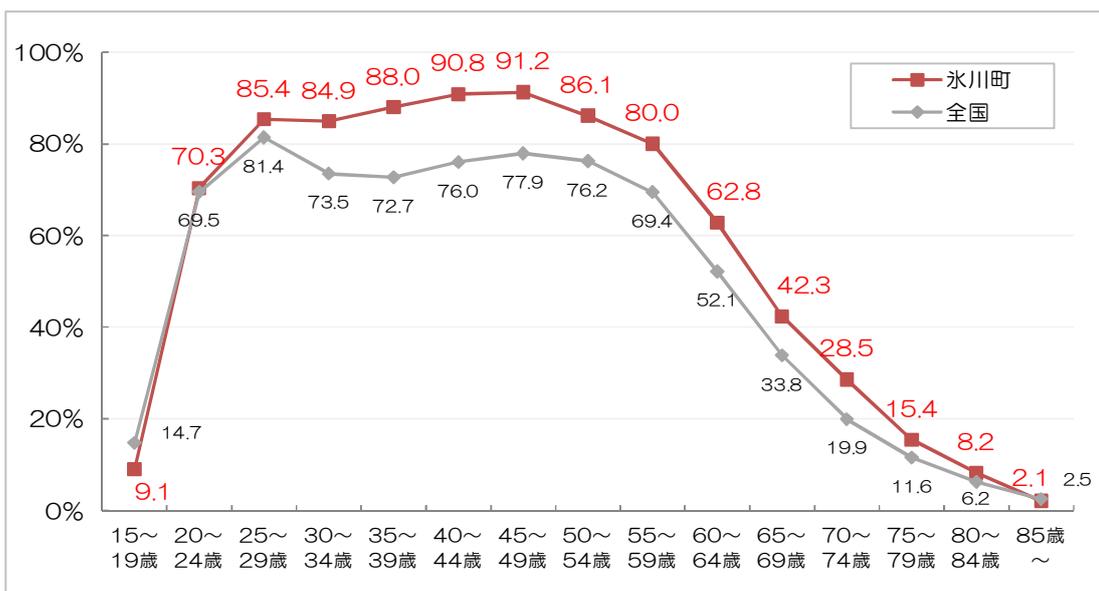
子育て世代の女性（25～44歳）の就業率は、全ての年代で上昇しています。



出典：国勢調査

(2) 全国平均との比較（平成27年）

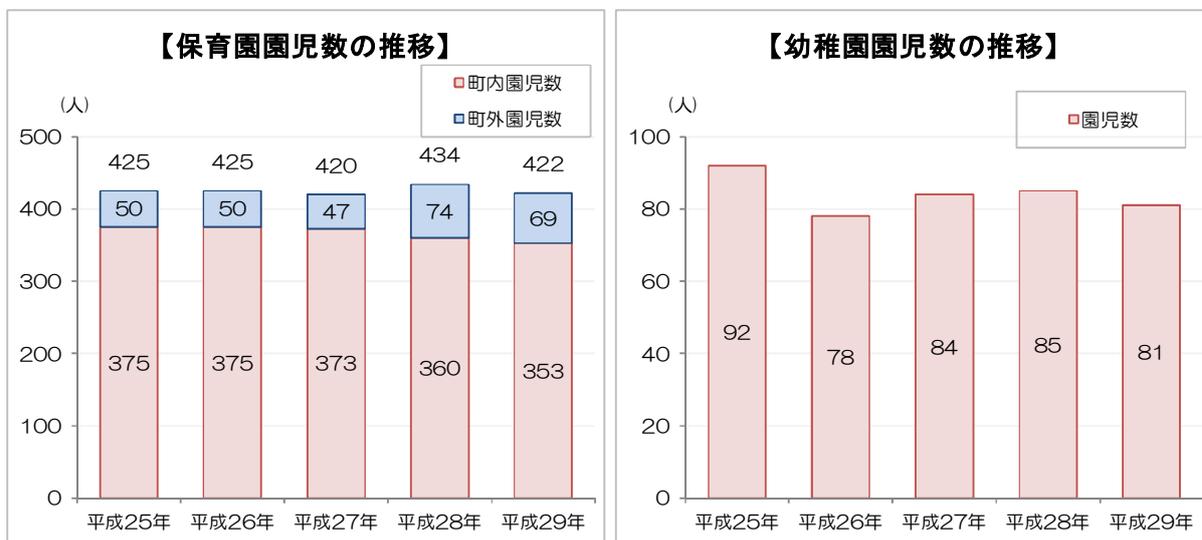
本町の平成27年の子育て世代の女性（25～44歳）の就業率は、全ての年代で全国平均を上回っています。



出典：国勢調査

8 園児数の推移（保育園・幼稚園）

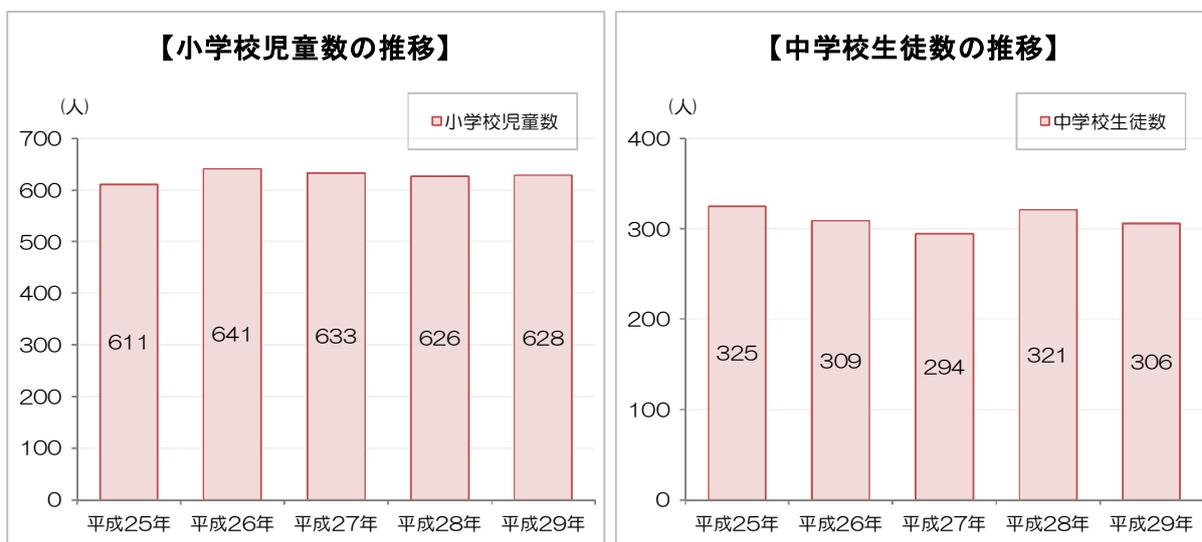
本町在住の保育園・幼稚園の園児数は、減少傾向で推移しています。



出典：氷川町の教科書 ～資料編～ 2018

9 児童数・生徒数の推移

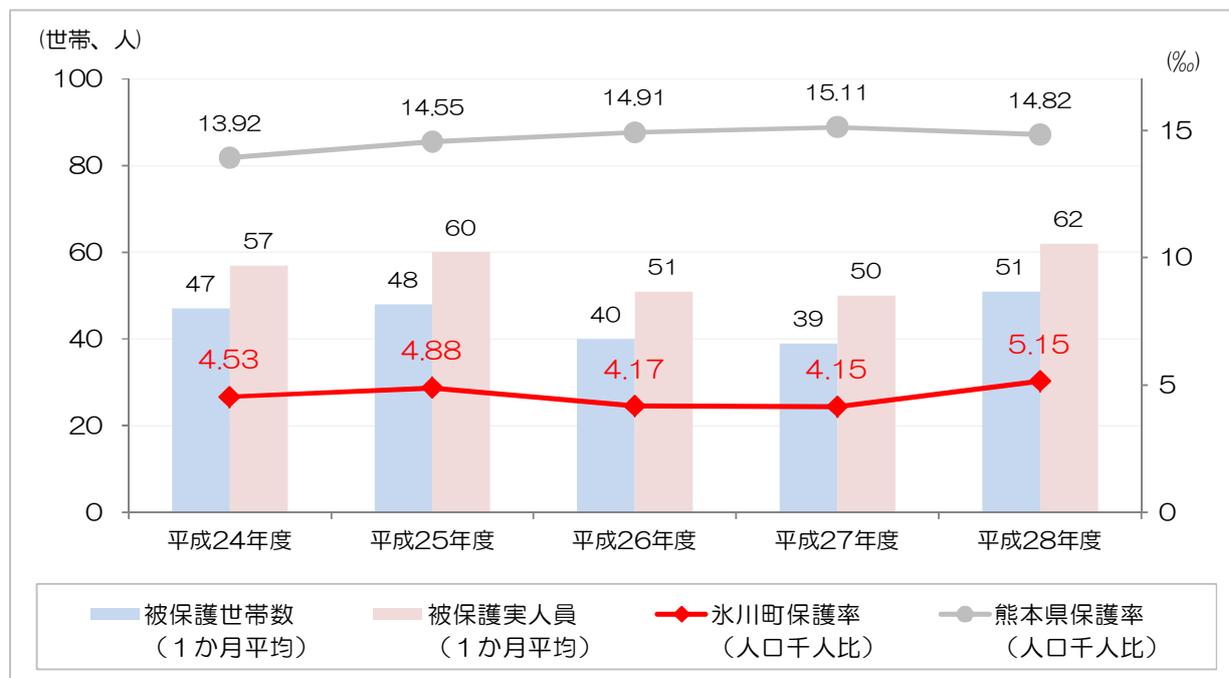
児童数・生徒数は、ほぼ同水準で推移しています。



出典：氷川町の教科書 ～資料編～ 2018

10 生活保護の状況

平成28年度の1か月平均の被保護世帯数は51世帯、被保護実人員は62人となっています。また、保護率（人口千人比）は5.15で県保護率より低い水準となっています。



出典：熊本県統計年鑑

11 本町の主な健康・福祉施設

名称	住所
氷川町健康センター	氷川町島地419番地2
氷川町子育て支援センター	氷川町島地419番地2
竜北福祉センター（氷川町社会福祉協議会）	氷川町島地651番地
宮原福祉センター（氷川町地域包括支援センター）	氷川町宮原702番地5
八代北部地域医療センター	氷川町今151番地1
障害者支援施設 氷川学園	氷川町宮原1116番地
障害者支援施設 のぞみ	氷川町鹿島945番地
介護老人福祉施設 やすらぎ荘	氷川町鹿島945番地
介護老人福祉施設 早尾園	氷川町早尾132番地
介護老人保健施設 八祥苑	氷川町早尾132番地

出典：氷川町の教科書 ～資料編～ 2018

1.2 町民アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 調査概要

① 調査実施時期

平成30年9月から10月まで実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

本町在住の町民から無作為抽出した999人を対象とし、郵送による配付回収を行いました。

配付数	有効回答数	有効回答率
999人	588人	58.9%

(2) 調査結果（抜粋）

※ 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

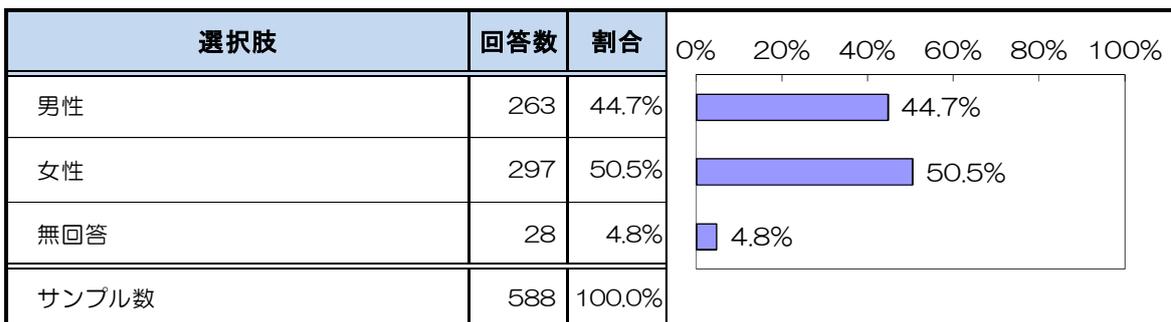
※ 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。

※ 以降の調査結果についても同様となります。

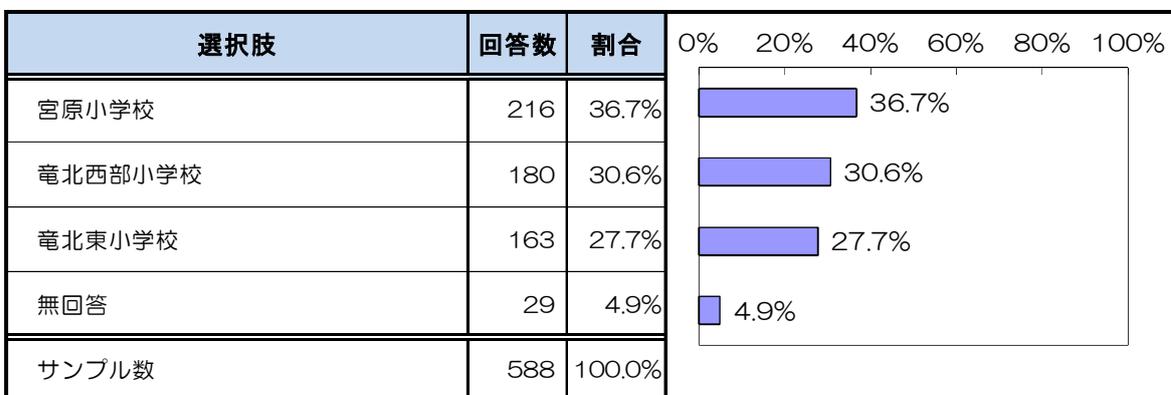
① 年齢（平成30年4月1日現在）

選択肢	回答数	割合
18～19歳	3	0.5%
20～29歳	33	5.6%
30～39歳	45	7.7%
40～49歳	81	13.8%
50～59歳	79	13.4%
60～69歳	123	20.9%
70～79歳	123	20.9%
80歳以上	79	13.4%
無回答	22	3.7%
サンプル数	588	100.0%

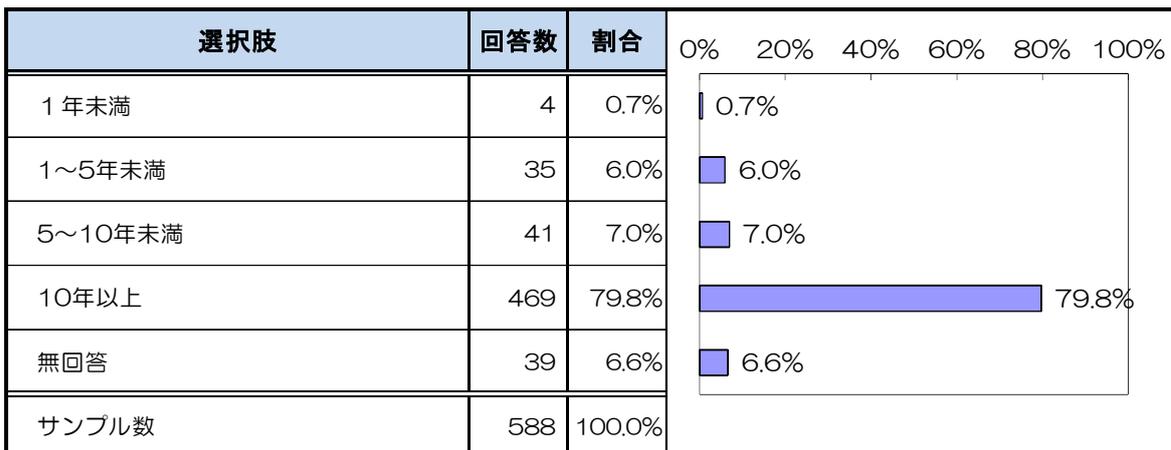
② 性別



③ 居住地域



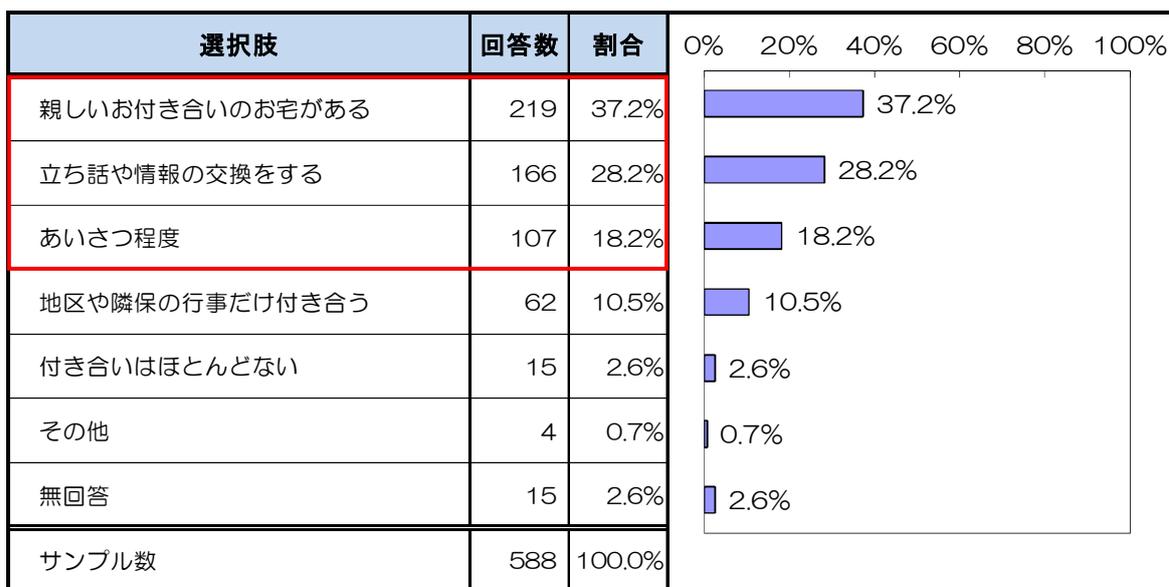
④ 居住期間



⑤ 御近所との関わり方や地域活動について

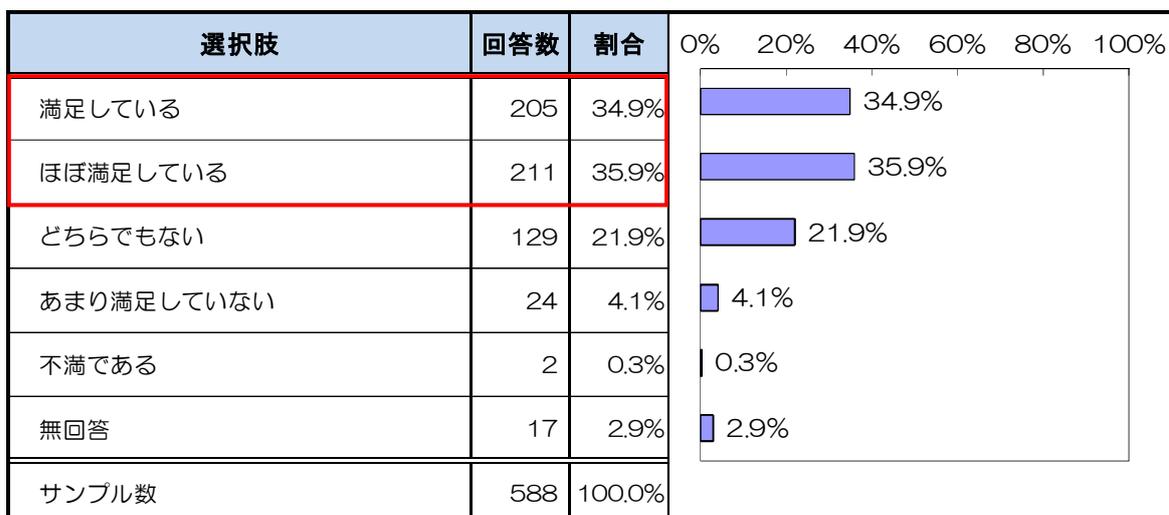
問 ふだん、御近所の人と、どのようなお付き合いをしていますか。

「親しいお付き合いのお宅がある」が37.2%と最も多く、次いで、「立ち話や情報の交換をする」の28.2%、「あいさつ程度」の18.2%の順となっています。



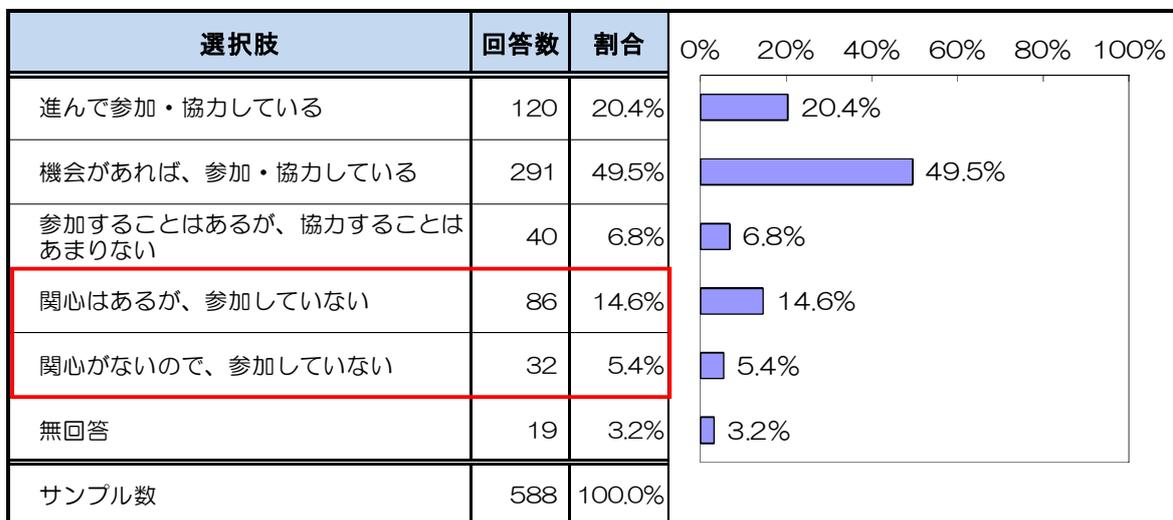
問 御近所とのお付き合いに満足していますか。

「満足している」、「ほぼ満足している」と回答した方の合計が約7割となっています。

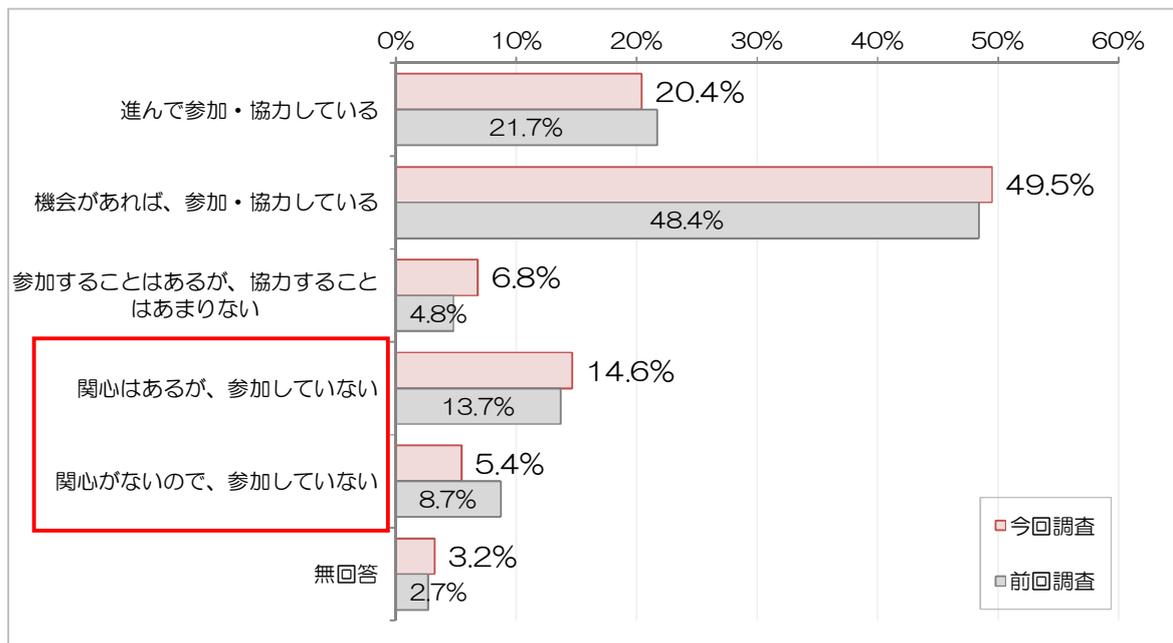


問 あなたは地域の行事や活動等に、どの程度参加していますか。

「関心はあるが、参加していない」、「関心がないので、参加していない」と回答した方の合計が約2割となっており、前回調査結果とほぼ同様となっています。

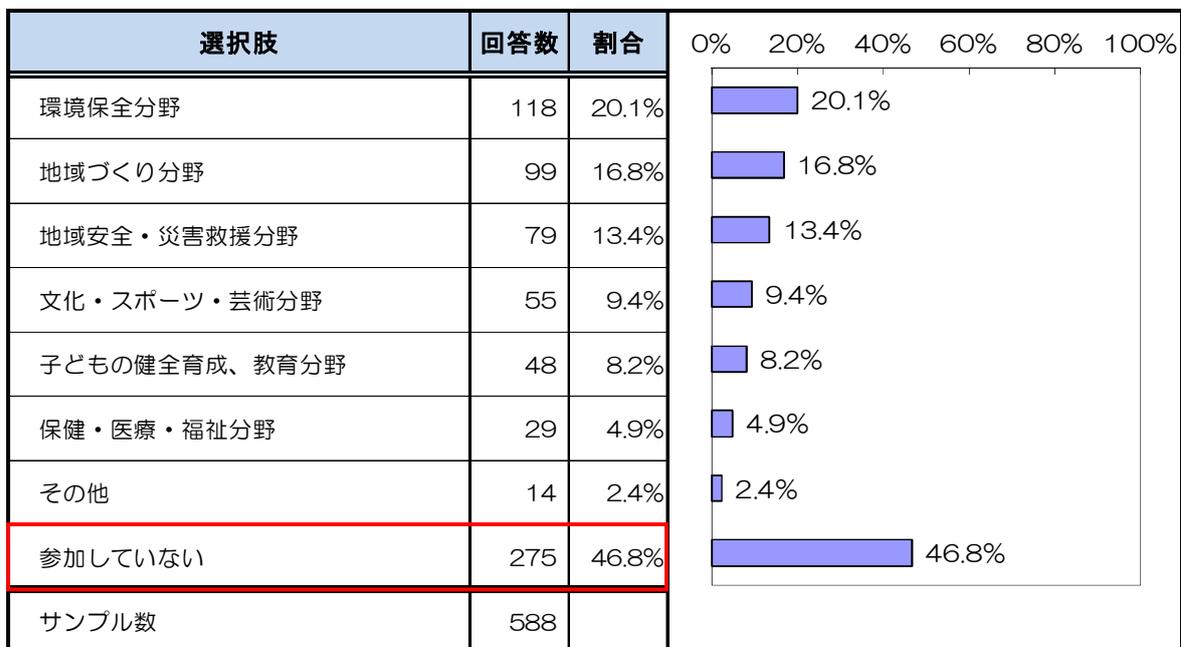


【前回調査結果との比較】

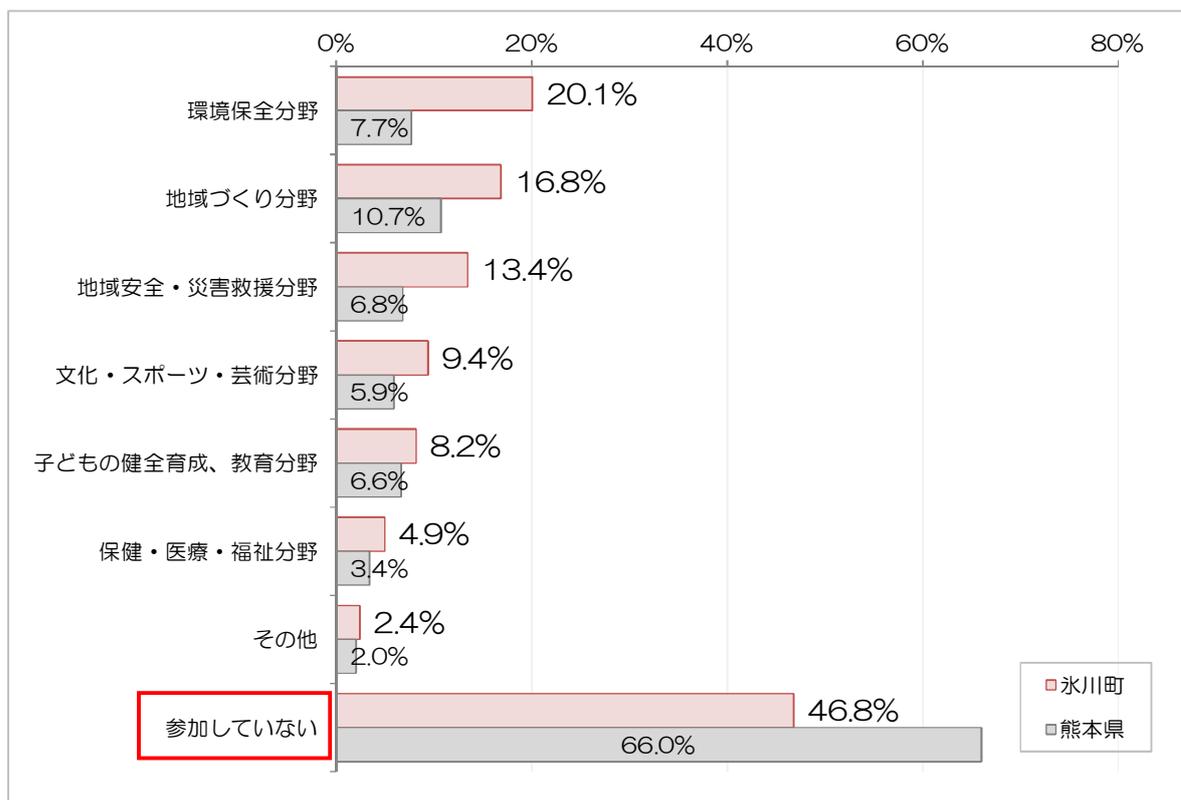


問 あなたは、過去1年間に、ボランティア活動（職業として行うものは除く）に参加したことがありますか。また、それは次のどの分野ですか。（複数回答）

「参加していない」が46.8%で、熊本県調査結果と比較して19.2ポイント少なくなっています。

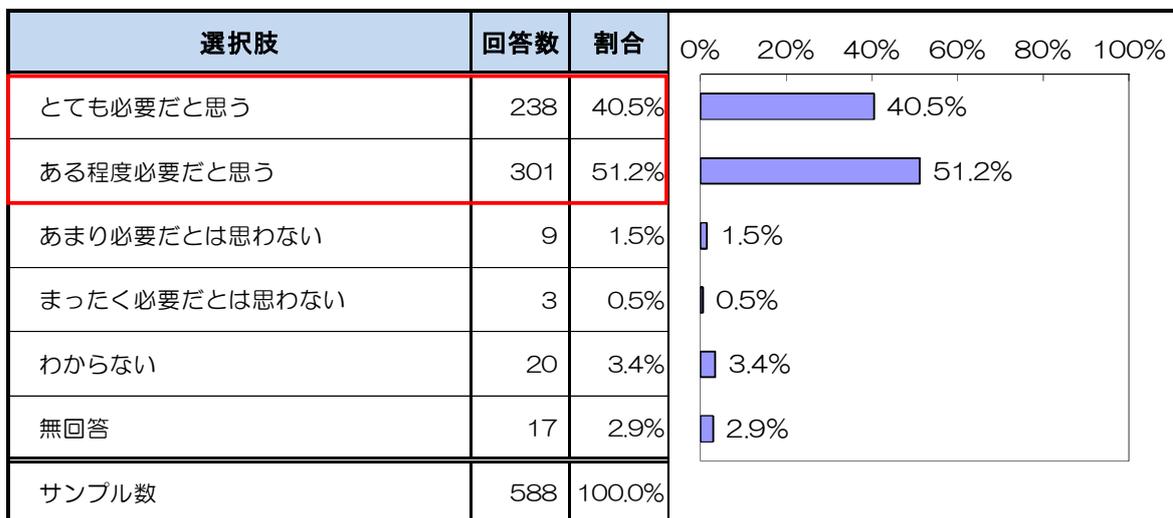


【熊本県調査結果との比較】

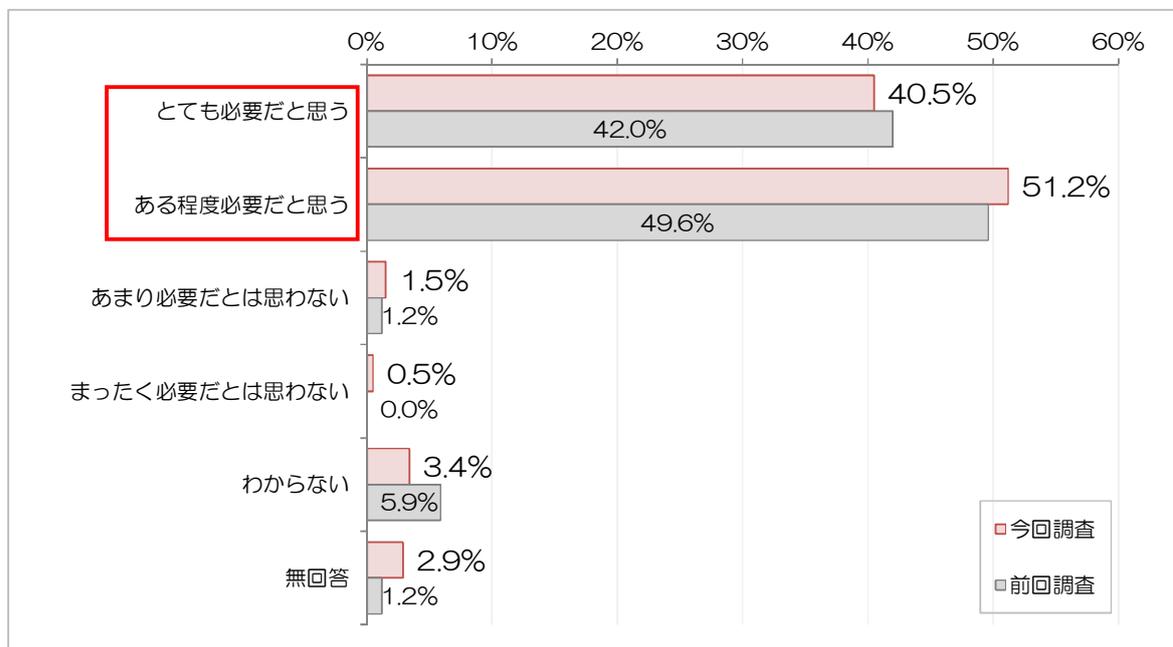


問 地域にある様々な問題を解決するために、町民相互の自主的な支え合い、助け合いは必要だと思いますか。

「とても必要だと思う」、「ある程度必要だと思う」と回答した方の合計が9割を超えており、前回調査結果とほぼ同様となっています。

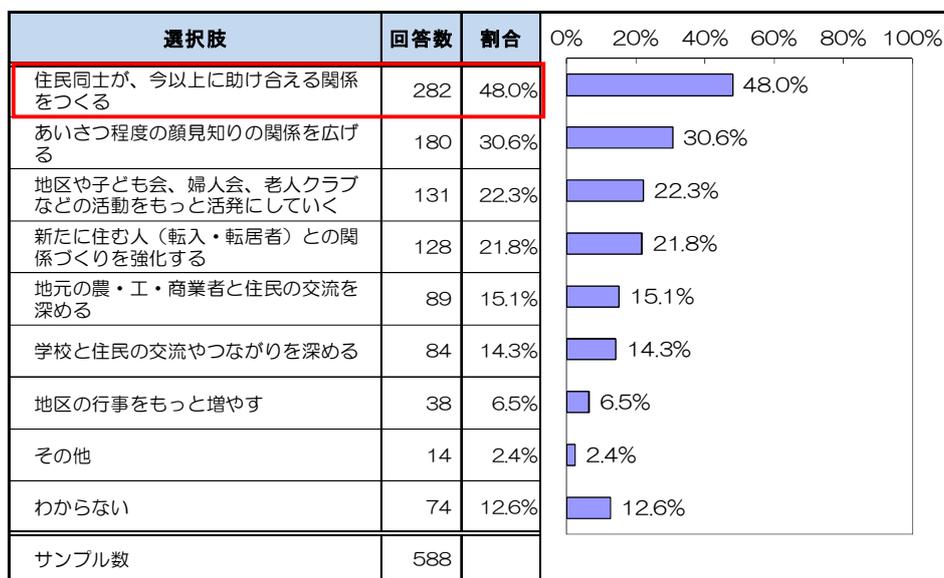


【前回調査結果との比較】

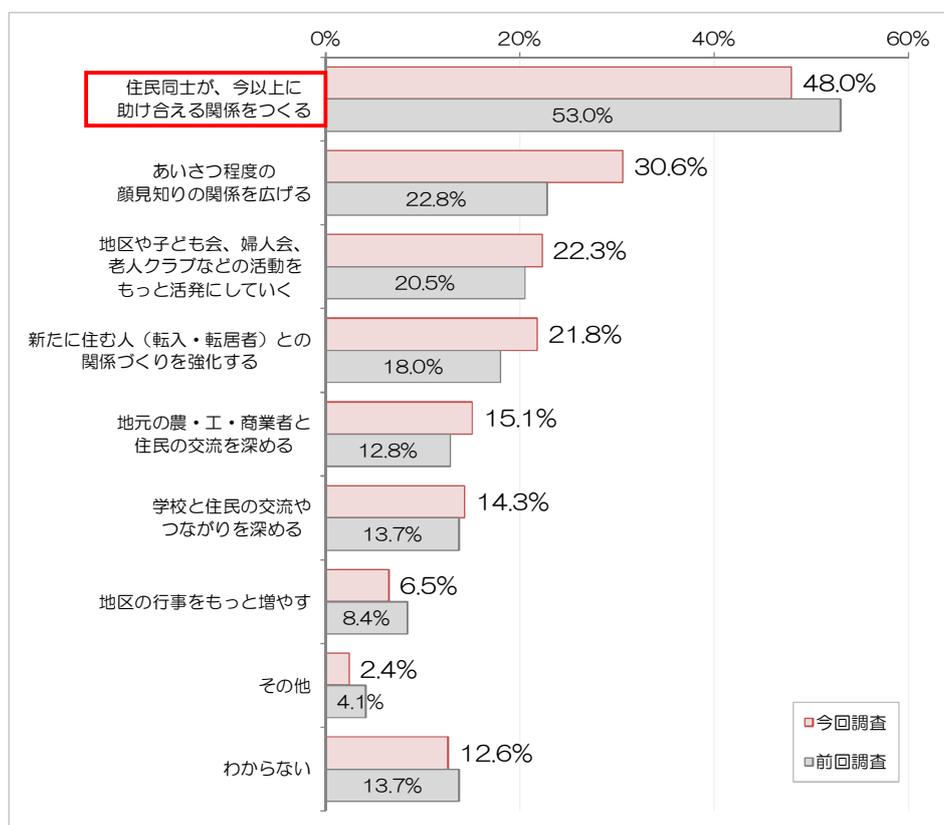


問 地域における行事や活動が、もっと活発に行われるために大切だと思うことは、次のうちどれですか。（複数回答）

「住民同士が、今以上に助け合える関係をつくる」が48.0%と最も多く、前回調査結果と同様となっています。



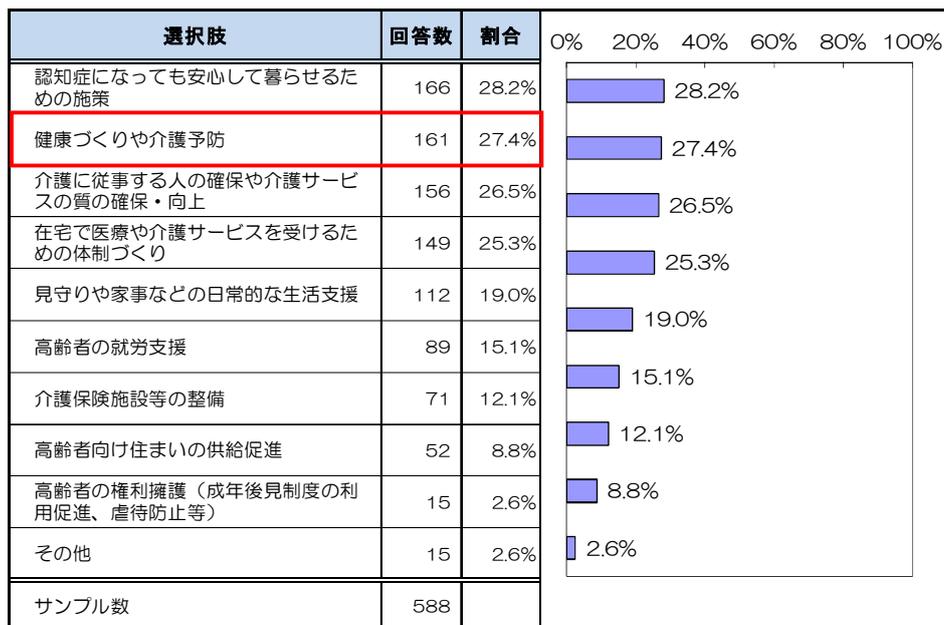
【前回調査結果】



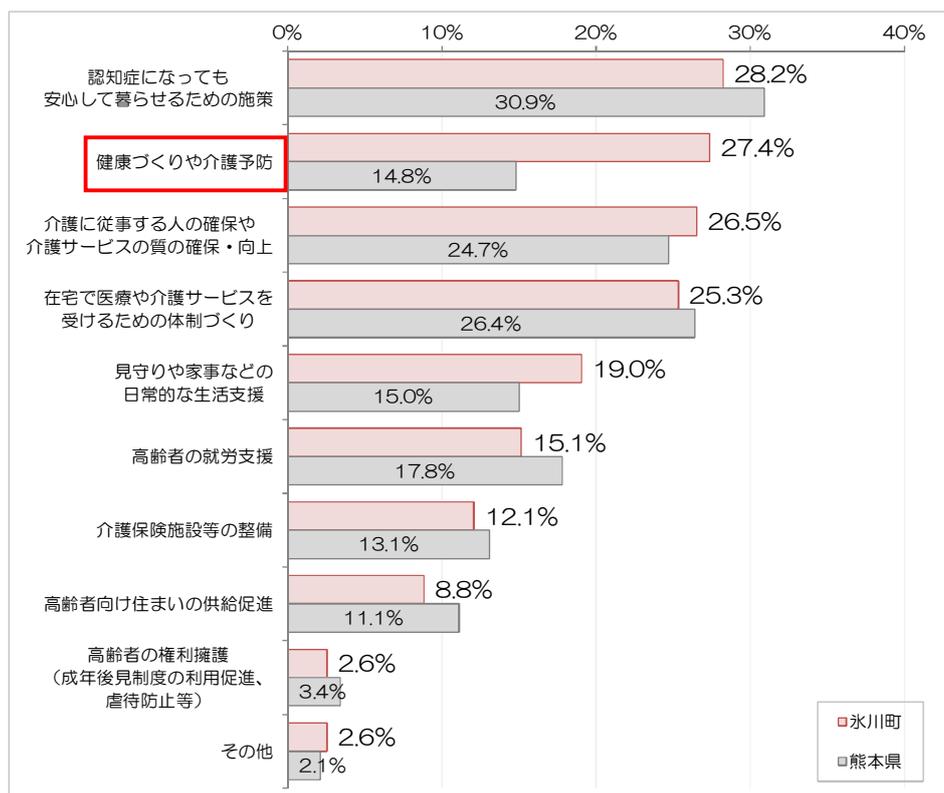
⑥ 本町の福祉施策や福祉サービスについて

問 あなたは、いつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するために、何が足りないと思いますか。（複数回答）

「健康づくりや介護予防」が27.4%で、熊本県調査結果と比較して12.6ポイント多くなっています。

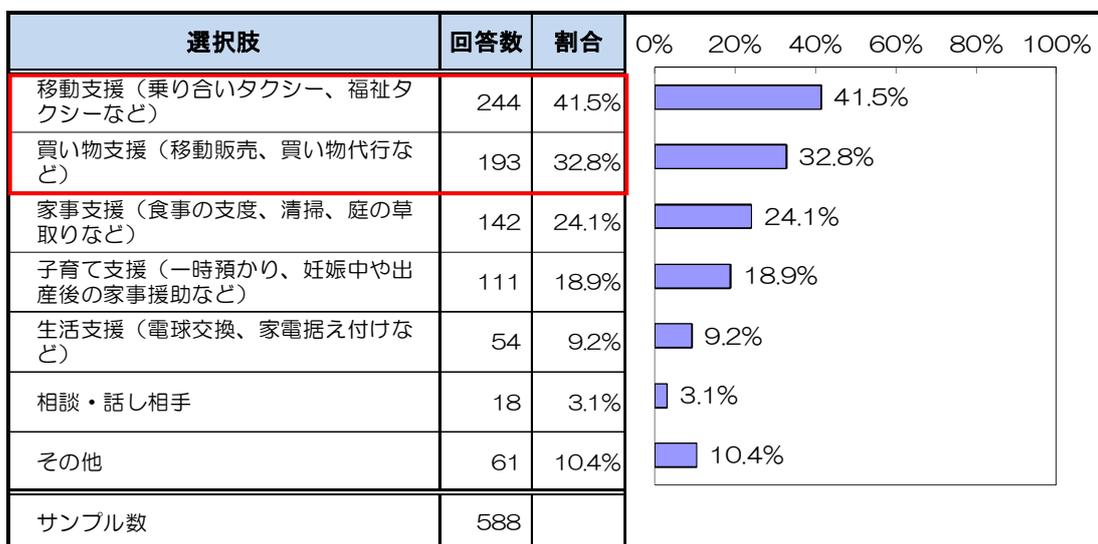


【熊本県調査結果との比較】

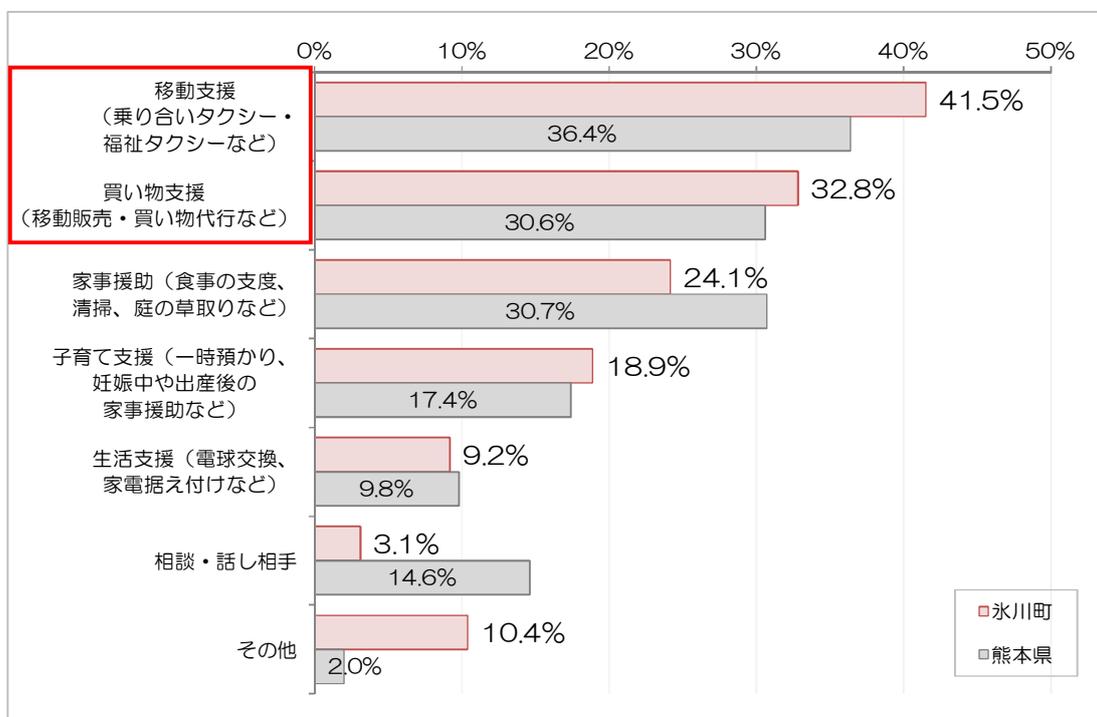


問 氷川町で、生活の中でちょっとした困りごとに対応するサービスや支えあい活動として、利用できればよいと思うものは次のうち何ですか。

「移動支援」が41.5%と最も多く、次いで、「買い物支援」の32.8%の順となっており、熊本県調査結果と比較していずれも多くなっています。

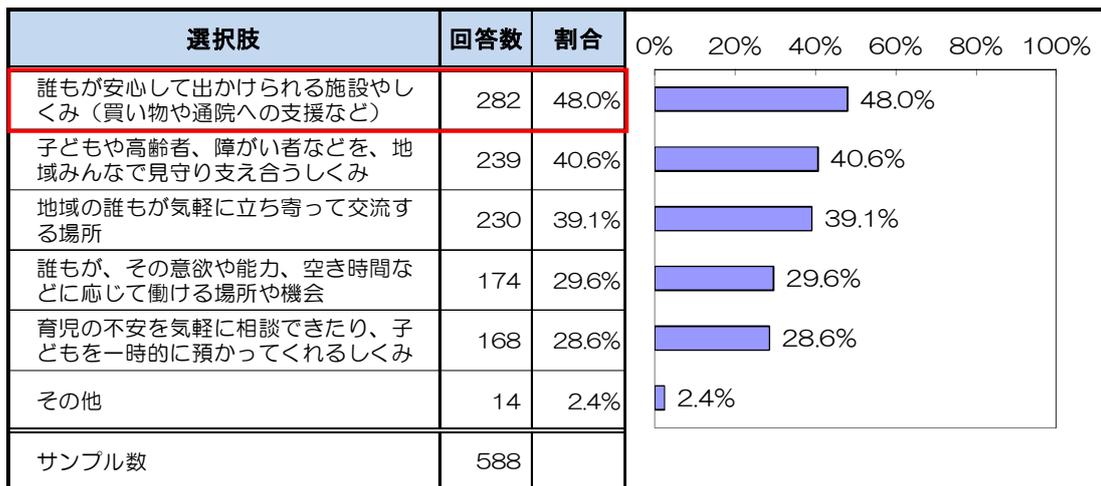


【熊本県調査結果との比較】

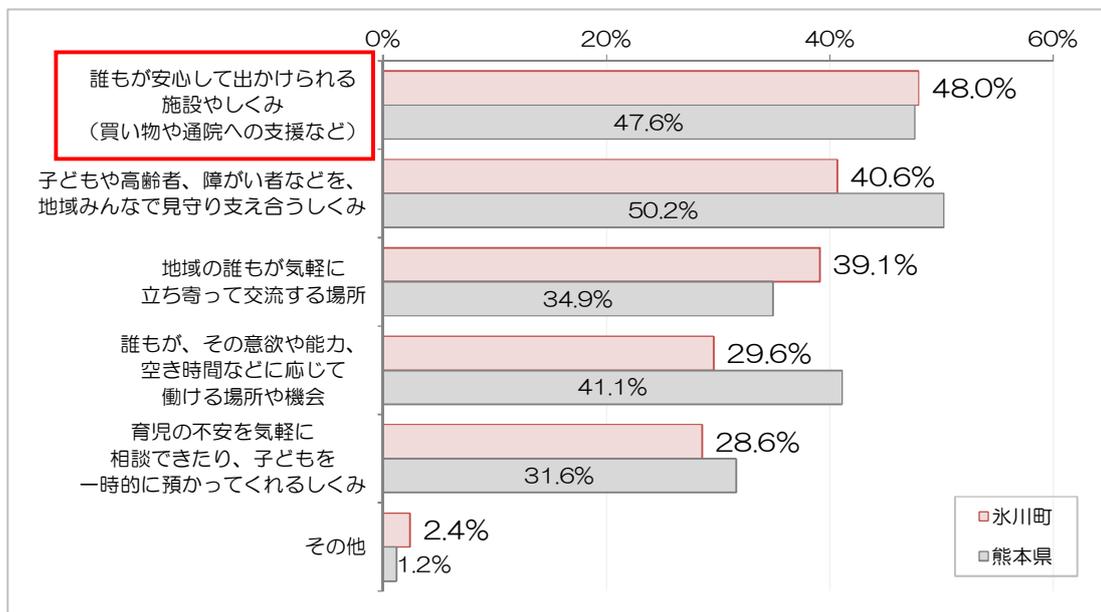


問 子ども、高齢者、障がい者、子育て中の方など、誰もが安心して暮らすために、あなたが身近な地域に「あったらいいな」と思うものは次のうち何ですか。
(複数回答)

「誰もが安心して出かけられる施設やしぐみ」が48.0%と最も多く、熊本県調査結果と同様となっています。



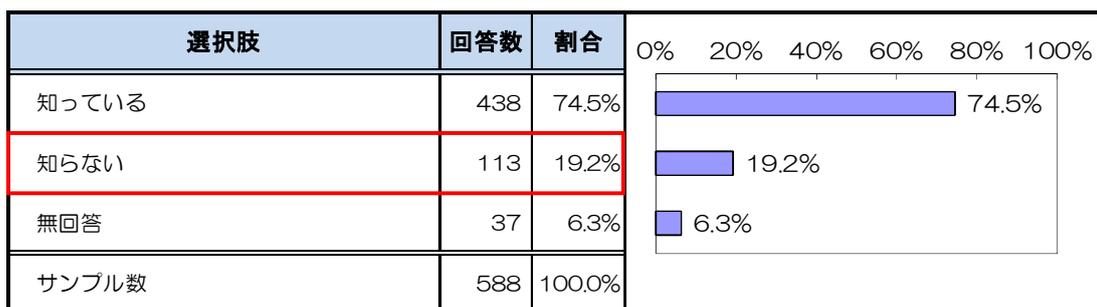
【熊本県調査結果との比較】



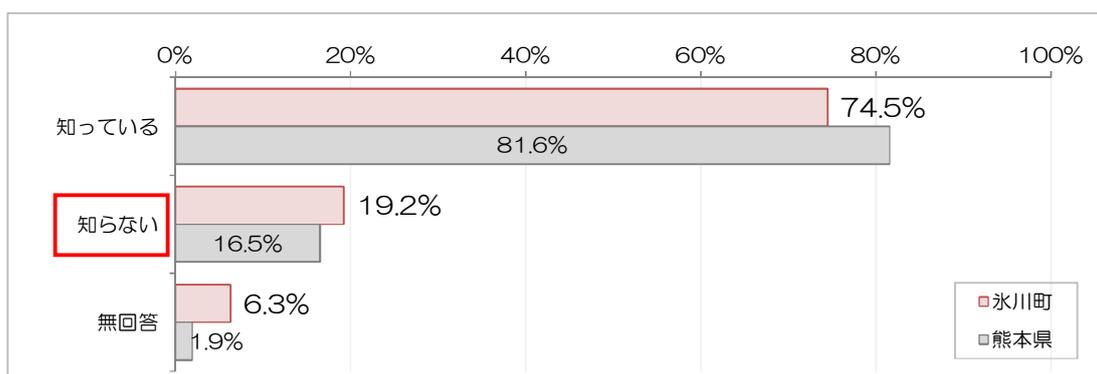
⑦ 防災・治安について

問 あなたは、お住いの地域の中で、氷川町が定めている災害時の避難場所がどこにあるか知っていますか。

「知らない」が19.2%となっており、熊本県調査結果と比較して2.7ポイント多くなっています。

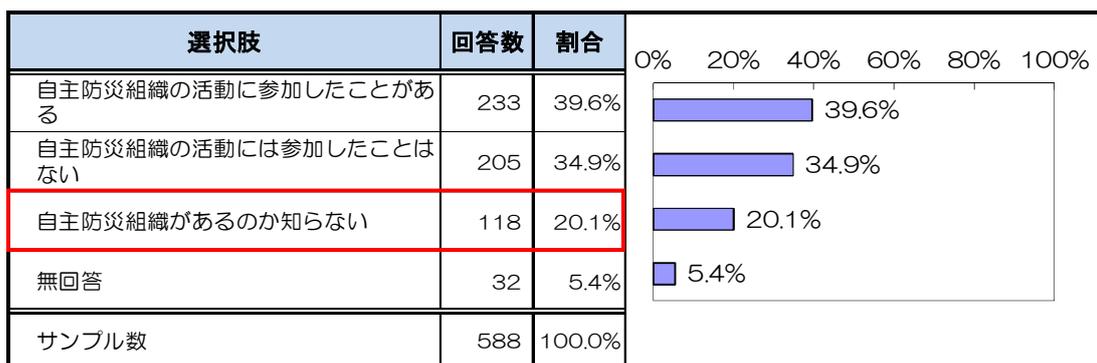


【熊本県調査結果との比較】



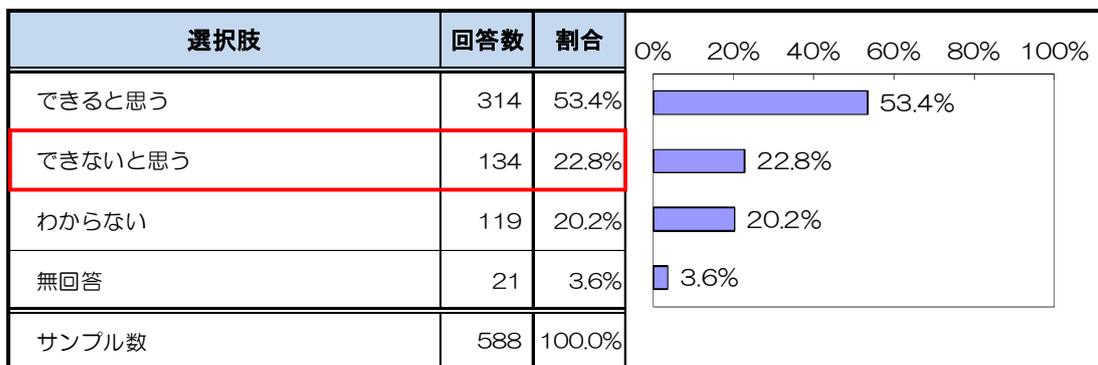
問 あなたは、これまでに自治会の中の防災活動など、自主防災組織が行う防災訓練などに参加したことがありますか。

約2割の方が「自主防災組織があるのか知らない」と回答しています。

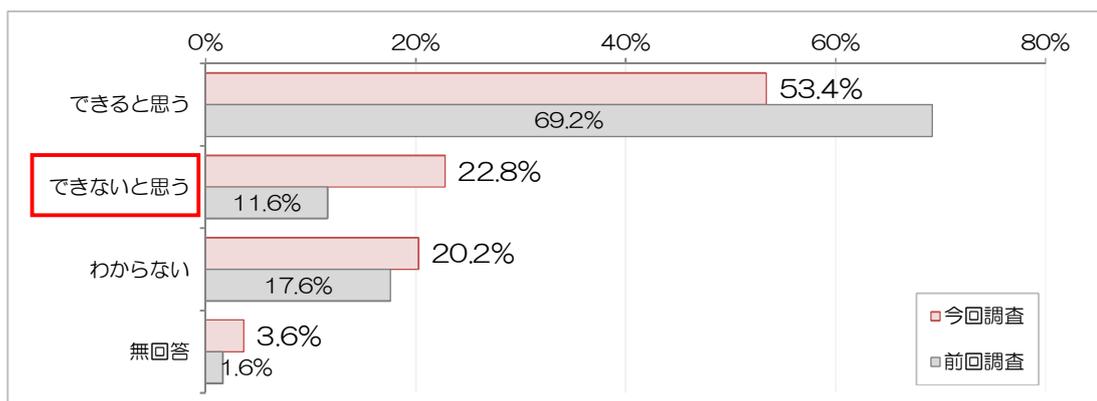


問 地震や台風・大雨などの災害発生時に、一人で避難することができると思いますか。

「できないと思う」が22.8%となっており、前回調査結果と比較して11.2ポイント多くなっています。



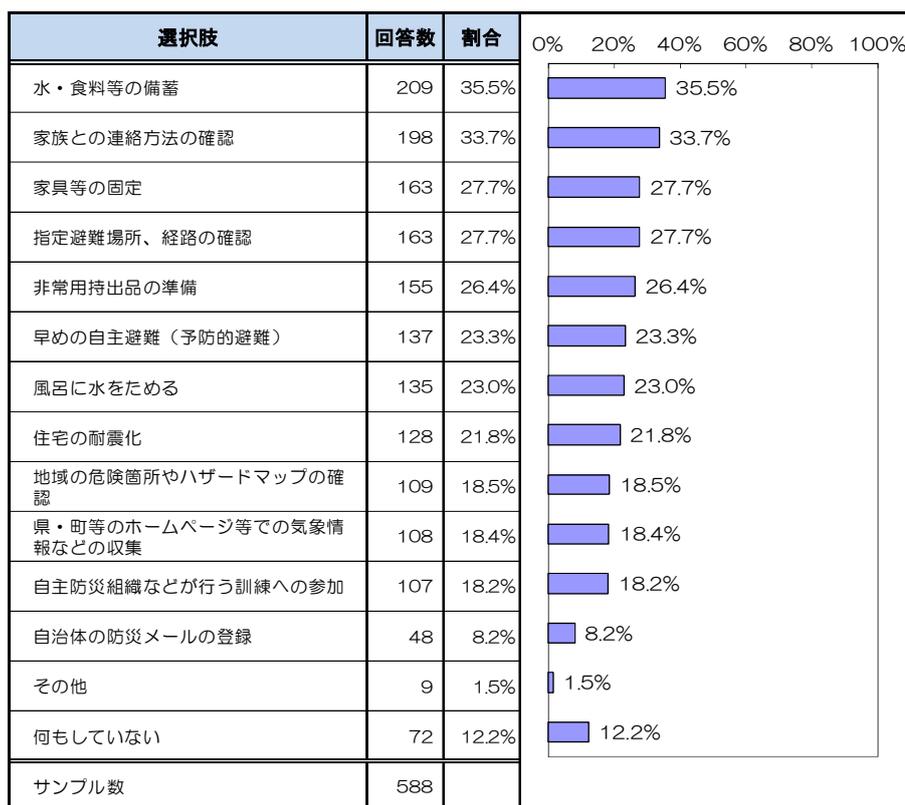
【前回調査結果との比較】



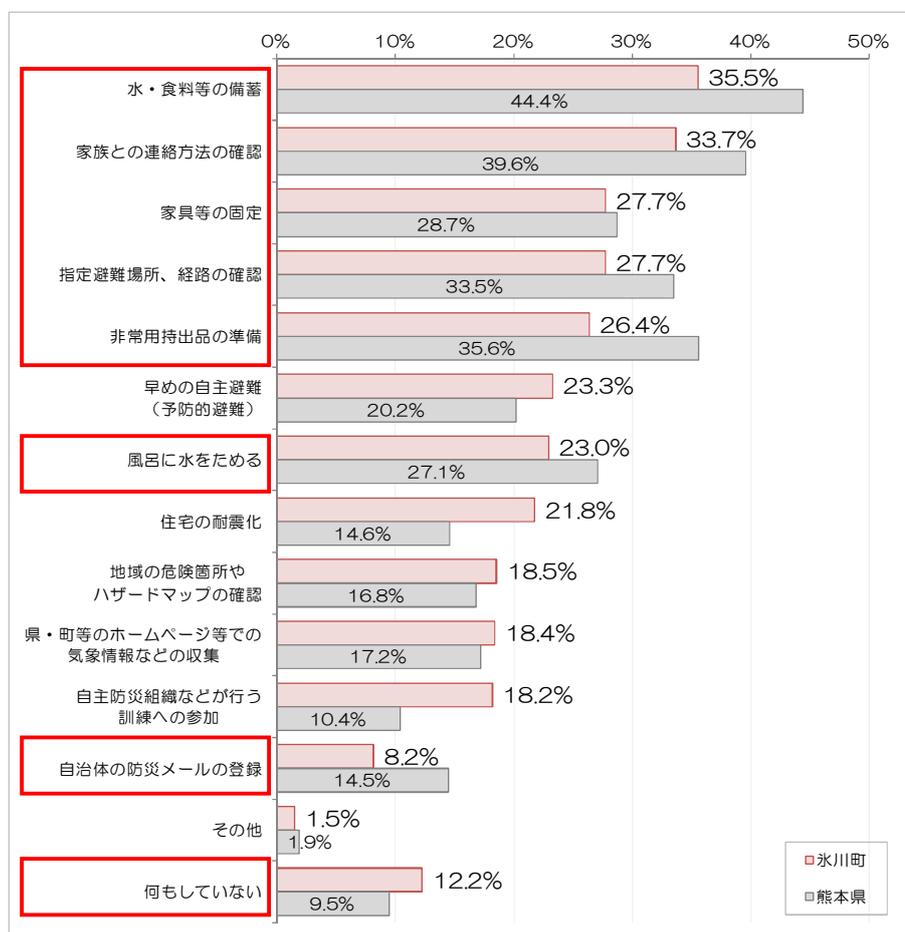
問 あなたは、御自身や御家族を災害から守るために、何をしていますか。
(複数回答)

「水・食料等の備蓄」が35.5%と最も多く、次いで、「家族との連絡方法の確認」の33.7%、「家具等の固定」の27.7%の順となっています。

熊本県調査結果と比較して、ほとんどの項目で低くなっています。

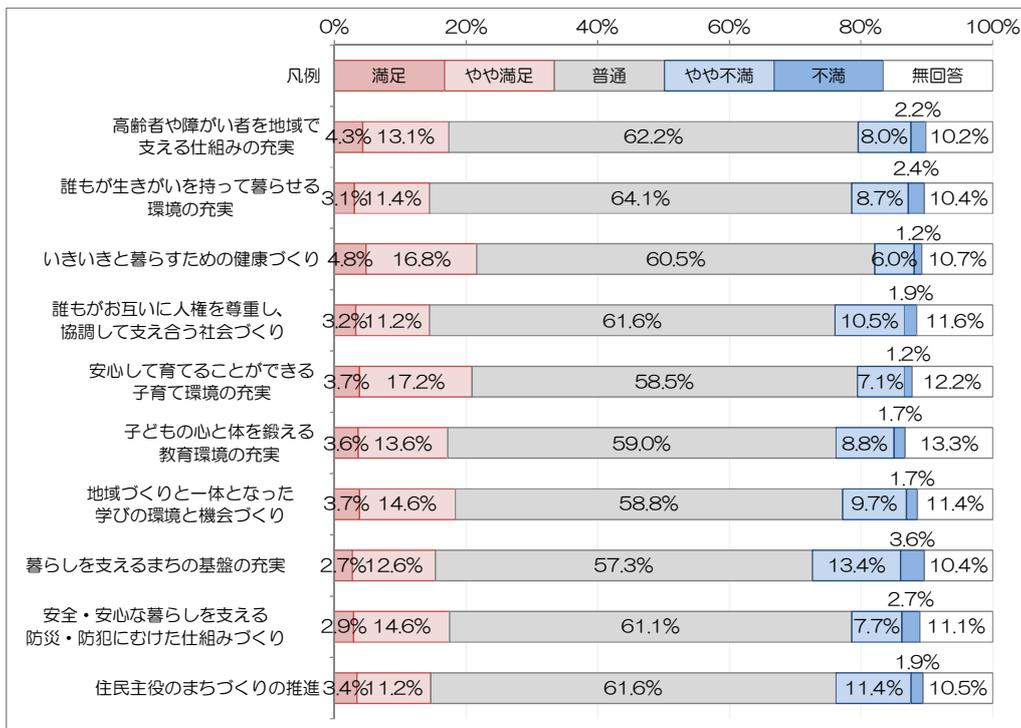


【熊本県調査結果との比較】

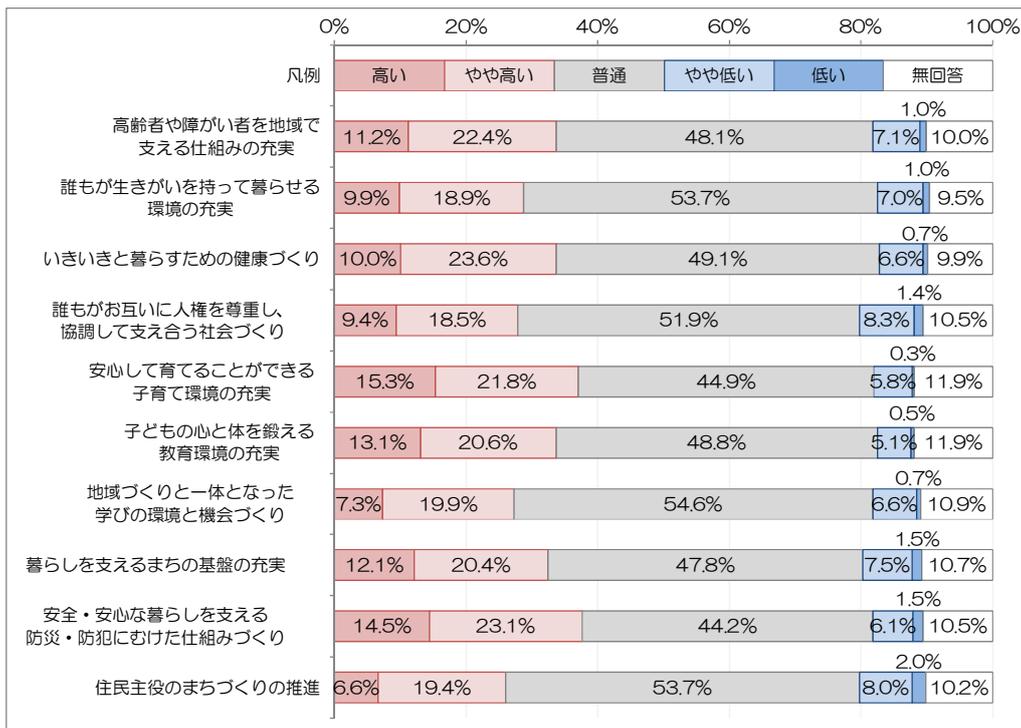


問 あなたは、地域福祉に関する様々な現状について、どの程度満足されていますか。また、どの程度重要だと思えますか。

(1) 満足度

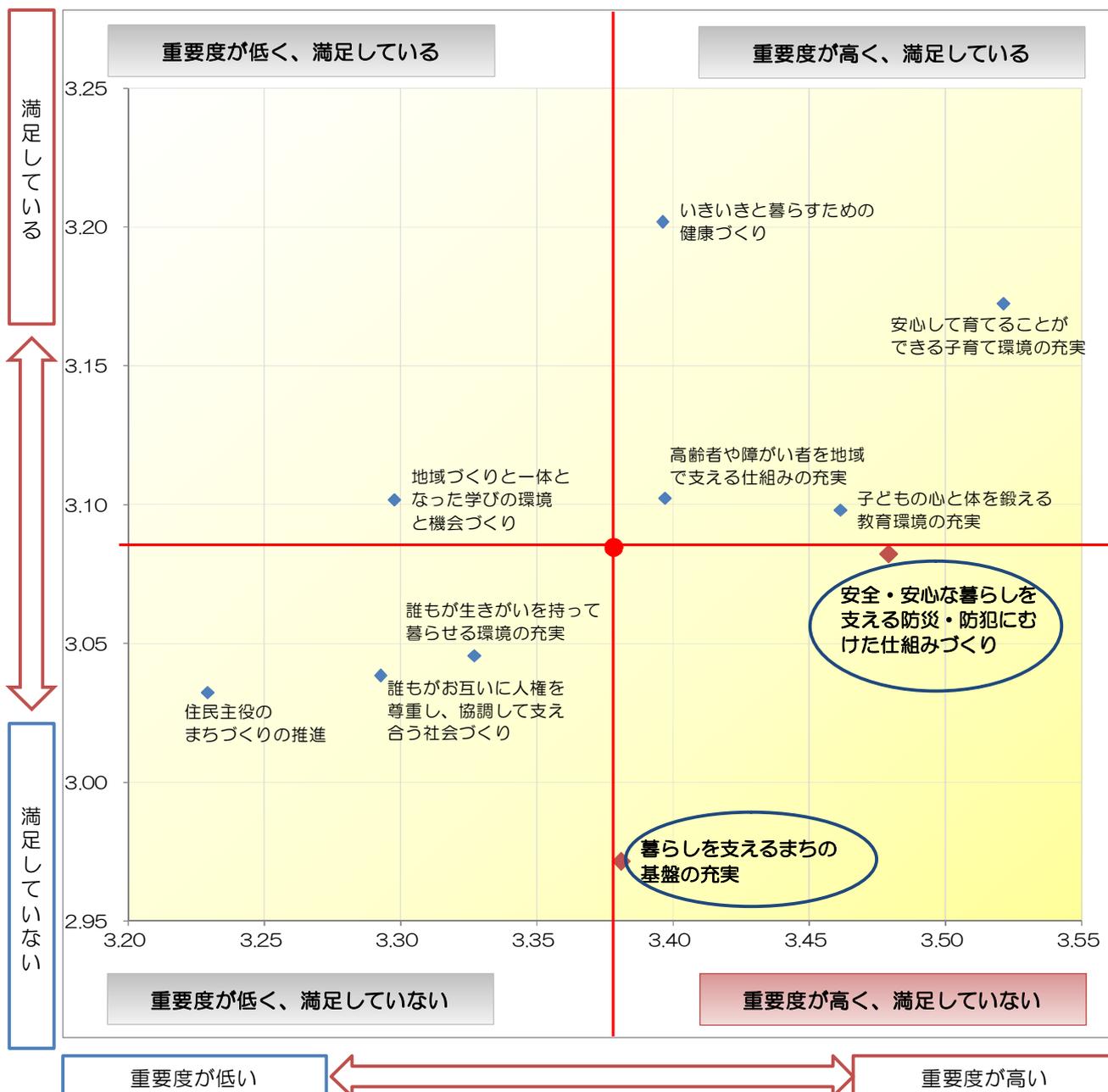


(2) 重要度



(3) 重要度が高く、満足していない取組

調査結果から抽出される「重要度が高く、満足していない取組」は、重要度が高い順に、「安心・安全な暮らしを支える防災・防犯にむけた仕組みづくり」及び「暮らしを支えるまちの基盤の充実」となっています。



1.3 民生委員等アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 調査概要

① 調査実施時期

平成30年9月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

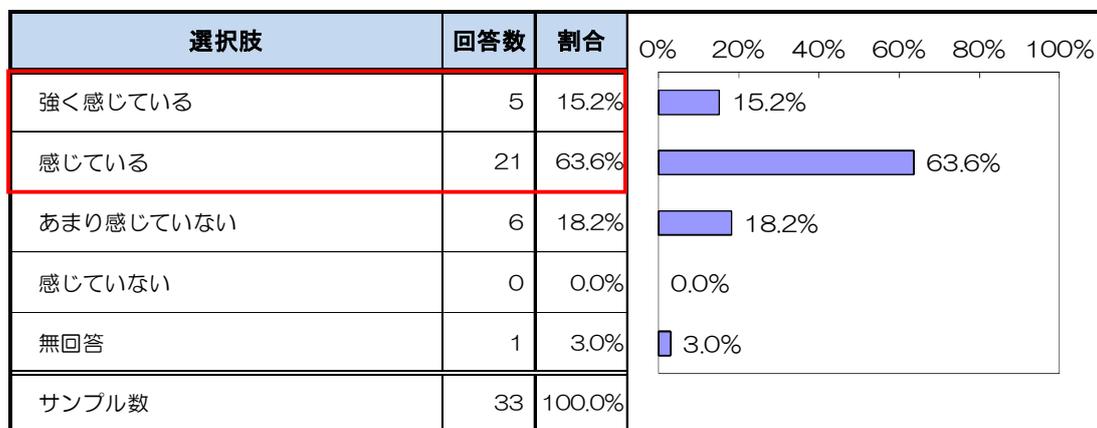
本町の民生委員・児童委員、主任児童委員を対象とし、直接配付、郵送による回収を行いました。

配付数	有効回答数	有効回答率
38人	33人	86.8%

(2) 調査結果（抜粋）

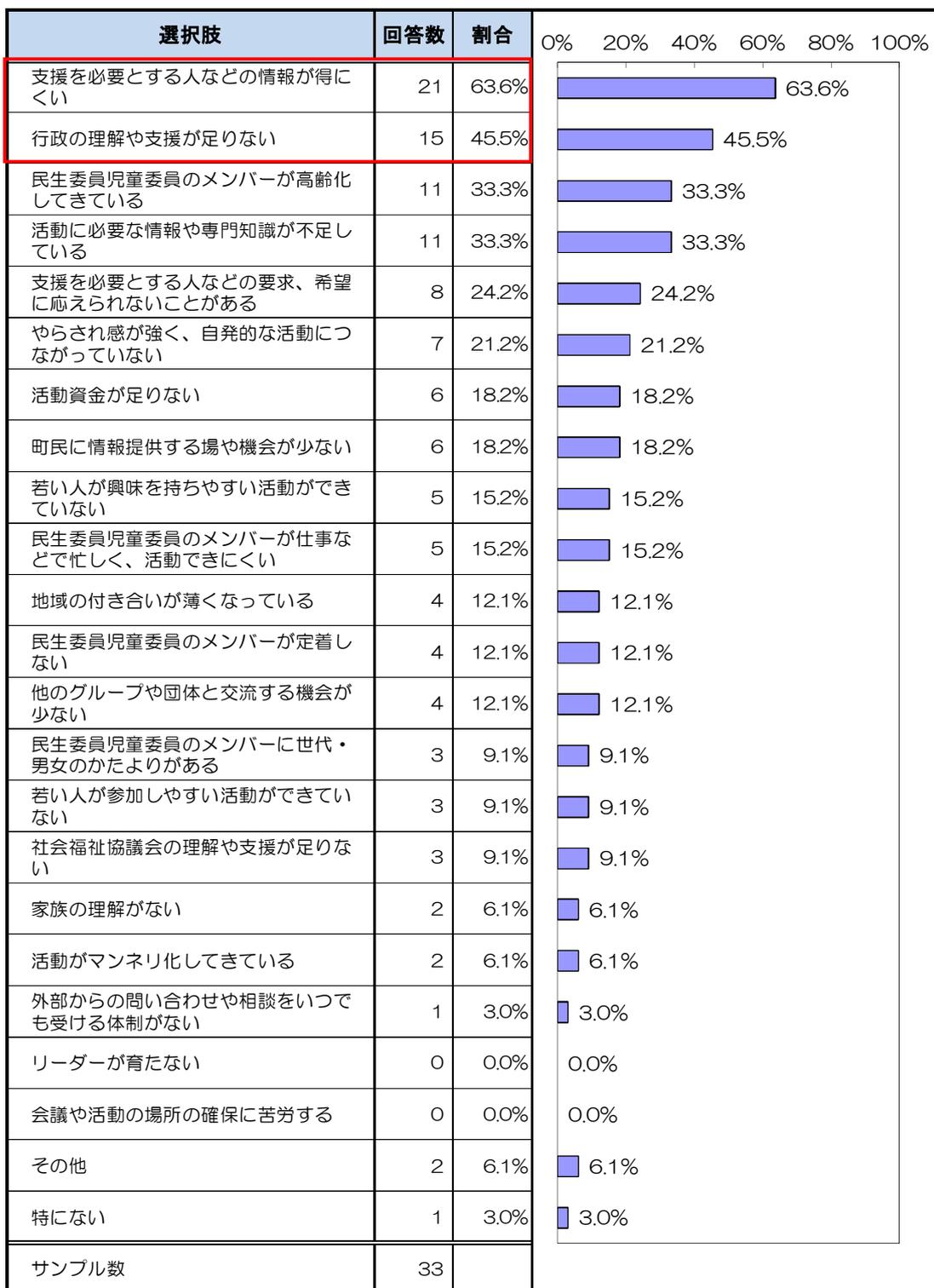
問 民生委員児童委員・主任児童委員の活動について、やりがいを感じていますか。

「強く感じている」、「感じている」と回答した方の合計が約7割となっています。



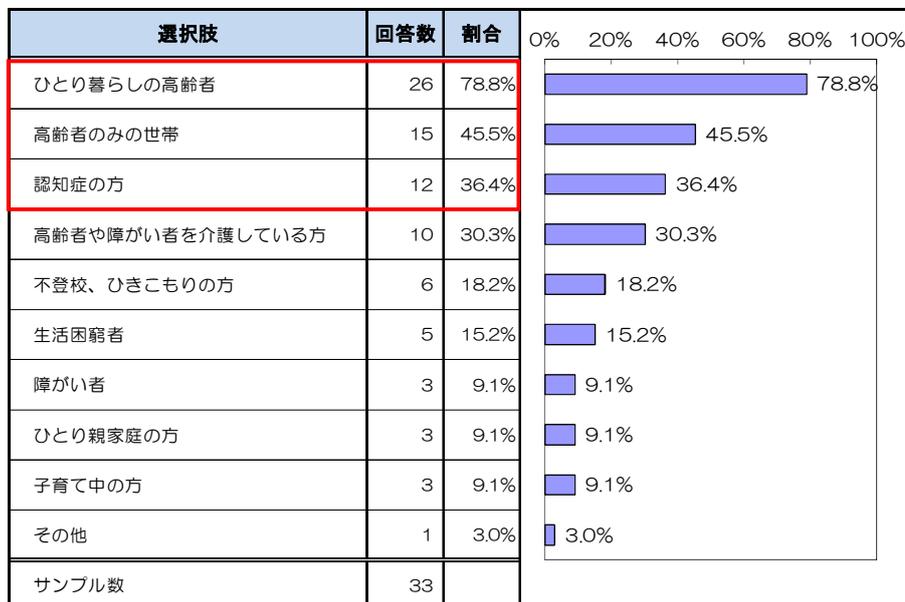
問 現在、民生委員児童委員・主任児童委員の活動をしている中で困っていることは何ですか。（複数回答）

「支援を必要とする人などの情報が得にくい」が63.6%と最も多く、次いで、「行政の理解や支援が足りない」の45.5%などとなっています。



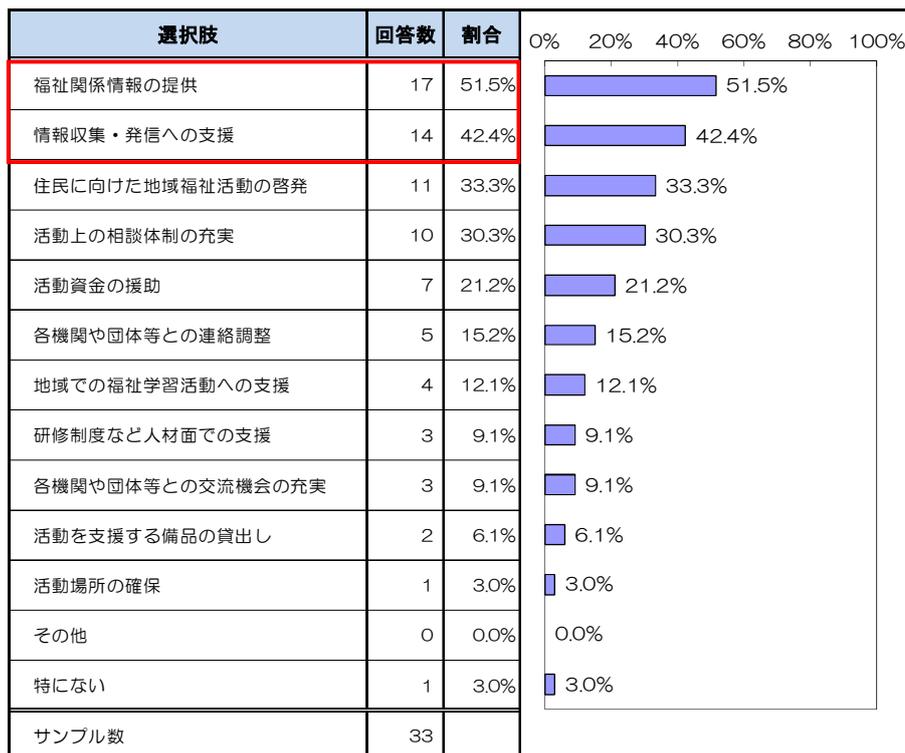
問 地域の中で特に支援が必要と思われる方はどんな方々ですか。

「ひとり暮らしの高齢者」が78.8%と最も多く、次いで、「高齢者のみの世帯」の45.5%、「認知症の方」の36.4%の順となっています。



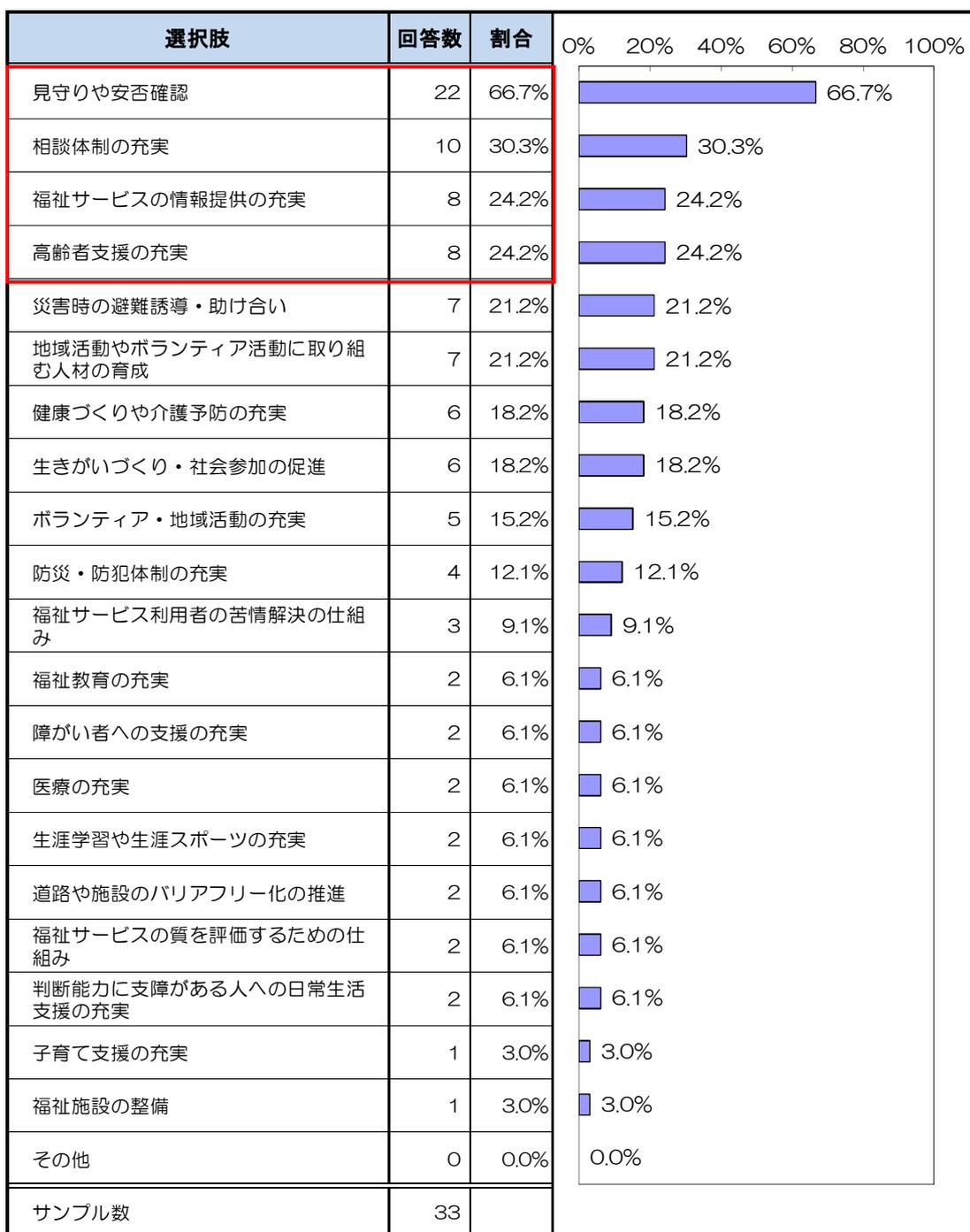
問 様々な地域福祉活動を推進していく上で、氷川町に期待することは何ですか。
(複数回答)

「福祉関係情報の提供」が51.5%と最も多く、次いで、「情報収集・発信への支援」の42.4%などとなっています。



問 誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なことは何だと思えますか。（複数回答）

「見守りや安否確認」が66.7%と最も多く、次いで、「相談体制の充実」の30.3%、「福祉サービスの情報提供の充実」、「高齢者支援の充実」の24.2%の順となっています。



1.4 区長アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 調査概要

① 調査実施時期

平成30年9月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

本町の区長を対象とし、直接配付、郵送による回収を行いました。

配付数	有効回答数	有効回答率
42人	31人	73.8%

(2) 調査結果（抜粋）

問 あなたの公民館では、会合などの話し合いの場を通して、地区に困っている人がいる、地区内で困りごとが起きているなどの情報がある程度共有していますか。

約7割の方が、「ある程度共有できている」と回答しています。



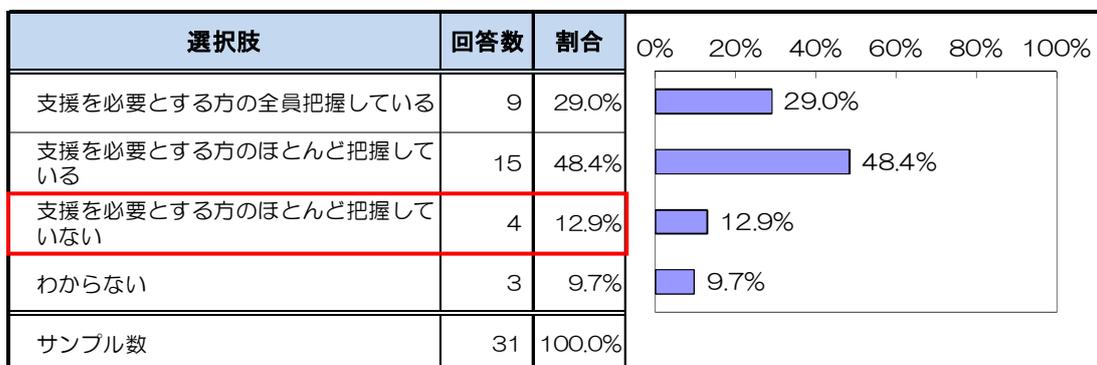
問 あなたの公民館では、子どもの登下校時などの見守り活動や高齢者単独世帯等への声掛け活動など、何らかの見守り活動を行っていますか。

約9割の方が、「行っている」と回答しています。



問 あなたの地区では、災害時の避難行動に伴い、支援を必要とする方を把握されていますか。

約1割の方が、「ほとんどの支援者が把握していないと思う」と回答しています。



問 地区の防災体制（避難訓練の実施、危険箇所の周知、災害時の役割分担、避難所の周知など）について必要なことや地域の問題点などを御記入ください。

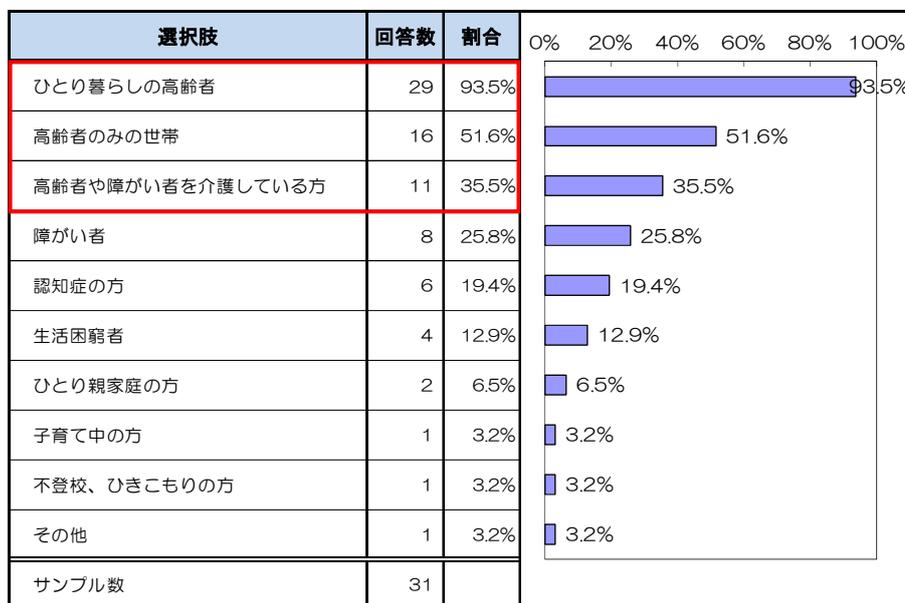
主な意見
避難訓練、防災訓練等を通じ啓発は行っているが、中高年の方々の意識が薄い。
住民の高齢化により、災害時等に緊急活動ができにくい。
各自の役割をどう認識し、徹底させるか。また、避難訓練をどう実施するかが課題。
全地区民を対象とした避難訓練は実施できていない。
防災訓練への参加者が少ない。
防災についての住民の関心が薄い。

問 本町では、高齢者の孤独感の解消や閉じこもり防止など介護予防の推進を図ることを目的とした「ふれあいいいききサロン」を開催していますが、この「ふれあいいいききサロン」に関して御意見や御要望などありましたら、御自由にお書きください。

主な意見
サロンは開催しているが、年々参加者が減ってきている。
男性の高齢者の参加が一人もいない。
60歳代の方は仕事をしていて、ほとんど参加しない。
活動の良さや内容、効用があまり理解されておらず、周囲に参加を呼びかけづらい。
どういう活動内容なら多くの方の参加が出来るか悩んでいる。

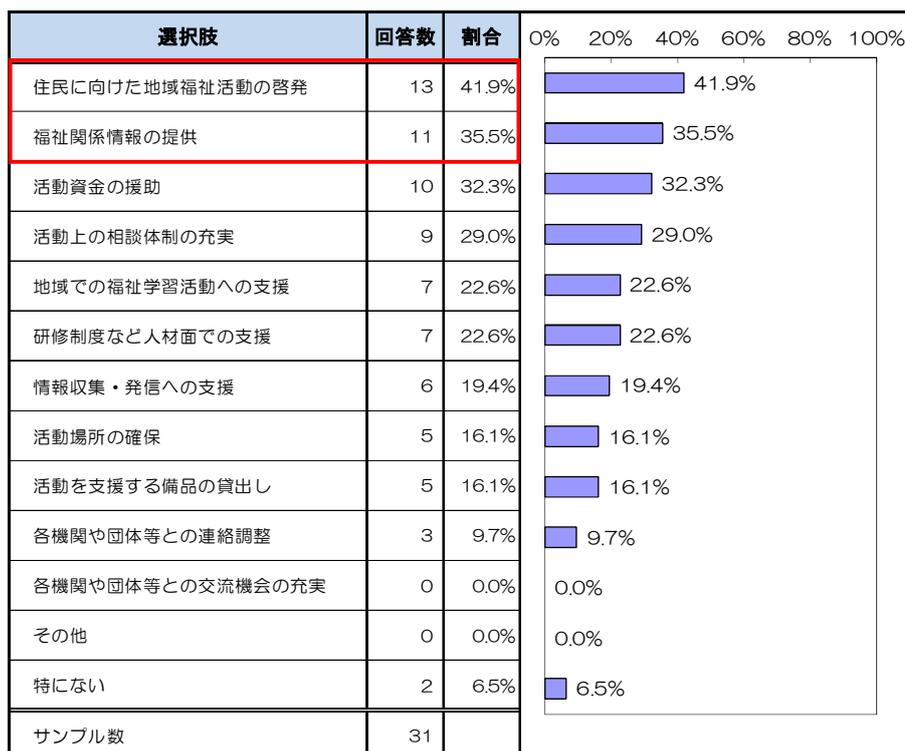
問 地区の中で特に支援が必要と思われる方はどんな方々ですか。（複数回答）

「ひとり暮らしの高齢者」が93.5%と最も多く、次いで、「高齢者のみの世帯」の51.6%、「高齢者や障がい者を介護している方」の35.5%の順となっています。



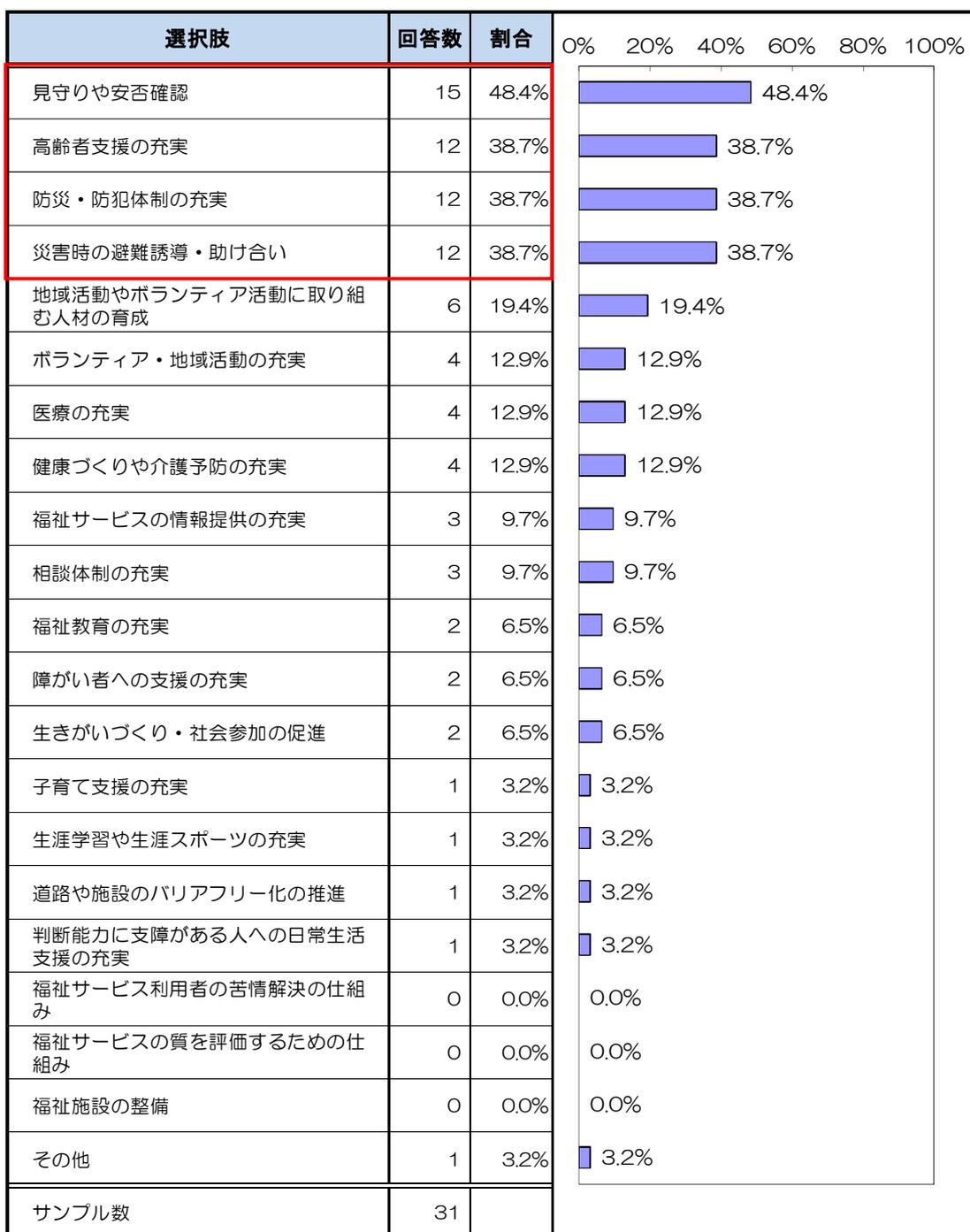
問 様々な地域福祉活動を推進していく上で、氷川町に期待することは何ですか。（複数回答）

「住民に向けた地域福祉活動の啓発」が41.9%と最も多く、次いで、「福祉関係情報の提供」の35.5%などとなっています。



問 誰もが安心して暮らしていくために、地区で特に重要なことは何だと思えますか。（複数回答）

「見守りや安否確認」が48.4%と最も多く、次いで、「高齢者支援の充実」、「防災・防犯体制の充実」、「災害時の避難誘導・助け合い」の38.7%の順となっています。



第3章 第2期計画の実施状況及び課題

1 福祉サービスの適切な利用体制づくり

(1) サービスの適切な利用につながる情報提供

町の広報紙やホームページ、氷川町社会福祉協議会の社協だよりなどを活用し、福祉サービスの情報提供に努めましたが、サービス利用の方法やサービス内容を盛り込んだ「サービス解説書」の作成には至っていない状況です。

(2) 相談体制の充実

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者*など多様なニーズに対応できるよう相談体制の充実を図りました。今後、複数の課題を抱える対象者に円滑に対応できるよう、各相談機関との連携を強化する必要があります。

(3) 権利擁護の推進

判断能力が不十分な認知症高齢者や障がい者の権利を擁護する地域福祉権利擁護事業や成年後見制度*を広報紙や各種会議研修の場を活用して周知に努めました。今後、利用者の増加が見込まれるため、人材の確保が必要な状況です。

(4) サービス利用に結びついていない人への対応

ふれあいいきいきサロン等の実施により、地域で孤立しないような取組を推進しましたが、サービス利用に結びついていない対象者を早期発見・早期対応するネットワークづくりには至っていないため、進捗を図る必要があります。

(5) サービスの質の向上

利用者が質の高いサービスを利用できるよう、各サービス事業者などへのより一層の情報提供や指導に努める必要性及び人材確保についての支援に努める必要があります。

(6) 地域における共生型サービスの実現可能性の検討

共生型サービス*の実施には至っていない状況です。今後の国の動向や他自治体の取組をを踏まえ、実施を検討します。

※ 生活困窮者：就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

※ 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、財産管理、契約、遺産分割の協議等の支援を行う制度

※ 共生型サービス：年齢や障がいの有無にかかわらず横断的な利用が可能で、多様な課題・ニーズに対応する機能を持つサービス。

2 福祉に関する意識づくり

(1) 広報・啓発活動の推進

地域の団体同士が情報交換する場として「福祉関係団体連絡会議」を設置していますが、地域の福祉情報の交換の場及び福祉課題の検討の場となるよう支援していく必要があります。

(2) 交流機会の充実

地区づくり活動、ふれあいいきいきサロン、子ども会活動など、地域での交流行事を進めるために活動助成を行い、交流できる機会や場の充実を図りました。今後も活動助成を継続するとともに、ふれあいいきいきサロンについては全地区での設置・実施を図ります。

(3) 福祉教育の充実

小・中学校の授業等を活用して福祉をテーマにした学習を行い、福祉に関心を持ち、福祉に関する取組に積極的に参加するよう努めました。今後は、福祉教育のより一層の充実を図るとともに、学校を地域の交流の場として活用するため、小・中学校コミュニティ・スクール推進事業等の充実を図る必要があります。

(4) 体験学習の推進

保育所や幼稚園、小・中学校で行っている地域との交流機会をさらに充実させるため、支援を継続して行う必要があります。

3 地域福祉を担う人材づくり

(1) 地域リーダー等の確保・育成支援

地域の担い手育成のため「まちづくりリーダー研修」を実施しており、リーダーに対して円滑なまちづくり活動推進を支援するとともに、受講者の参加促進を図る必要があります。

(2) ボランティアの育成

氷川町社会福祉協議会と連携してボランティア養成講座や講演会等を企画・運営し、ボランティア人口の拡大を図る必要があります。

(3) よりよい近所付き合いづくり

よりよい近所付き合いづくりのため交流活動の助成を継続するとともに、参加しやすい場づくりについて関係者と協議し、参加者の促進を図る必要があります。

(4) 社会福祉協議会の機能充実

社会福祉協議会による地域福祉活動の支援を継続します。

4 地域福祉活動の拠点づくり

(1) 地域福祉活動の場づくり

ふれあいいきいきサロンを核として、地区内の各種団体との交流を更に推進していくよう支援する必要があります。

(2) 公民館などの地域資源の利用促進

地域の拠点となる公民館について利用しやすい整備を図ってきましたが、今後は地区別計画に基づいて計画的に整備する必要があります。

5 地域福祉活動を推進する仕組みづくり

(1) 地域福祉ネットワークづくり

複数の課題を抱える対象者や制度の狭間で支援が十分に行き届かない対象者に対して、対象者のニーズに寄り添った庁内横断的かつ多職種参加型のネットワークづくりを検討する必要があります。

(2) 緊急時の連絡・支援体制づくり

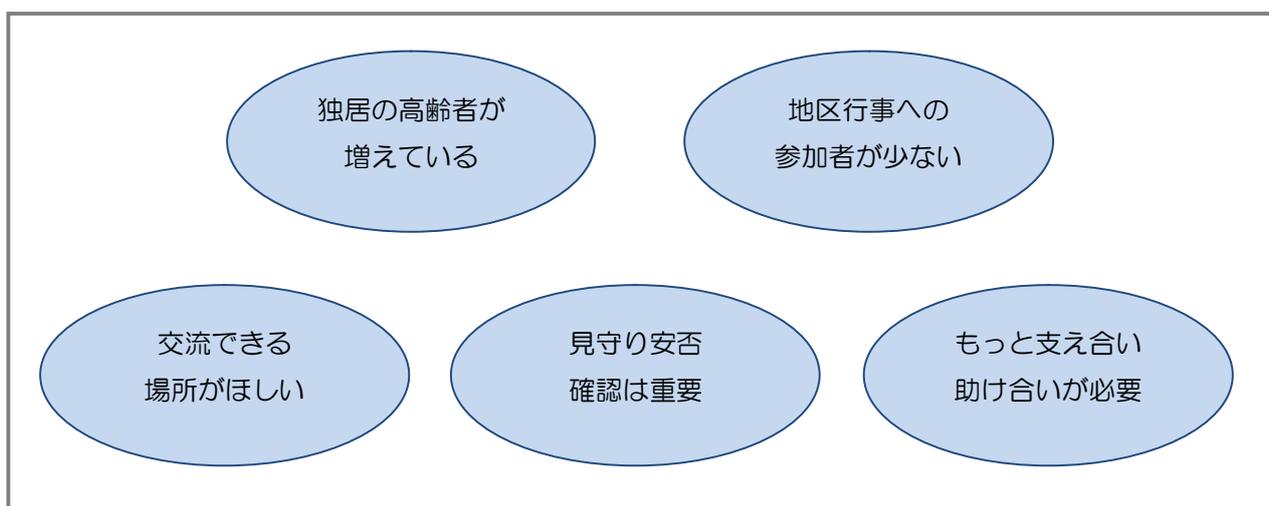
防災体制の整備については、地区によって取組の進捗が異なっているため、必要な支援を行い自主防災組織活動の充実を図る必要があります。

第4章 本町の課題及び解決のための方向性

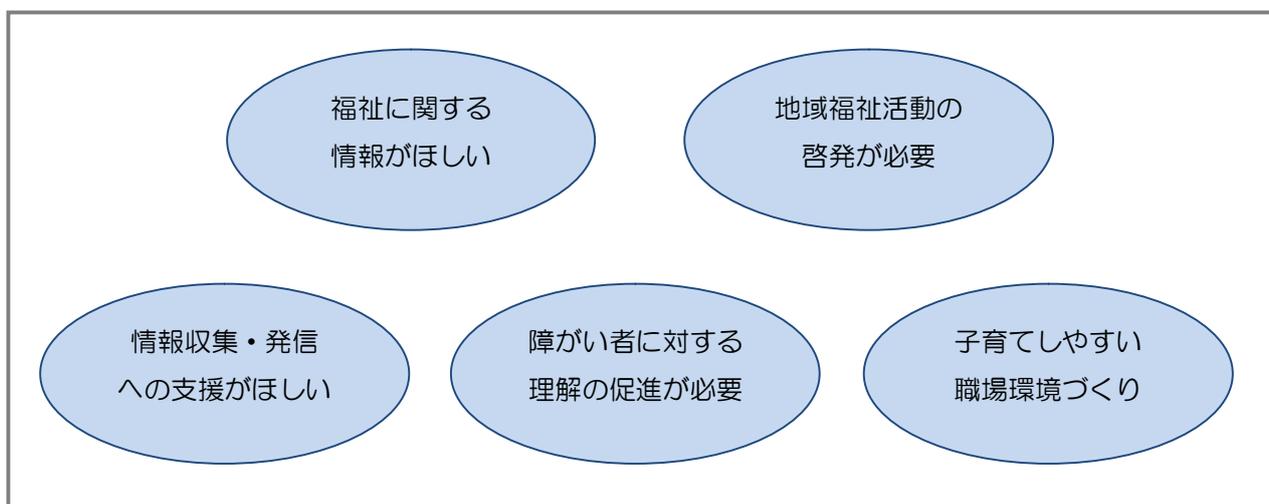
1 現状データや調査結果、第2期計画実施状況から抽出された課題

- (1) 交流、見守り
- (2) 情報提供、周知、啓発
- (3) 移動手段等の確保
- (4) 防災対策の充実
- (5) 福祉サービス等の充実

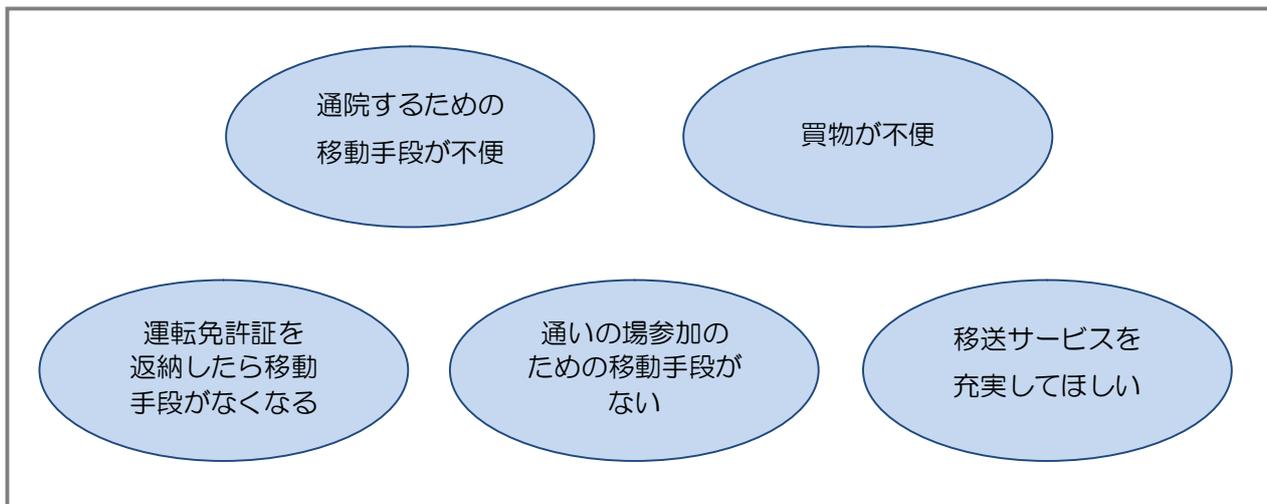
(1) 交流、見守り



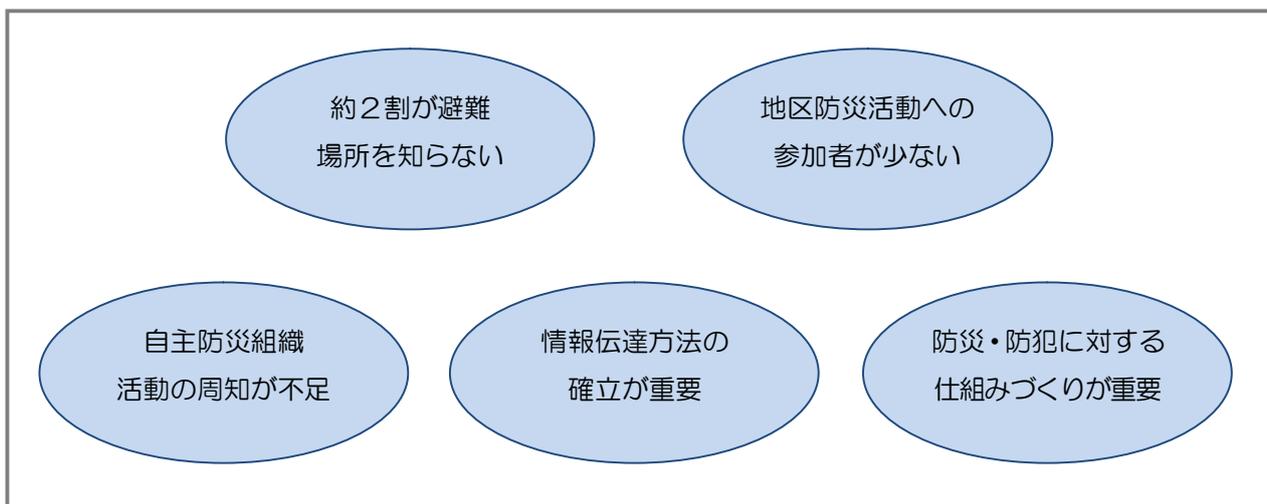
(2) 情報提供、周知、啓発



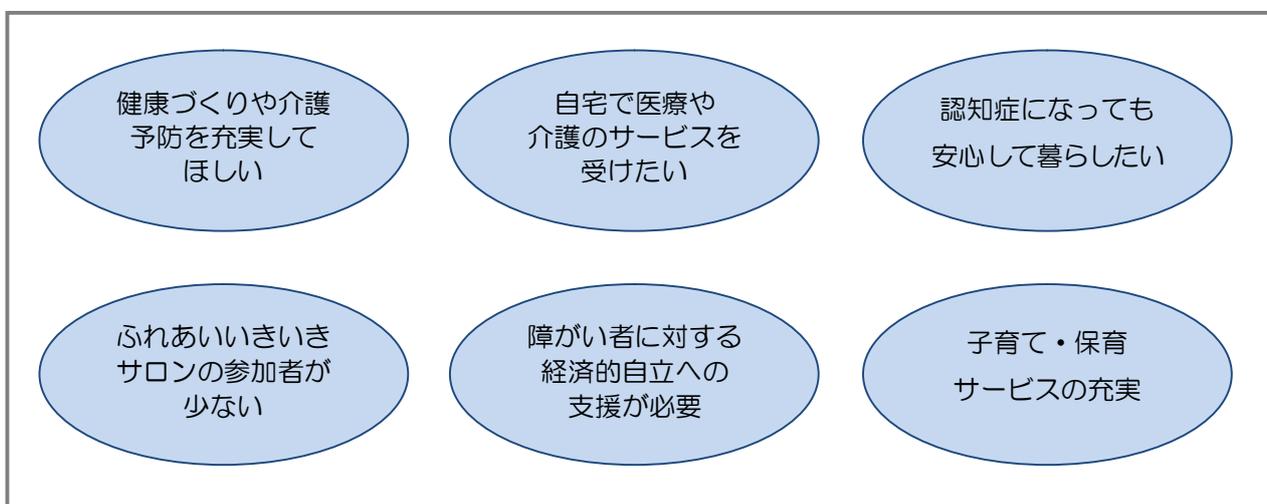
(3) 移動手段等の確保



(4) 防災対策の充実



(5) 福祉サービス等の充実



2 課題解決法の検討のためのワークショップの実施

(1) 目的

第2回氷川町地域福祉計画策定委員会において、現状データや調査結果、第2期計画実施状況から抽出された課題を解決するために「個人」、「地域」、「行政」で出来そうなことについて、委員の皆様にご覧いただき検討して頂くためワークショップを開催しました。

(2) 実施内容

実施事項	具体的内容
「本町の地域福祉に関する課題」の説明	現状データや調査結果、第2期計画実施状況から抽出された「本町の地域福祉に関する課題」について、事務局から説明を行いました。
ワークショップ	3グループに分かれ、「本町の地域福祉に関する課題」を解決するため。テーマごとに「個人で出来そうなこと」、「地域で出来そうなこと」、「行政で出来そうなこと」を話し合いとりまとめました。
グループ発表	各グループで出された課題解決のために「個人で出来そうなこと」、「地域で出来そうなこと」、「行政で出来そうなこと」の発表を行いました。

(3) テーマ

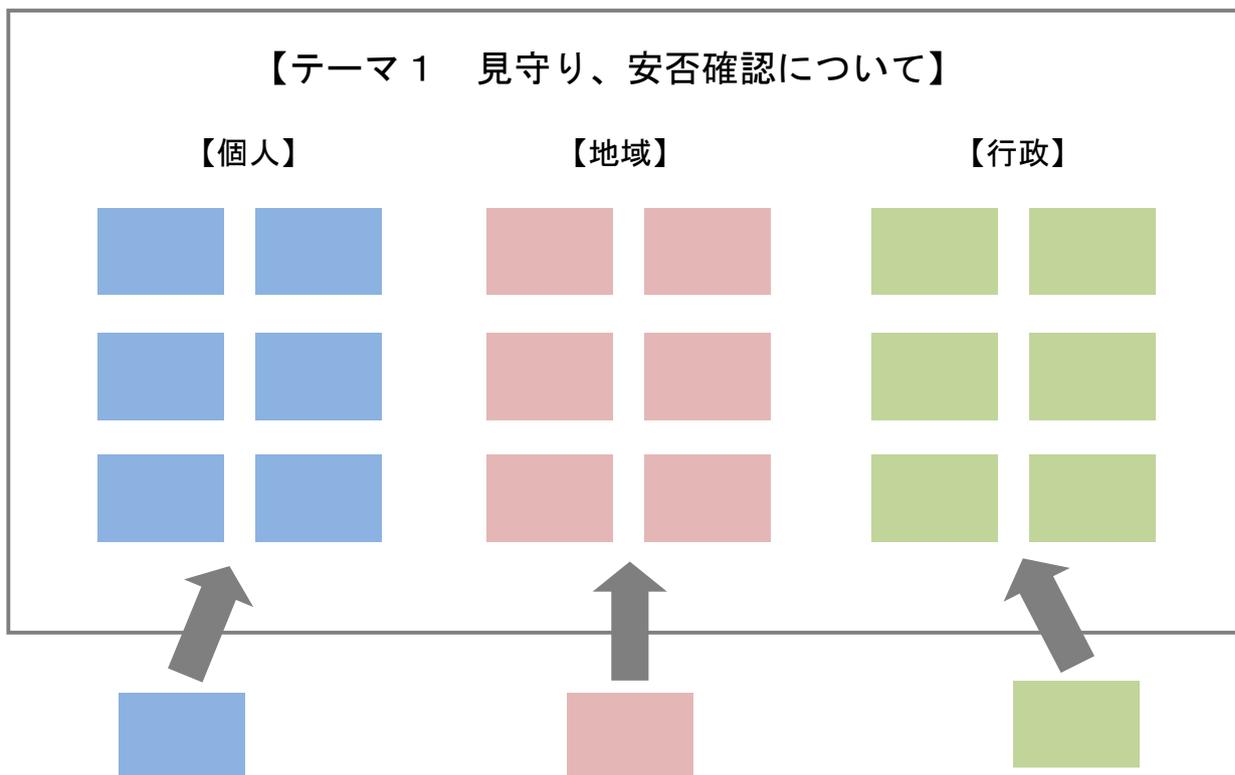
以下の5つのテーマについて、各グループで課題解決のため「個人で出来そうなこと」、「地域で出来そうなこと」、「行政で出来そうなこと」の検討を行いました。

番号	課題	ワークショップテーマ
1	交流、見守り	・見守り、安否確認について
2	情報提供、周知、啓発	・地域福祉活動の啓発について
3	移動手段等の確保	・移動手段等の確保について
4	防災対策の充実	・地区防災活動への参加者促進策について
5	福祉サービス等の充実	・ふれあいいいきいきサロンの参加促進について

(4) 進め方

各テーマの課題解決のため「個人で出来そうなこと」は青色の付箋紙、「地域で出来そうなこと」は赤色の付箋紙、「行政で出来そうなこと」は緑色の付箋紙に記入の上、模造紙に貼付し、意見の集約を行いました。

【テーマ別意見集約のイメージ（記入した付箋紙を模造紙に貼付）】



(5) グループ発表

グループごとに5つのテーマのうち発表するテーマを1つ決定し、グループの代表者が課題解決のために「個人で出来そうなこと」、「地域で出来そうなこと」、「行政で出来そうなこと」の発表を行いました。



3 課題解決のために出来ること（個人、地域、行政）

（1）見守り、安否確認について

① 個人で出来ること

項目	主な意見
声を掛ける、あいさつ	・率先して声を掛けたり、あいさつを笑顔で行う。
	・日頃から声を掛けたり、あいさつを励行する。
	・隣近所に声を掛ける。
	・特にひとり暮らし方に声を掛ける。
近所づきあい	・日頃から近所の方と会話し、情報交換をしておく。
	・日頃から近所づきあいを行う。
地区行事等への参加	・子ども会、消防活動などに積極的に参加する。
	・地区の行事などに積極的に参加する。

② 地域で出来ること

項目	主な意見
声を掛ける、あいさつ	・地区の組織を利用して、独居高齢者等に声を掛ける。
	・地区全体であいさつ運動に心掛ける。
	・地区行事の際、高齢者世帯に声を掛ける。
定期的な見守り	・子ども会や婦人会等による定期的な見まわり。
	・要支援者に対して、近隣住民で見守りを決める。
要支援者の情報共有	・見守り、安否確認が必要な人を情報共有する。
	・支援員が要支援者の緊急連絡先の共有。

③ 行政で出来ること

項目	主な意見
各種関係者との連携	・郵便配達員や新聞配達員による見守り体制の促進。
	・老人会参加促進への支援。
情報提供	・要支援者に関する留意事項の周知。
	・同意を得られている要支援者の情報共有。

(2) 地域福祉活動の啓発について

① 個人で出来ること

項目	主な意見
地区行事への積極的参加	・地区のボランティア活動や清掃活動に積極的に参加する。
	・子ども同伴で地域行事に参加する。
	・ふれあいいいききサロンに積極的に参加する。
積極的な情報収集	・身近な地区の福祉に関する情報収集に努める。

② 地域で出来ること

項目	主な意見
啓発	・地区の通いの場で、専門職による研修等を行う。
	・他地区のふれあいいいききサロンの好事例を参考にする。
地区行事等への参加呼びかけ	・地区行事への参加を呼びかける。

③ 行政で出来ること

項目	主な意見
情報提供や情報共有の場づくり	・区の集まりで、情報を伝える場や機会を作る。
	・情報提供の方法や手段の工夫を行う。
関係機関等との連携	・ボランティア団体とも連携強化。
	・身近な地域での行政、消防、警察、社協等関係機関と地区関係者による協議の場づくり。
人材育成	・定期的な福祉リーダー研修の実施。

(3) 移動手段等の確保について

① 個人で出来ること

項目	主な意見
近所づきあい	・日頃から、誘い合っ一緒に目的地へ行く関係を築いておく。
	・近所に移動手段に困っている人がいたら、出来る範囲で声を掛け、目的地まで乗せて行く。
情報収集	・電動車いすなど、利用できるものがないか情報収集する。
買物代行、買物同行	・出来る範囲で、一緒に買物に行く。

② 地域で出来ること

項目	主な意見
宅配サービス、移動販売	・地元の商店に移動販売の協力要請をする。
近所づきあい	・日頃から、頼みごとができる、あるいは頼みごとをお願いされるような近所づきあいをする。
既存の社会資源の活用	・地元にある施設の送迎車など、時間帯によって利用可能な移動手段がないか検討する。

③ 行政で出来ること

項目	主な意見
乗り合いタクシー※の整備検討	・乗り合いタクシーの運行の検討。
	・乗り合いタクシーに関する他自治体の実施方法の把握。
交通費助成等の検討	・所得や移動手段の利便性を考慮し、該当者への交通費助成制度の検討。
	・移動に困難を抱える人でのタクシー券配付等の検討。
巡回バス運行の検討	・巡回バス運行の検討を行う。
関係機関等との連携	・地元企業と連携した解決策の検討。

※ 乗り合いタクシー：10人乗り以下のワゴン車や乗用車で、目的地や経路が近い人たちを一緒に送るサービス。乗車地も目的地も自由なものや、ある程度路線が決まっているものなど、様々な形態がある。

(4) 地区防災活動への参加者促進策について

① 個人で出来ること

項目	主な意見
平常時からの備え	・日頃から、家族で災害時どうするか話しておく。
	・地区での避難訓練に参加する。
	・日頃から、一人で避難が困難と思われる近所の人と災害時の避難支援について話ししておく。
避難場所等の確認	・家族で避難場所を決めておく。
	・ハザードマップ [※] の確認。

② 地域で出来ること

項目	主な意見
避難場所の周知	・水害と地震では避難する場所が違うので、各地区で避難場所の周知を図る。
	・地区で定期的な防災訓練を実施し、意識を高める。
要支援者の把握、支援体制の強化	・災害時要支援者数を地区役員が把握する。
	・消防団と連携し、支援体制の強化を図る。
避難訓練の実施	・地区住民全員での避難訓練の実施。
	・地区で防災訓練を計画し実施する。
地区防災計画の策定等	・見守り安否確認のリスト作成、情報伝達体制の確立。

③ 行政で出来ること

項目	主な意見
地区防災体制強化への支援	・地区防災計画策定や見直しの際の支援。
	・地区防災活動への様々な支援。
周知、啓発	・防災意識を高めるため、広報・啓発の徹底。

※ ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド（回避）マップ、リスクマップなどと呼ばれているものもある。

(5) ふれあいいいききサロンの参加促進について

① 個人で出来ること

項目	主な意見
周囲への参加呼び掛け	・近所の人に声を掛け誘う。
	・友人、知人を誘ってみる。
	・様々な機会を捉えて、参加を呼び掛ける。
担い手としての参加	・自ら担い手となって参加する。
実施内容の把握	・実施内容の把握に努める。

② 地域で出来ること

項目	主な意見
実施内容の検討	・より多くの方が参加できるような実施内容を検討する。
	・子どもや障がい者も一緒に参加できるようにする。
	・より多くの参加者が見込める実施日を検討する。
広報強化	・回覧板等を活用し、実施日や内容を周知する。
	・実施日に合わせ、チラシを配る。
住民主体の実施強化	・地区で担い手の育成に努める。

③ 行政で出来ること

項目	主な意見
開催日時や取組事例の広報、周知	・各地区のサロン実施内容の広報。
	・各地区のサロン開催日時の広報。
実施内容へのアドバイス	・参加者増加となった実施内容の情報提供。
	・先進自治体の実施内容を把握し、周知する。
人材育成	・担い手育成のための研修実施。

4 今後の方向性

(1) つながり合い、支え合う意識の醸成（「我が事」意識の醸成）

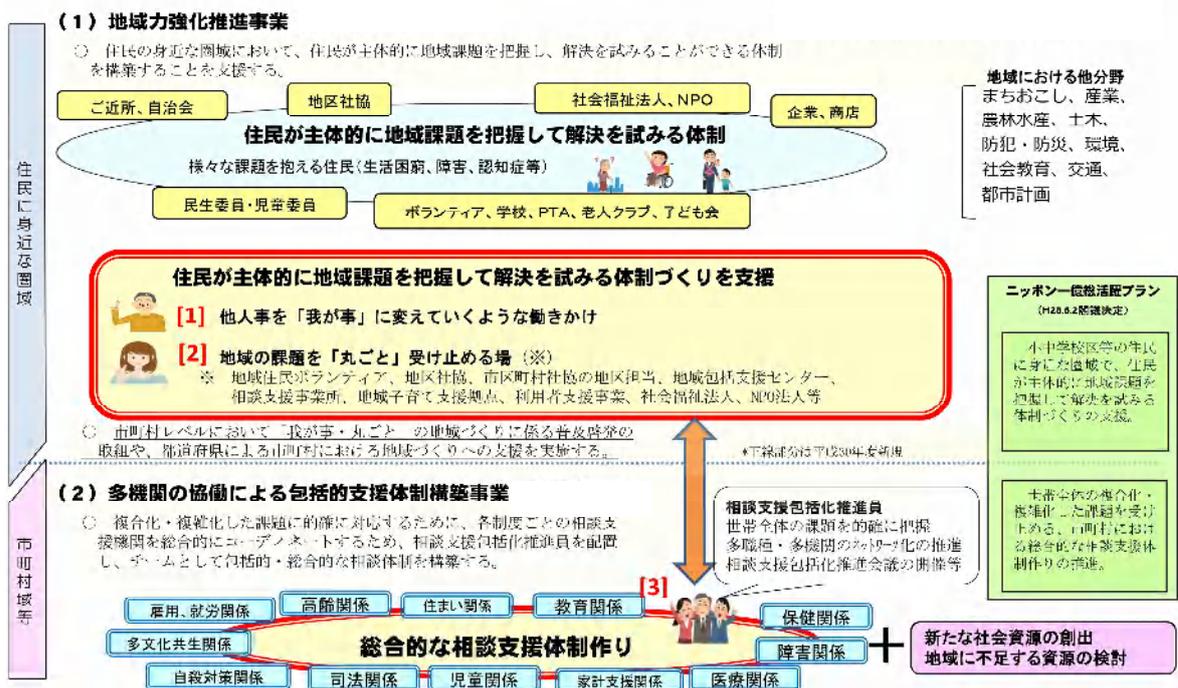
本町では、少子高齢化の進展に伴う人口減少が進んでいます。平成27年(2015年)で総人口11,994人、高齢化率34.8%(国勢調査)が、平成52年(2040年)には総人口7,820人、高齢化率45.9%(国立社会保障・人口問題研究所)になると推測されています。少子高齢化が進展している状況下で、本町では核家族化の進行や高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加等により、地域のつながりの希薄化が進み、家族内又は地域内の支援力が低下しているという状況があります。

しかしながら、身近な地域の課題解決のためには、住民同士がつながり合い、支え合うことが重要となります。

町民アンケート調査結果では、「地域にある様々な問題を解決するために、町民相互の自主的な支え合い、助け合いが必要」と回答した割合が9割を超えています。また、本町の課題解決のために「個人」、「地域」、「行政」で出来ることを検討したワークショップにおいて、複数の課題に対して「個人」、「地域」で出来ることとして、「声を掛ける、あいさつ」や「近所づきあい」など住民同士のつながり合いが重要との意見が出されています。

「つながり合い」、「支え合い」を深めるための様々な取組を展開することにより、「他人の困り事を自分の事として問題解決を図る意識（我が事意識）」を醸成し、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指します。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進



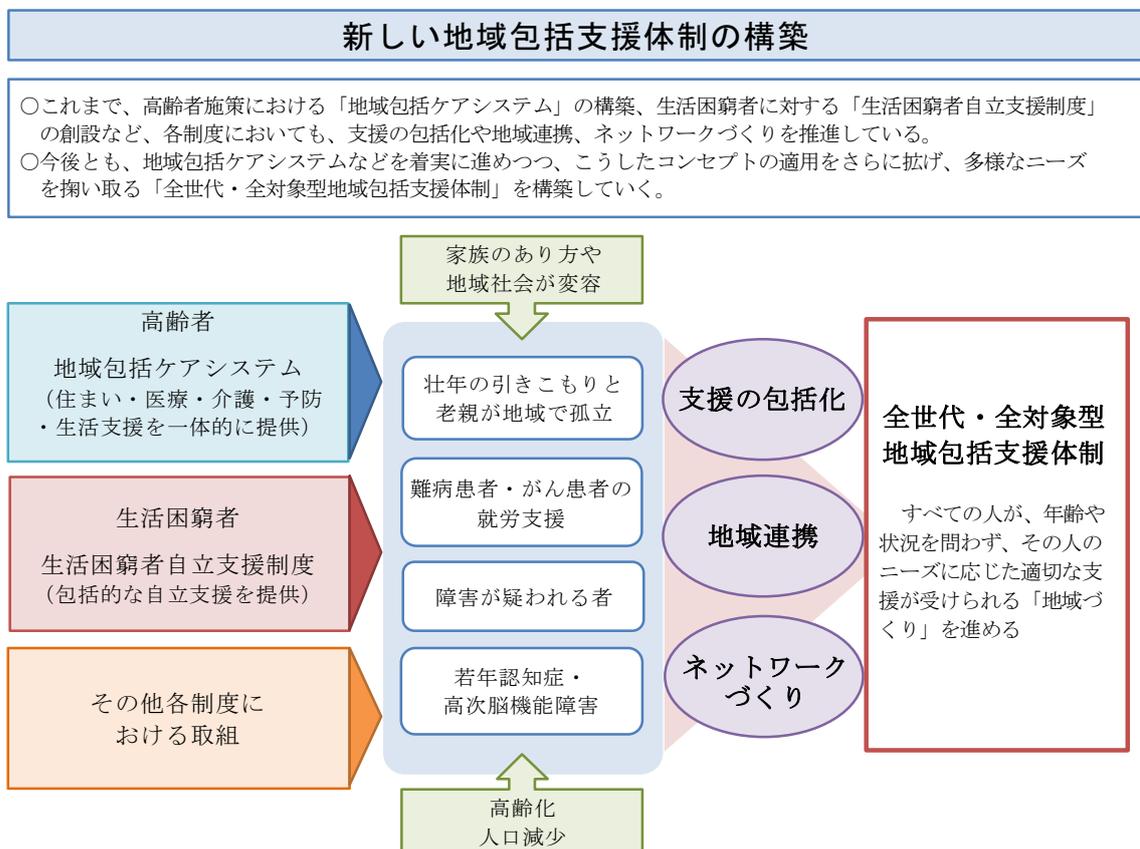
出典：厚生労働省資料（一部加工）

(2) 相談体制づくり

これまで、国では高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児が同時に直面する世帯（ダブルケア）や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。また、ひきこもりやサービス利用拒否等の制度の狭間にあり支援が行き届いていない人への対応が求められています。

町民アンケート調査結果では、困りごとに対応するサービスや支え合い活動として希望するものとして「移動支援」が最も多く、次いで、「買物支援」の順となっています。また、民生委員等アンケート調査結果及び区長アンケート調査結果のいずれも、地域福祉活動を推進していく上で本町に期待することとして、「福祉関係情報の提供」と回答した方が多くなっています。さらに、本町においても分野横断的な支援体制構築が必要な生活困窮者への対応や、経済的若しくは精神的困窮にあり支援を必要としている子どもや家庭に気づき、地域で見守り、専門機関につなげる体制づくりが必要となっています。

今後は、住民や地域からの相談を一元的に受け止め、関係機関等と連携し、適切な専門機関等に確実につなぐことにより、課題解決を行うことができる相談支援体制及びそれを支える関係機関等との連携体制の構築に取り組みます。



(3) 地区防災力の強化

本町では、平成30年3月に策定した「第2次氷川町総合振興計画」の重点プロジェクトの一つとして「安全・安心の防災地区づくり推進プロジェクト」を掲げており、地区防災計画に関する取組の支援や自主防災組織活動の充実を図るための取組への支援を行っています。

しかしながら、町民アンケート調査結果では、「避難場所を知らない」と回答した方の割合及び「自主防災組織があるのか知らない」と回答した方の割合が約2割となっています。また、重要度が高く、満足していない取組として「安全・安心な暮らしを支える防災・防犯にむけた仕組みづくり」が抽出されています。さらに、区長アンケート調査結果では、防災訓練の参加者の少なさや住民の防災に対する関心の低さが課題として挙げられています。

今後は、各地区における防災マップ及び地区防災計画の策定と定期的な更新を通じて、自助・共助による防災・減災の取組や体制の確立を進めるとともに、地域防災計画に基づく町全体での公助による取組が連携することにより、日頃からお互いの顔が見え、いざという時も安全・安心なまちづくりを進めます。

自主防災組織の活動

【平常時】

- ・ 防災知識の普及
- ・ 地域の災害危険箇所の把握
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 火気使用設備器具等の点検
- ・ 防災資機材の備蓄と整理・点検



【災害発生時】

- ・ 災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・ 出火防止と初期消火
- ・ 避難誘導
- ・ 被災住民の救出・救護
- ・ 給食・給水



第5章 基本理念・基本目標等

1 基本理念

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスを必要とするようになっても、身近な人とつながり合いながら、社会的活動に参加して、いきいきとその地域で暮らし続けることです。

その実現のためには、少子高齢化の進行や住民同士のつながりの希薄化により増えていく、地域での多様化・複雑化した地域課題に取り組んでいく必要があります。

こうした背景から、今後は、高齢者、障がい者、子どもを含む全ての町民が、それぞれの役割を持って地域づくりや生きがいつくりに参画し、助け合えるような住みよいまちづくりを推進していくことが必要です。

そのため、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

みんなの心が通い合い、支え合う、
安心して暮らせるまち

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

【基本目標】

- 1 みんなでつながり、支え合う地域づくり
- 2 困りごとを「丸ごと」受け止める仕組みづくり
- 3 安心・安全に暮らせる地域づくり

3 施策の体系

【 基本理念 】

みんなの心が通い合い、支え合う、
安心して暮らせるまち

基本目標1 みんなでつながり、支え合う地域づくり

- 1 地域力の強化
- 2 地域福祉を支えるリーダー等の育成

基本目標2 困りごとを「丸ごと」受け止める仕組みづくり

- 1 他人の困りごとを「我が事」として捉える意識の醸成
- 2 多様なニーズを「丸ごと」受け止めることができる相談体制の構築

基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり

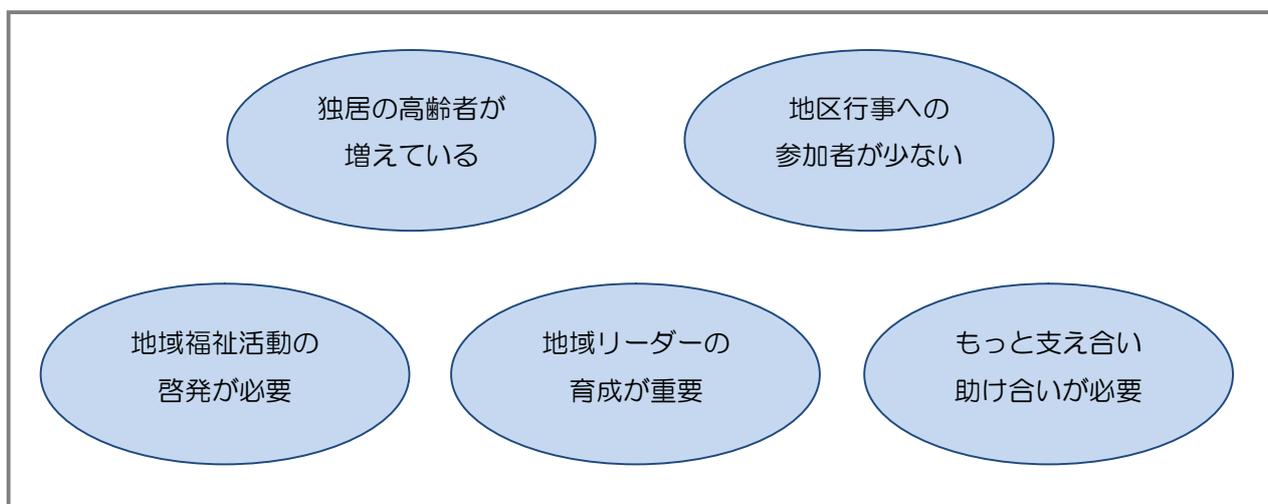
- 1 避難行動要支援者への支援体制の強化
- 2 誰もが安心して暮らすことができる環境整備
- 3 多様なニーズに対応できる仕組みづくり

第6章 施策の展開

基本目標1 みんなでつながり、支え合う地域づくり

様々な要因による社会的孤立を防ぎ、多様化・複雑化する課題に対応するため、住民主役のまちづくりの推進を図るとともに、地域福祉を支えるリーダーの育成に努めます。

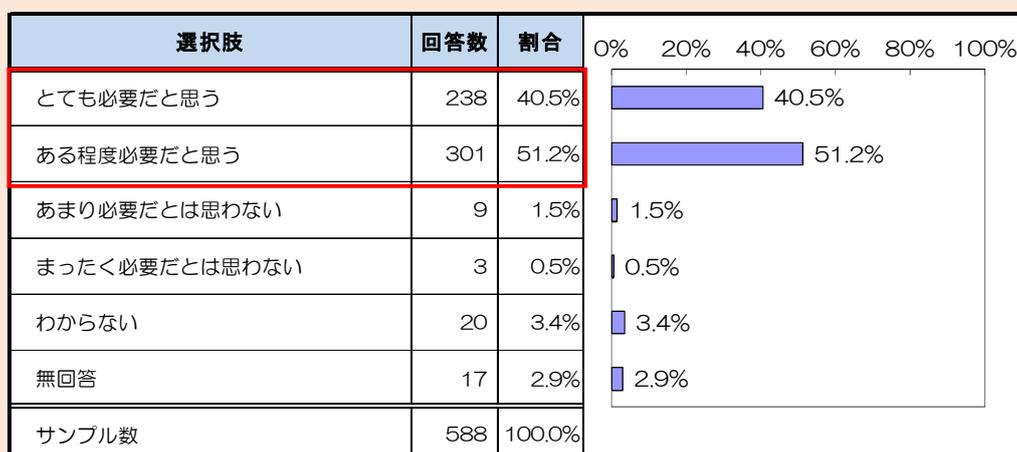
【主な課題】



【主な調査結果】

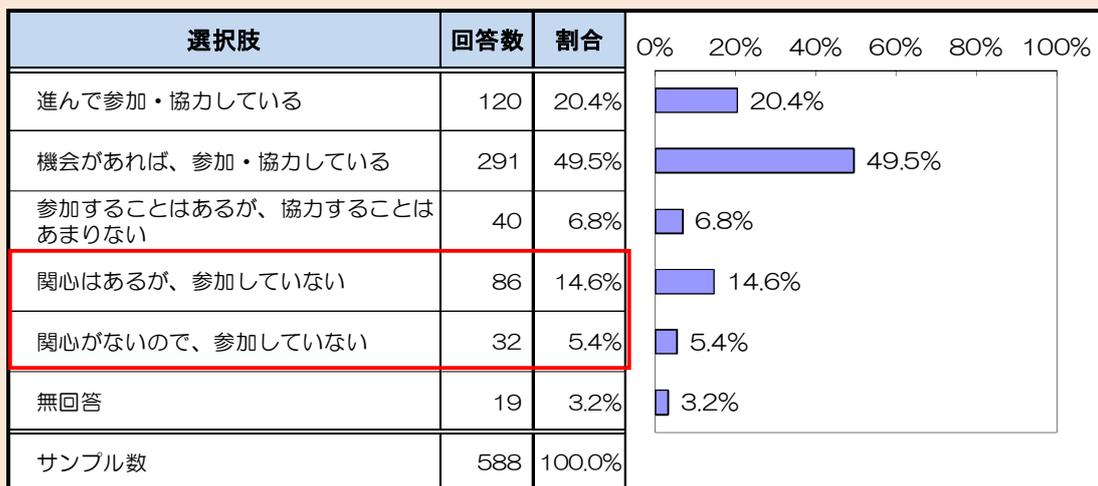
・町民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性（町民調査）

「とても必要だと思う」、「ある程度必要だと思う」と回答した方の合計が9割を超えています。



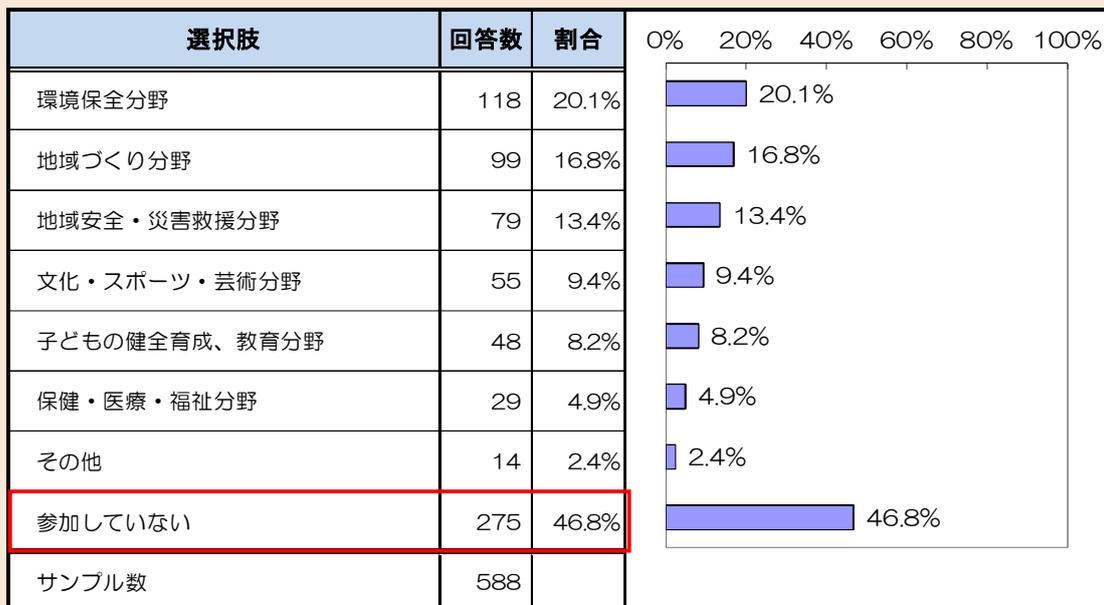
・ 地区行事等への参加状況（町民調査）

「関心はあるが、参加していない」、「関心がないので、参加していない」と回答した方の合計が2割となっています。



・ ボランティア活動への参加状況（町民調査）

約5割の方が「参加していない」と回答しています。



【今後の方向性】**1 地域力の強化**

地域福祉を町全体で推進していくためには、地域活動団体やボランティア団体同士の連携、関係機関、専門職等の各種ネットワークを連動させる必要があることから、各種計画で定める圏域、校区など、町民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能な圏域との整合性を図り、各地域の課題を発見・共有し、地域資源を活かしながら課題解決に取り組むことができる包括的な支援力の構築を図ります。

そのためには、制度の狭間にある人や複合的な問題を抱える人など、見守りを必要とする人を地域で見守り、支えていく必要があることから、町民や地域団体、社会福祉協議会、行政等と連携・協力し、分野横断的な対応を図ることができるよう、地域力を強化します。

(1) 住民主役のまちづくりの推進

本町では、まちづくりの組織や仕組み、開発建築行為の手続など、住民主体のまちづくりについての集大成として、平成17年10月1日から「氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例」を施行しています。

また、平成30年3月に策定した「第2次氷川町総合振興計画」における「地区別計画」では各地区の将来構想として、地区の目標、取り組み方針、具体的取組が盛り込まれています。この「地区別計画」に基づく地区づくり活動に対し、町から「住民主役の地区づくり補助金」を交付し活動を支援しています。

地域福祉の推進を図るためには、地域のまちづくりと一体的に行うことが必要なことから、更なる住民主役のまちづくりを推進します。

(2) 地域関係者・関係団体等との連携強化

複雑化・多様化する福祉ニーズに対して、地域団体や関係機関等が情報共有、ケース検討、サービス調整などの連携を図り、ネットワークを形成できる場づくりを支援します。

また、高齢者や障がい者、子ども、ひとり親家庭など、分野を越えた連携体制の強化を図り、地域力の向上を目指すなど、包括的な支援力の強化を図ります。

2 地域福祉を支えるリーダー等の育成

地区役員や民生委員児童委員・主任児童委員、ボランティア・NPO等、各種地域組織は地域活動を推進する上で重要な役割を担っていることから、今後も連携の強化を図ります。

また、地域課題を発見し、地域での共有・活動を支える地域福祉のリーダーを担う人材の育成や活動支援に努めます。

(1) 地域活動団体等への支援

区長や民生委員児童委員・主任児童委員、ボランティア・NPO等の地域活動団体が、地域福祉推進体制の確立に向けて取り組むことができるよう支援します。

(2) 地域リーダーの育成と活動支援

各種団体と連携し地域福祉活動を主導的に進めるリーダー的人材の育成と確保ができるよう支援します。

また、各分野のリーダーの人材育成及び活動支援を継続して行います。

(3) ボランティア等の育成と活動支援

ボランティア活動を広く町民に広報するとともに、福祉に関する講座等の受講者に対し、ボランティアに関する情報や活動の場を提供するなど、受講後の支援を行います。

また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動等への支援環境の充実を図ります。

【「個人」、「地域」、「行政」で出来ること】

個人で出来ること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 率先して声を掛けたり、笑顔であいさつをします。 ・ 地区の行事やボランティア活動に積極的に参加します。
地域で出来ること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区全体であいさつ運動に心掛けます。 ・ より多くの方が参加できるように、地区行事の実施内容を検討します。 ・ 様々な機会を通じて、住民向けにボランティア活動への参加を呼びかけます。 ・ 地区の通いの場で、専門職による研修等を行います。
行政で出来ること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区別計画に基づく住民主役のまちづくり活動に対して、活動支援のための財政的支援を行います。 ・ 各地区の住民主役のまちづくり活動を推進するまちづくり組織のリーダーに対してまちづくりの研修機会や交流の場を作り、円滑なまちづくり活動推進を支援します。 ・ 行政と大学生がまちづくりに関する研究活動などを通して、政策提言、情報発信を行います。 ・ ボランティア育成や専門学校卒業者などに対する地元での就職など、福祉を支える人材を確保するための支援を行います。 ・ 地区における健康づくりや見守りなどの健康・福祉の担い手として、高齢者による地区内シルバーボランティア活動に対して、組織化や活動への支援の充実を図ります。

【基本目標1 評価指標】

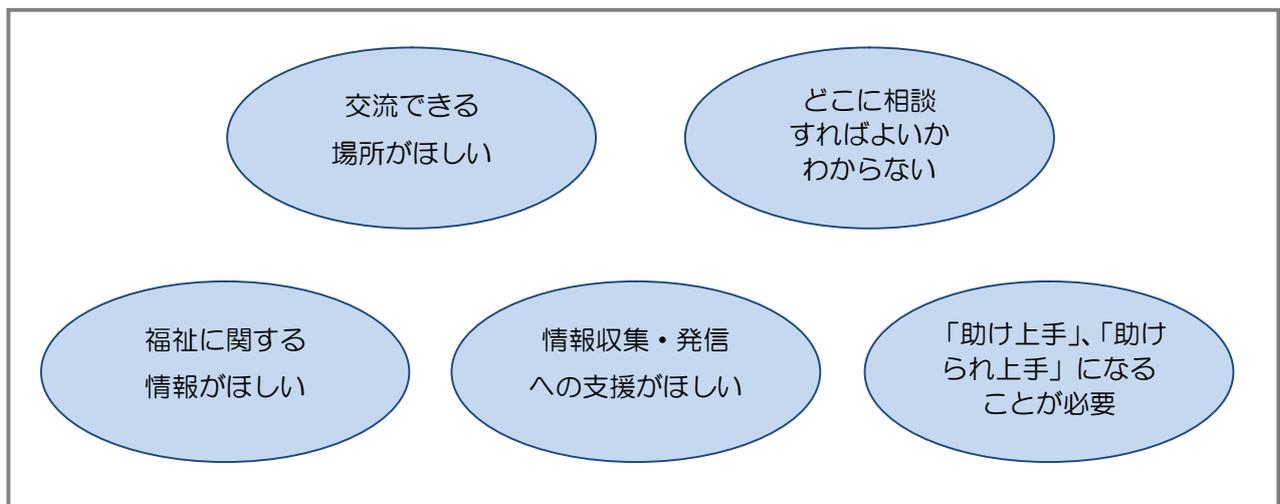
項目	現状(2018)	目標(2023)	出典等
シルバー人材センター登録者数	72人	増加	福祉課
ボランティア登録人数	263人	増加	福祉課
ボランティア活動に参加していない割合	46.8%	減少	町民調査
地区行事等に参加していない割合	20.0%	減少	町民調査

基本目標2 困りごとを「丸ごと」受け止める仕組みづくり

地域での対応が難しい課題の解決が図られるよう、行政・専門機関による相談体制を整えていきます。また、制度の狭間等の課題に対応する包括的な相談支援体制の構築に向けて今後検討を進めていきます。

また、住民の方に地域における当事者意識を持ってもらうため、身近な地域の福祉に関する情報提供や担い手の育成等を行います。

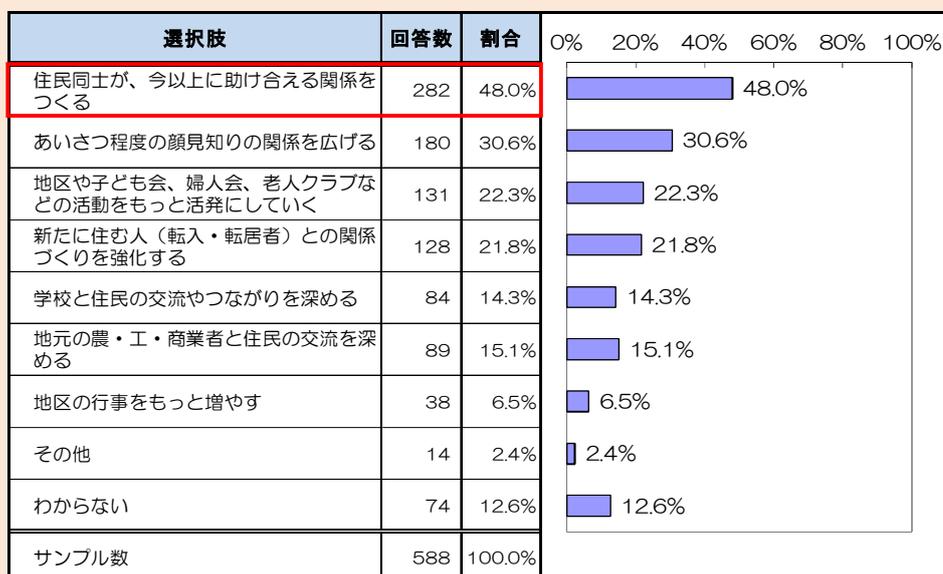
【主な課題】



【主な調査結果】

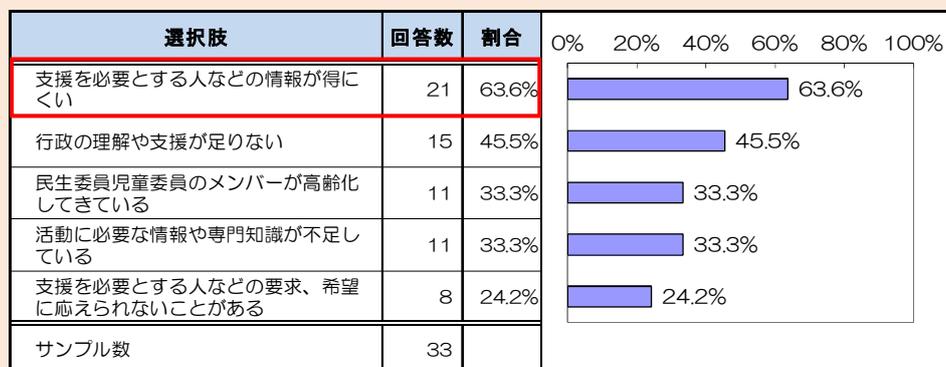
・ 地区行事や地区活動活性化のために必要なこと（町民調査）

「住民同士が、今以上に助け合える関係をつくる」が約5割で最も多くなっています。



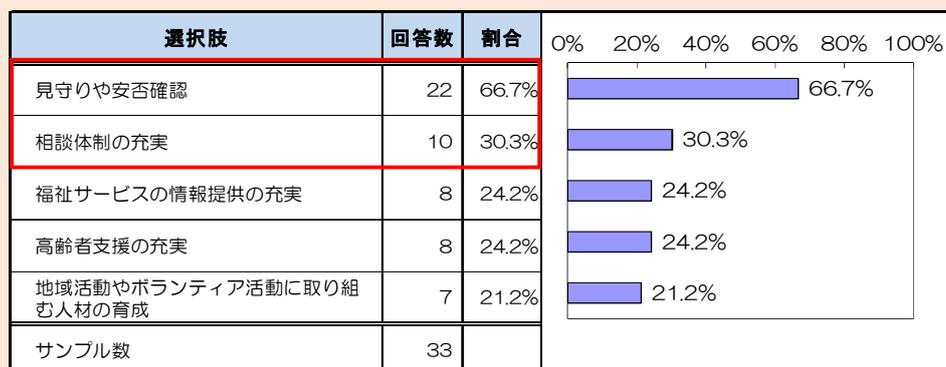
・活動している中で困っていること（民生委員等調査）

「支援を必要とする人などの情報が得にくい」が63.6%で最も多くなっています。



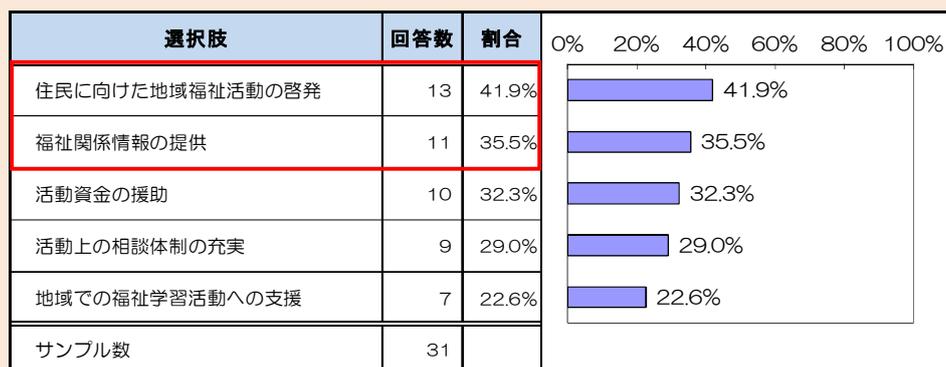
・誰もが安心して暮らしていくために、地区で必要なこと（民生委員等調査）

「見守りや安否確認」が66.7%で最も多く、次いで、「相談体制の充実」の30.3%の順となっています。



・地域福祉活動を推進していく上で、本町に期待すること（区長調査）

「住民に向けた地域福祉活動の啓発」が41.9%で最も多く、次いで、「福祉関係情報の提供」の35.5%の順となっています。



【今後の方向性】

1 他人の困りごとを「我が事」として捉える意識の醸成

他人の困りごとを「我が事」として捉える意識の醸成を図るためには、住民が身近な地域に関心を持つことが重要な要素となることから、適切かつ効果的な情報発信等に努めます。また、交流活動等の充実や福祉教育の推進、担い手の育成を行います。

(1) 身近な地域の福祉に関する情報提供・情報共有

地域福祉活動を知るきっかけや参加の機会を創出するため、広報紙やホームページなどを積極的に活用し、地域で実践されている福祉活動を広く住民に周知します。

また、様々な機会を捉え、住民に身近な地域の人口の推移や高齢化率の推移など福祉に関する情報提供を行い、地域における当事者意識の醸成を図ります。

(2) 交流活動等の充実

地域課題の把握については、地域における問題を身近なものであると理解し、より多くの人々が地域の活動に参加し、支援・協力する機運をつくる必要があることから、気軽に集える機会の創出や交流活動等の充実を図ります。

(3) 「地域の縁がわづくり」の推進

熊本県では、地域の誰もがいつでも気軽に集い、支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の普及を図っており、本町では2団体が登録を行っています。更なる推進を図るため、活動内容の広報を行うとともに、熊本県と連携し「地域の縁がわづくり」の活動支援や登録申請における支援等を行います。

(4) 地域福祉に関する意識の醸成

地域・行政・社会福祉協議会が連携し、偏見や差別などをなくしていくための人権教育・啓発活動を推進し、人権意識の醸成を図ります。

また、助け合い・支え合う地域づくりは、子どもから大人まですべての住民一人一人の心の中に、相手を尊重し助け合い・支え合う福祉の心を育てることが大切となります。今後もボランティア養成講座や各種体験事業などの充実に取り組みむとともに、子どもたちを対象とした福祉教育の推進に努めます。

(5) 地域福祉を支える担い手の育成

地域福祉を推進していく上で、担い手となる人材の確保は重要なものとなります。

あまり地域活動に参加できない人が参加しやすくするための機会づくりなど「地域活動を担う人材が育つ環境づくり」や、様々な能力や特技、知識や経験を蓄積している地域の人たちを発掘し地域活動で活躍してもらう「地域活動を推進する人材の発掘」を行っていきます。

2 多様なニーズを「丸ごと」受け止めることができる相談体制の構築

複合的な課題や制度の狭間の課題の解決を図るためには、課題を抱える世帯が支援を円滑に受け入れられるような働きかけや、課題の受け止めや分析を行い、関連する専門機関や住民主体の組織の協力を得るための調整を中心的に担うことが求められます。

現在、本町では様々な相談支援体制が整備されています。今後はそれらの充実を図るとともに、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯が地域で埋もれることなく発見され、また、既存の専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みを検討していきます。

(1) 地域住民の相談を包括的に受け止める体制づくり

役場内の相談窓口や地域包括支援センター、子育て支援センター等と連携し、住民からの相談に適切に対応できる相談体制を構築するとともに、相談に応じる職員の資質の向上や関係機関・団体等との連携を強化するなど、相談に関する機能及び対応の充実を図ります。

(2) 関係機関・関係団体等との連携による地域生活課題の早期把握

地域生活課題を早期に把握するため、民生委員児童委員・主任児童委員等による相談活動の支援及び情報の共有化を図ります。

また、社会福祉協議会及び地域包括支援センター等と連携を図りながら、関係者のネットワーク化や地域支援ニーズとサービス提供者のマッチングなど、人と情報、サービスがつながる関係を目指し、支援を求める人に必要な支援を円滑に行うことができる仕組みづくりを推進します。

(3) 分野横断的相談支援体制の構築

支援につながりにくい生活課題のある人や家族、社会的孤立に陥る可能性がある人に対して、制度や組織の枠組みを越え、問題解決に向けた支援を行うことができるよう、分野横断的相談体制の構築を図ります。

【「個人」、「地域」、「行政」で出来ること】

個人で出来ること	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の高齢者や障がい者、子どもなどの状況について理解を深めます。 ・福祉教育に関する講習や研修等に積極的に参加します。 ・困っている人を見て見ぬふりをせず、「我が事」として問題解決に努めます。 ・自分で解決出来ない困り事は、御近所に手助けを求めるなど「助けられ上手」になるようにします。
地域で出来ること	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の状況や課題を共有し、解決策を検討します。 ・地区の関係団体や関係機関との連携を強化します。 ・困っている人の相談に乗ったり、関係機関につなぐように努めます。 ・地区活動の困り事は、必要に応じて行政や社会福祉協議会に相談します。
行政で出来ること	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地区の福祉に関する様々な情報提供を行います。 ・福祉サービスの周知のため、サービス利用の方法やサービス内容を盛り込んだ「サービス解説書」を作成します。 ・担い手育成のため、定期的な福祉リーダー研修の実施を検討します。 ・教育機関と連携し、子どもたちが地域福祉活動へ関わる機会の充実を図ります。 ・妊娠や出産、子育て、健康、介護、障がい、生活困窮など、年齢やその状態により区分することなく相談できる体制の整備を図ります。 ・支援を必要としているにもかかわらず、現状では適切なサービスを受けることができない人も対象とした相談体制の整備を図ります。 ・既存の相談窓口の連携を強化し、町全体として包括的相談支援体制を推進します。 ・支援を必要としている本人のニーズを起点とした相談支援体制を推進します。

【基本目標2 評価指標】

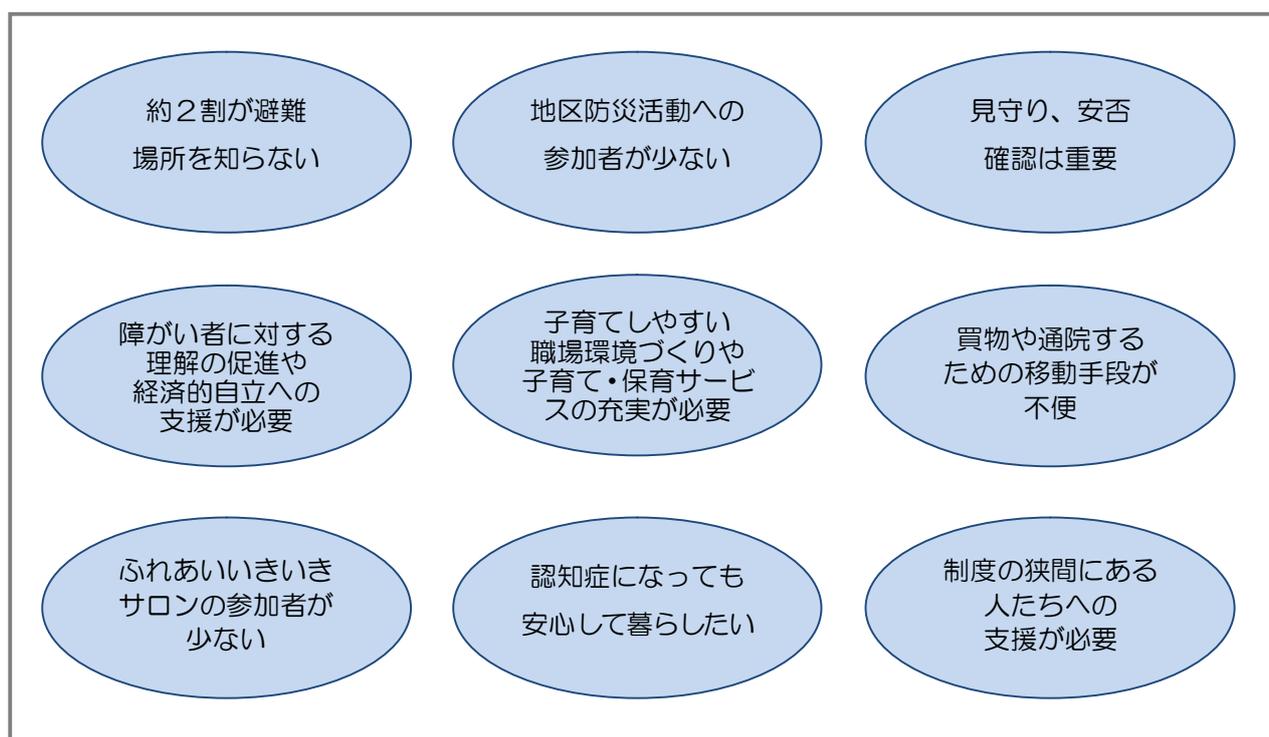
項目	現状(2018)	目標(2023)	出典等
「サービス解説書」の作成	未作成	作成	福祉課
「地域の縁がわ」登録団体数	2団体	3団体	福祉課
福祉リーダー研修の実施	未実施	実施	福祉課
支援を必要とする人などの情報が得にくいと回答した割合	63.6%	減少	民生委員等調査

基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり

住民の誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるように、災害時に備えた地域での防災力の強化を支援していきます。

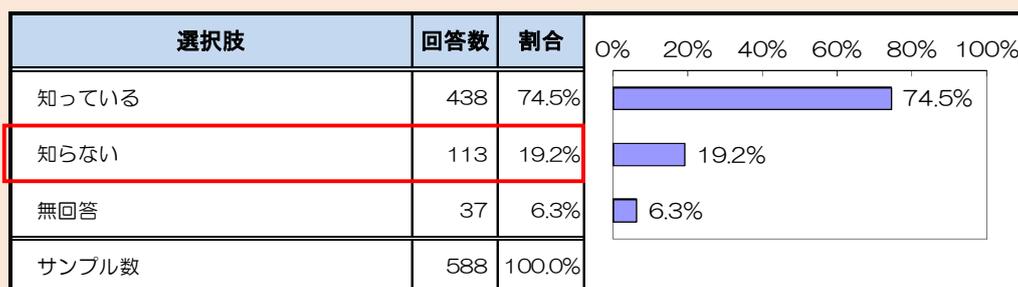
また、より一層の地域での見守り活動を推進し、多様なニーズに対応できる支援体制の構築を図ります。

【主な課題】



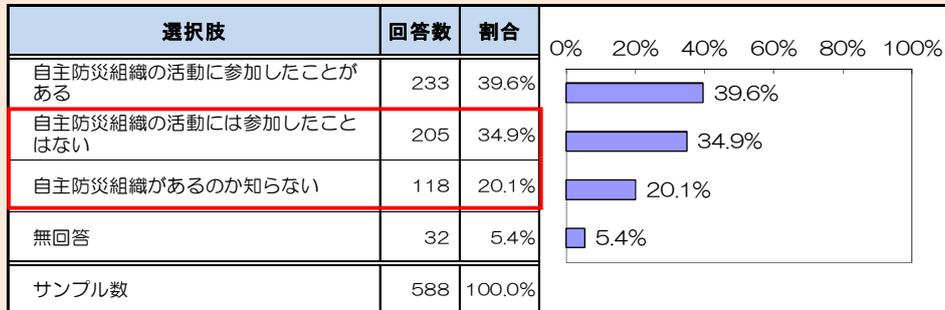
【主な調査結果】

- ・災害時の避難場所の認知度（町民調査）
約2割の方が「知らない」と回答しています。



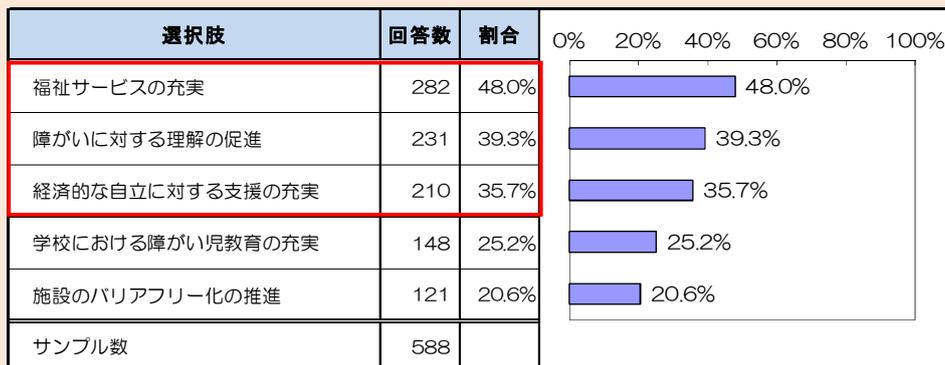
・ 自主防災組織活動への参加の経験（町民調査）

3割以上の方が「参加したことがない」と回答しています。また、約2割の方が「自主防災組織があるのか知らない」と回答しています。



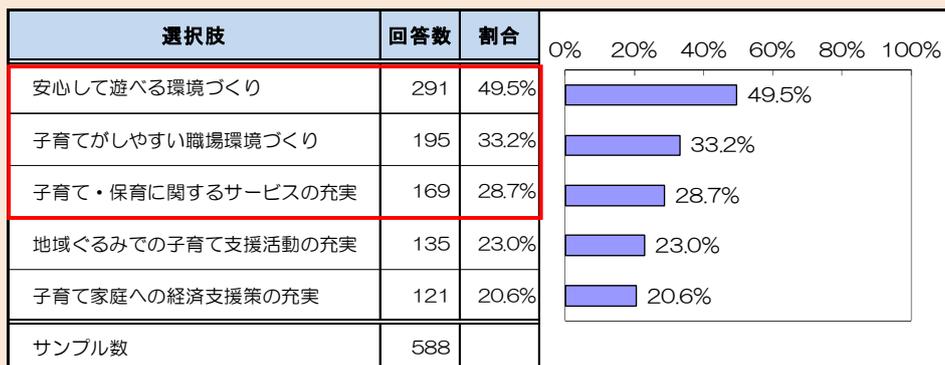
・ 障がい者が安心して暮らしていくための重要な取組（町民調査）

「福祉サービスの充実」が48.0%で最も多く、次いで、「障がい者に対する理解の促進」の39.3%、「経済的な自立に対する支援の充実」の35.7%順となっています。



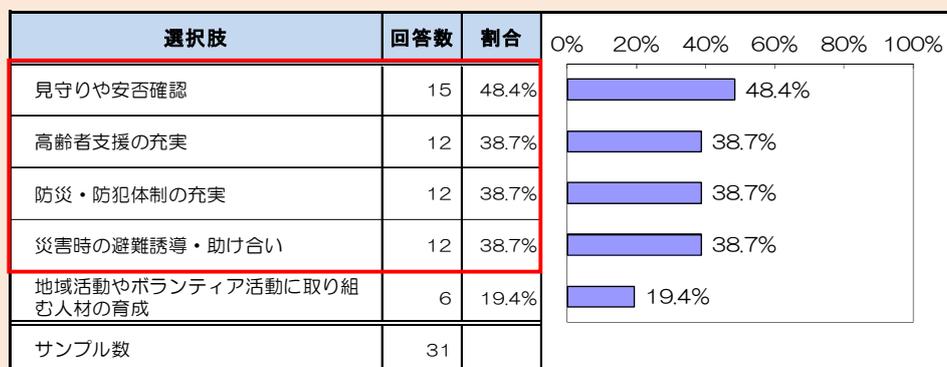
・ 子どもを健やかに育てるための重要な取組（町民調査）

「安心して遊べる環境づくり」が49.5%で最も多く、次いで、「子育てがしやすい職場環境づくり」の33.2%、「子育て・保育に関するサービスの充実」の28.7%順となっています。



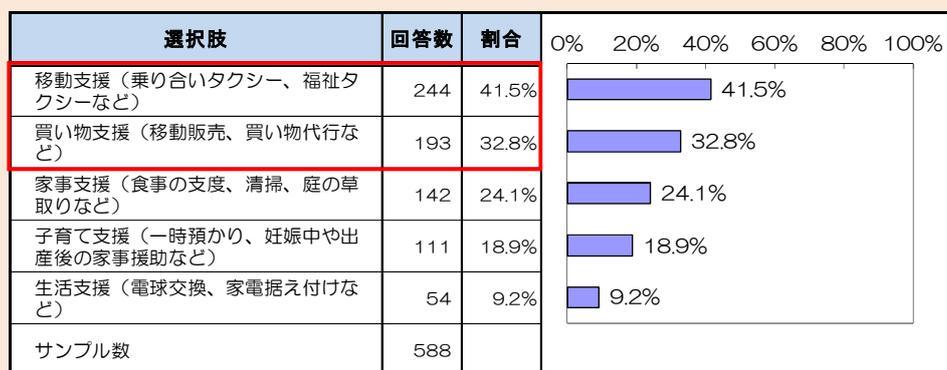
・誰もが安心して暮らしていくために、地区で必要なこと（区長調査）

「見守りや安否確認」が48.4%で最も多く、次いで、「高齢者支援の充実」、「防災・防犯体制の充実」、「災害時の避難誘導・助け合い」の38.7%の順となっています。



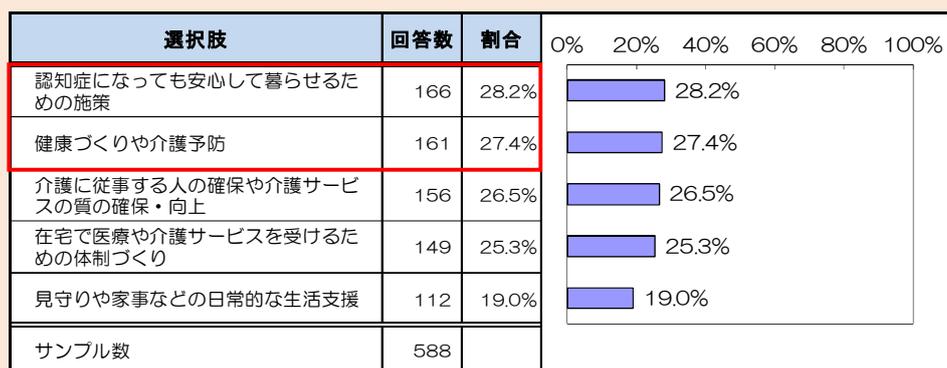
・希望する日常の困り事に対応するサービスや支え合い活動（町民調査）

「移動支援」が41.5%で最も多く、次いで、「買い物支援」の32.8%の順となっています。



・住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要なこと（町民調査）

「認知症になっても安心して暮らせるための施策」が28.2%で最も多く、次いで、「健康づくりや介護予防」の27.4%の順となっています。



【今後の方向性】

1 避難行動要支援者への支援体制の強化

ひとり暮らし高齢者や障がい者などの要配慮者を把握し、地区役員や民生委員児童委員等と連携しながら、平常時からの情報共有体制の整備・充実を図るとともに、避難時に支援を要する人の情報（避難行動要支援者名簿）を地域と共有し、日頃から支援体制を検討するなど、災害時における支援の仕組みづくりに努めます。

また、要配慮者の避難生活を支援するため、避難所等の福祉的配慮を推進します。

（1）災害時における要配慮者への支援対策の推進

災害時に必要な支援を行えるよう、地域住民や地区役員、関係機関、自主防災組織、民生委員児童委員、消防機関等関係機関と協力し、災害時の情報提供体制や要配慮者の避難支援体制の構築、自主防災組織の育成等に取り組み、平常時から地域ぐるみでの連携の強化を推進します。

（2）地区防災力の強化

地域ぐるみで「自分たちの地域を守る」という意識を醸成し、地域住民が協力して防災活動ができるような自主的な体制づくりを推進します。

また、地域での防災教育や避難訓練等の支援を行います。

（3）全ての人にやさしい避難所機能の充実

高齢者や障がい者などをはじめとした避難者が避難所生活を送る際、その負担が少しでも軽減されるよう、避難所となる公共施設の機能の充実を図ります。また、高齢者や障がい者がバリアフリー、プライバシーなどの点で安心して利用できるよう、拠点となる福祉避難所機能の充実を図ります。

2 誰もが安心して暮らすことができる環境整備

誰もが安心できる日常生活を送るためには、支援が必要な人に対して、適切なサービス提供・利用が進むよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業[※]の普及・活用など、判断能力が不十分な人たちの権利を擁護する仕組みの普及と活用に努めます。

また、虐待や支援を必要とする人や世帯を早期に発見し対応するため、地域見守り活動のより一層の推進を図ります。

(1) 権利擁護体制の充実

判断能力の不十分な人が成年後見制度を円滑に利用できるよう、利用支援を行います。

また、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の窓口の充実を図るとともに、関連機関と連携し、成年後見制度の普及啓発に努めます。

(2) 虐待防止体制の充実

子どもや高齢者、障がい者への虐待をはじめ、複雑かつ困難な生活状況におかれている住民の権利を守り、民生委員児童委員・主任児童委員等の地域福祉関係者や福祉サービス事業所と連携を図りながら迅速に対応します。また、養護者に対する支援を行います。

(3) 地域見守り活動の推進

高齢者や障がい者、子どもなど様々な事情により支援を必要とする人を早期に発見し、支援につなげる見守り体制の充実はとても重要です。今後も増加する一人暮らし高齢者など、支援を必要とする人が地域の中で孤立しないよう、声かけやあいさつなど日常的な見守りを含めたネットワークづくりのための地域見守り活動の推進を図ります。

(4) 地域ぐるみによる防犯・安全対策の推進

警察や関係機関と連携し、防犯知識及び交通規則、交通マナーの啓発・普及に取り組むとともに、住民参加による自主的な防犯活動、交通事故防止活動等の促進を図ります

また、熊本県の「やさしいまちづくり条例」に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての人が行きやすい道路環境の整備に努め、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。

※ 日常生活自立支援事業：認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう支援する事業。

3 多様なニーズに対応できる仕組みづくり

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者といった区別や支援を必要としている人を制度に当てはめるのではなく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援が受けられるよう、本人の支援ニーズに寄り添った支援体制を構築し、多様なニーズに対応します。

(1) 移動手段の確保

タクシー会社との連携により、補助の上限を設けて、障がい者、高齢者などの移動手段の支援を行います。また、各地区で連絡して乗り合う送迎システムの構築に向けた検討及び実現化を進めます。

(2) 生活困窮者自立支援の推進

様々な支援機関や地域関係者と連携を深め、生活困窮者が制度の狭間や地域の中で孤立することのないよう、早期発見の仕組みづくりや地域の中における支え合いの取組を推進します。また、生活困窮者の自立に向け包括的な支援体制を構築し、自立相談支援機関において一人一人の課題や状況に応じた支援プランの策定を行い、対象者に寄り添った支援を実施します。

(3) 自殺のないまちづくりの推進

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材育成、住民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進します。

(4) 制度の狭間の課題への横断的支援の構築

現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者や複合的な課題を抱える人に対しても必要な支援が行き届くよう、対象者のニーズに応じた横断的支援の構築を図ります。

(5) 居住・就労に関するニーズへの支援

生活困窮者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える方や居住に課題を抱える方に対し、本人の支援ニーズに寄り添った適切な支援を行います。

(6) 分野横断的な福祉サービスの検討

今後の国の動向を踏まえ、年齢や障がいの有無にかかわらず横断的な利用が可能で、多様な課題・ニーズに対応する機能を持つ共生型サービスの実施を検討します。

【「個人」、「地域」、「行政」で出来ること】

<p>個人で出来ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練などに積極的に参加します。 ・地区の危険箇所や避難場所を把握します。 ・御近所の一人暮らし高齢者等に対する見守りを心掛けます。 ・移動や買物に困っている方がいたら、出来る範囲で手助けするように心掛けます。 ・認知症や障がい、障がい者についての理解を深めます。 ・虐待等が疑われる場合、速やかに関係機関につなげます。
<p>地域で出来ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練実施の周知に努めます。 ・地区の危険箇所や避難経路、避難場所の周知に努めます。 ・一人暮らし高齢者等の見守り活動を推進するとともに、ふれあいいきいきサロンの実施内容の充実に努めます。 ・見守り活動や地区活動を通して、生活困窮者の把握に努めます。 ・様々な支援が必要な方に対して、相談窓口や関係機関につなげるように努めます。
<p>行政で出来ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害発生時の被害範囲、避難経路、避難場所などを地図上に示した地区ごとの防災ハザードマップを作成・更新します。 ・災害時における地域住民の安全確保のため、福祉避難所などを含む必要な施設の整備を図ります。 ・全地区を対象とした住民主導型地区防災計画の策定支援を行います。 ・地区防災計画に基づき、自主防災組織の基盤強化や地区の一体的なつながり、災害に強い地区づくりにつなげます。 ・障がい者への理解の浸透や当事者団体・専門機関などとの連携により、障がい者や家族への支援を広げます。 ・各地区の実態を踏まえ、移動支援や買物支援のあり方を検討します。 ・高齢者や障がい者等に対する虐待・差別の早期発見や事案への対応、養護者等の支援、周囲への理解浸透を行います。 ・町や施設、住民が連携しながら、全地区でのふれあいいきいきサロンの設置や募集提案型サロンの実施を通じて、町独自の介護予防事業を展開します。 ・ニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実に努めるとともに、必要とする支援を選択して利用できるよう、充実した情報提供や相談・援助などを実施します。 ・ハローワークや関係機関との連携を強化し、生活困窮者の包括的な相談や寄り添った支援を行います。 ・誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策を推進します。 ・子どもの貧困対策推進のために、関係団体・関係機関等と連携して問題解決に取り組みます。

【基本目標3 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	出典等
避難場所を知らない町民の割合	19.2%	減少	町民調査
自主防災組織を知らない町民の割合	20.1%	減少	町民調査
移動手段確保のための支援制度の整備	未整備	整備	福祉課
ふれあいきいきサロン実施地区数	37地区	全地区	福祉課
認知症サポーター延べ人数	1,516人	2,400人以上	福祉課
障がい福祉施設から一般就労への移行人数	1人 (2016実績)	2人以上	福祉課
障がい者に対応する地域生活支援拠点等の設置	未設置	八代圏域で 1か所	福祉課
仕事・子育て両立サポート満足度	70.6%	80%以上	氷川町総合戦略

第7章 計画の推進

1 円滑な推進のための責務と役割

行政は住民の福祉向上を目指して社会福祉施策を総合的に推進する責務があります。しかしながら、地域における多様な生活課題を解決するためには行政の取組だけでは担いきれない現状があります。

本計画を円滑に推進するためには、地域住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担うことが必要です。それぞれが果たす責務と期待される役割は以下のとおりです。

(1) 地域住民

一人一人が地域福祉推進の担い手として、地域の福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域福祉活動への積極的かつ主体的な参加が求められています。

(2) 民生委員・児童委員、ボランティアなど

福祉サービスが必要な住民に対して主体的な支援を行う者として、地域の福祉ニーズを把握し、行政や事業者等と協力・連携するとともに、住民に対して福祉のまちづくり等に参加するよう働きかけを行うなどの役割が求められています。

(3) 医療機関、福祉サービス事業者など

医療や福祉サービスの質の向上を図るとともに、八代地域の医療・介護・福祉ネットワークを形成し、定期的な情報交換を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けて医療・介護・福祉の連携を図ることが求められています。

(4) 社会福祉協議会

地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。併せて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等を行います。

(5) 行政

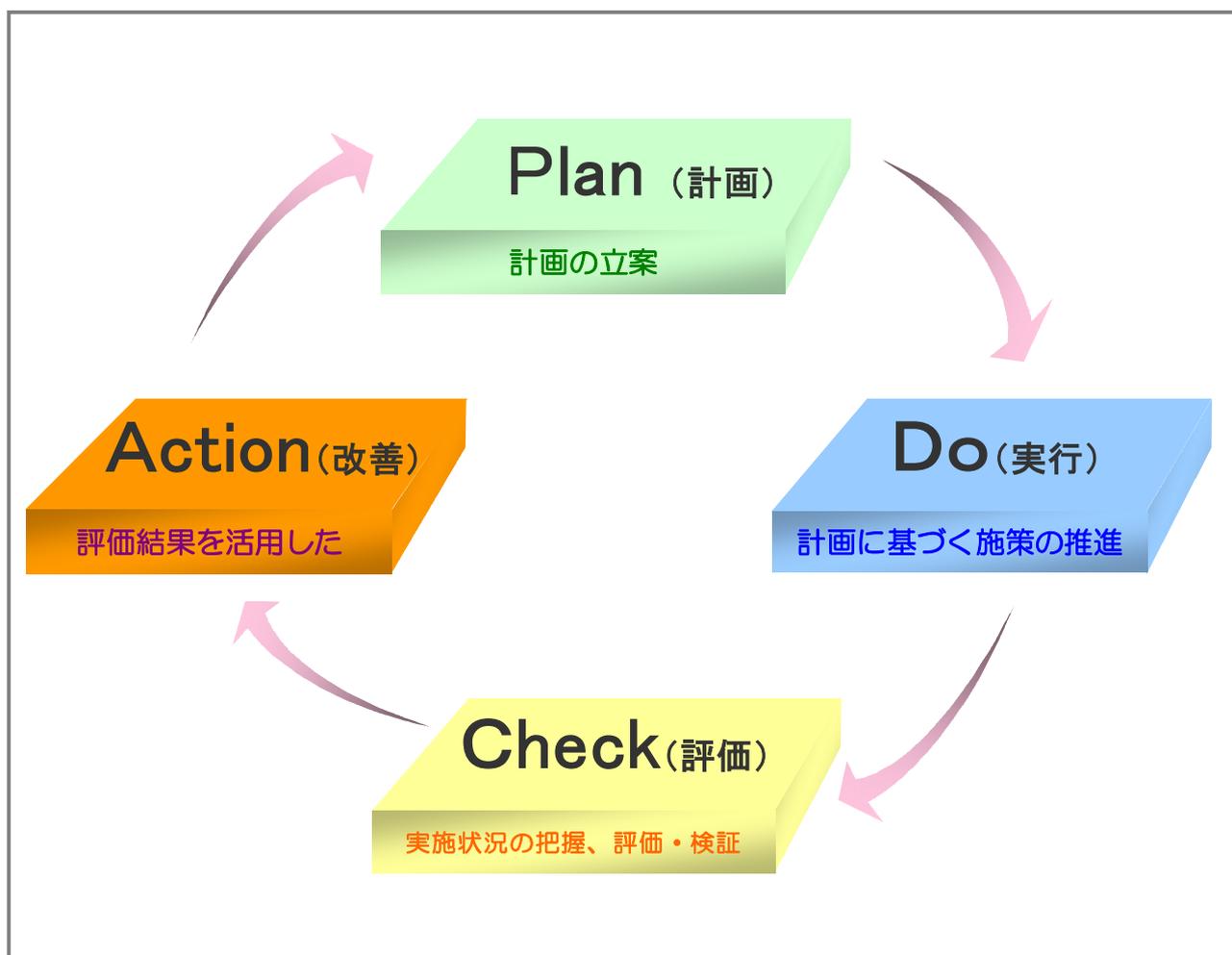
地域福祉を推進するための調整役、リード役としての役割を担い、福祉サービスの適切な利用促進及び健全な発達のための基盤整備をはじめ、地域福祉への住民参加を積極的に推進します。

2 計画の点検・評価

地域福祉推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画の進行管理については、住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会と連携しながら、計画の進捗状況や達成状況について把握し、評価・検証を行うなど、協働による計画の実効性・実現性を目指します。

【計画の点検・評価】



資料編

1 氷川町地域福祉計画策定委員会設置条例

平成 29 年 3 月 17 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 本町の地域福祉を推進するため、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定及び変更するに当たり、氷川町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 計画の策定及び変更に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱した委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定及び変更されるまでの期間とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があるときには、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 氷川町地域福祉計画策定委員会委員名簿

	所属	役職	氏名	備考
1	民生委員児童福祉委員	会 長	中園 庸子	副委員長
2	母子寡婦会	代 表 者	村崎 靖子	
3	ボランティア協議会	会 長	土亀 克己	
4	区長会	会 長	高瀬 博康	委 員 長
5	氷川町婦人会	会 長	黒田 京子	
6	老人クラブ連合会	会 長	西村 桂一	
7	教育委員会	委 員	豊暉原 素峰	
8	氷川町保育園協議会	会 長	源 喜美子	
9	身障者福祉会	会 長	前橋 照雄	
10	人権教育指導員	指 導 員	田 副 稔	
11	氷川町子ども会 育成連絡協議会	会 長	稲本 眞理	
12	氷川町消防団	団 長	前田 博文	
13	氷川学園	施 設 長	西坂 千賀子	
14	特別養護老人ホーム 早尾園	事 務 長	西山 その美	
15	特別養護老人ホーム やすらぎ荘	介護支援専門員	野中 哲郎	
16	住宅型有料老人ホーム ケアライフ竜宮	施 設 長	村山 賢一	
17	社会福祉協議会	局 長	道永 政宜	
18	氷川町地域包括支援センター	管 理 者	東 博 文	

第 3 期氷川町地域福祉計画

平成31年3月

発行・編集

氷川町 福祉課

〒869-4814 熊本県八代郡氷川町島地642番地

TEL 0965-52-5852 FAX 0965-52-3939



© 2009 town HIKAWA
ひかりん
ひかりんは、ひかりんプロジェクトの登録商標です。